

いつもいっしょに。人と、家族と、この島と。



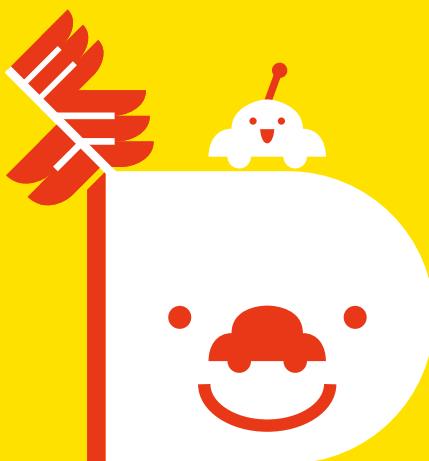
Daido Always by Your Side

くるまの保険 ご契約のしおり

(普通保険約款・特約)

～ご契約の手引き～

個人用総合自動車保険



Daido
Always by
Your Side



「この島の損保。」

 大同火災海上保険株式会社

◆ はじめに ◆

このたびは、弊社の自動車保険をご検討・ご契約いただき、誠にありがとうございました。
心から厚く御礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧と万が一の際のお支払いの迅速公正をモットーとし、広く皆様のご愛顧を賜っております。今後とも、大同火災の自動車保険をご愛用くださいますようお願い申し上げます。

《ご契約のしおり》

この冊子には、ご契約の際の大切な事柄が記載されており、以下の構成となっております。

ご契約の手引き

保険証券の見方やご契約に関する重要な事項（告知義務や通知義務、補償内容、保険金をお支払いしない主な場合等）をわかりやすくご説明しております。必ずご一読ください。

DAY-GO!くるまの保険（個人用総合自動車保険）の約款・特約

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてご説明しております。重要事項説明書と併せてご一読いただき、ご契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

目 次

用語のご説明	1
I. 契約締結前におけるご確認事項	2
1. 自動車の保険について	2
2. 商品の仕組み [契約概要]	3
3. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等	3
(1) 基本となる補償 [契約概要] [注意喚起情報]	3
①相手への賠償	3
②おケガの補償	4
③お車の補償	5
(2) 免責金額 [注意喚起情報]	6
(3) 主な特約の概要 [契約概要]	7
(4) 特約の重複補償 [注意喚起情報]	9
(5) 保険金額の設定 [契約概要]	10
(6) 補償される運転者の範囲 [契約概要] [注意喚起情報]	12
(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 [契約概要] [注意喚起情報]	13
4. 保険料の決定の仕組みと払込方法等	13
(1) 保険料の決定の仕組み [契約概要]	13
(2) 保険料の払込方法 [契約概要] [注意喚起情報]	20
(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い [注意喚起情報]	22
5. 満期返戻金・契約者配当金 [契約概要]	22
II. 契約締結時におけるご注意事項	22
1. 告知義務 [注意喚起情報]	22
2. クーリングオフ [注意喚起情報]	23
III. 契約締結後におけるご注意事項	23
1. 通知義務等 [注意喚起情報]	23
2. 解約返れい金 [契約概要] [注意喚起情報]	24
3. ご契約の中止制度（中止特則） [注意喚起情報]	25
4. 契約更新サポート（満期を迎えるとき） [契約概要]	26
IV. その他ご留意いただきたいこと	26
1. ご契約手続きの流れ	26
2. 取扱代理店の権限 [注意喚起情報]	29
3. 保険会社破綻時等の取扱い [注意喚起情報]	29
4. 個人情報の取扱いについて [注意喚起情報]	29
5. ロードサービスについて	29
6. ご契約のお車および記名被保険者について	29
7. Web 約款について	30
8. 継続（更新）契約について	30
V. 事故が起った場合の連絡方法や留意点	31
1. 事故現場での対応について	31
2. 事故日以降の対応について	32
3. 事故に関するその他事項について	33
DAY-GO!くるまの保険（個人用総合自動車保険）の約款・特約	
1. 普通保険約款	
第1章 賠償責任保険	37
第1節 対人賠償責任条項	40

第2節 対物賠償責任条項	47
第2章 傷害保険	55
第1節 人身傷害補償条項	55
第2節 傷害一時金条項	74
第3章 車両保険	75
車両条項	75
第4章 基本条項	82

2. 特約

特 約	記載 ページ	保険証券上の表示（例）
☆自動的にセットされる条件		

運転者の範囲や年齢条件に関する特約		
① 運転者限定特約	101	家族限定、本人・配偶者限定 運転者範囲を「○」「×」で表示します。
② 家族運転者等年齢条件特約	103	家族運転者等年齢条件特約 年齢条件適用範囲を「○」「×」で表示します。
③ 旧盆期間中の運転者範囲に関する特約 ☆すべてのご契約に自動セットされます。	104	旧盆中の運転者範囲に関する特約

相手方への賠償に関する特約		
④ 対物全損時修理差額費用補償特約	104	対物全損時修理差額費用補償特約

ご自身や同乗者等のケガに関する特約		
⑤ 人身傷害の被保険自動車外事故補償特約	107	被保険自動車外事故補償特約
⑥ 人身傷害の生活支援費用補償特約	109	生活支援費用補償特約
⑦ 無保険車傷害特約（車内・車外） ☆人身傷害補償保険に自動セットされます。	111	無保険車傷害特約（車内・車外）

ご契約のお車の損害に関する特約		
⑧ 車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）	118	車対車+限定A
⑨ 車両危険限定補償特約（A）	119	
⑩ 車両保険の適用範囲に関する特約 ☆次に定める条件をすべて満たしている場合に自動適用します。 ア この保険契約に普通保険約款第3章 車両保険車両条項の適用があること。 イ 被保険自動車がタンク車、ふん尿車等ホースを付属する自動車であること。	119	

ご契約のお車の損害に関する特約		
⑪ 身の回り品補償特約	120	身の回り品補償特約
⑫ 車対車事故免責金額ゼロ特約	125	車対車免ゼロ特約
⑬ 車両新価保険特約	126	車両新価保険特約
⑭ 修理支払限度額設定特約	130	修理支払限度額特約
⑮ リサイクル部品使用特約	131	リサイクル部品使用特約
⑯ リースカーの車両費用保険特約	132	リース車両費用保険特約
⑰ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	138	地震・噴火・津波一時金

その他の補償に関する特約		
⑯ 他車運転補償特約 ☆すべてのご契約に自動セットされます。	142	他車運転補償特約
⑰ 原動機付自転車に関する特約	146	原動機付自転車に関する特約
⑱ 弁護士費用等補償特約	149	弁護士費用等補償特約
⑲ 事故・故障時ロードアシスト特約 ☆すべてのご契約に自動セットされます。	157	事故・故障時ロードアシスト特約
⑳ 事故・故障時代車費用補償特約	162	事故・故障時代車費用補償特約
㉑ 日常生活賠償責任特約	166	※契約内容を表示します。
㉒ ゴルファー特約	175	
㉓ 携行品損害特約	188	

ご契約の手続きに関する特約ほか		
㉔ 保険料分割払特約	194	●●●口座振替 ●●●直接集金
㉕ 初回保険料の払込方法等に関する特約	197	●●●払 口座振替(初回払込) ●●●払 コンビニ払(初回払込)
㉖ 団体扱・集団扱に関する特約	202	団体扱●●● 集団扱●●●
㉗ 繙続契約の取扱いに関する特約 ☆すべてのご契約に自動セットされます。	206	
㉘ 保険契約の更新に関する特約	207	保険契約の更新に関する特約(契約更新サポート)
㉙ リースカーに関する特約	210	
㉚ 共同保険に関する特約条項	210	共同保険に関する特約

大同火災の自動車保険付帯サービス利用規約

○ゆいゆいサポート（ロードサービス）

I ゆいゆいサポート（ロードサービス）全般に関する事項	212
1. ゆいゆいサポートDX（デラックス）利用規約について	212
2. ゆいゆいサポート（ロードサービス）の提供対象契約	213
3. ゆいゆいサポートで提供する「各種サポート」	213
4. ゆいゆいサポートの利用対象者	213
5. ゆいゆいサポートの適用対象地域	213
6. ゆいゆいサポートの対象期間	213
7. ゆいゆいサポートを提供できない主な場合等	213
8. ゆいゆいサポートをご利用いただく際のご注意事項	214
9. J A F会員の特則	215
10. 利用対象者の費用立替・費用負担	215
11. ゆいゆいサポート内容の変更・中止・終了	216
12. 代位	216
13. 訴訟の提起および準拠法	216
II 各種サポートの内容	216
1. レッカーカーかけつけサポート	216
2. 応急処置かけつけサポート	217
3. ガス欠時ガソリンお届けサポート	217
4. おくるま故障時相談サポート	217
III GPS機能による位置情報の通知について	218
1. GPS機能による位置情報の通知について	218
2. GPS機能による対応の流れ	218

○入院時相談サービス（情報提供サービス）

I 入院時相談サービス利用規約全般に関する事項	221
1. 入院時相談サービス利用規約について	221
2. 入院時相談サービスの提供対象契約	221
3. 入院時相談サービスの利用対象者	222
4. 入院時相談サービスの内容と提供条件	222
5. 入院時相談サービスの提供を行わない場合	222
6. 入院時相談サービスの提供期間・受付時間および終了、中止または変更等について	222
7. 訴訟の提起および準拠法	222
お支払いする保険金の概要	223
共同保険引受保険会社名称一覧	227

ご契約の手引き

保険証券の見方や自動車保険のご契約の流れ、ご確認いただきたい事項を記載しております。お取扱いの内容については、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定められる事項が含まれます。詳細については、普通保険約款・特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

用語のご説明

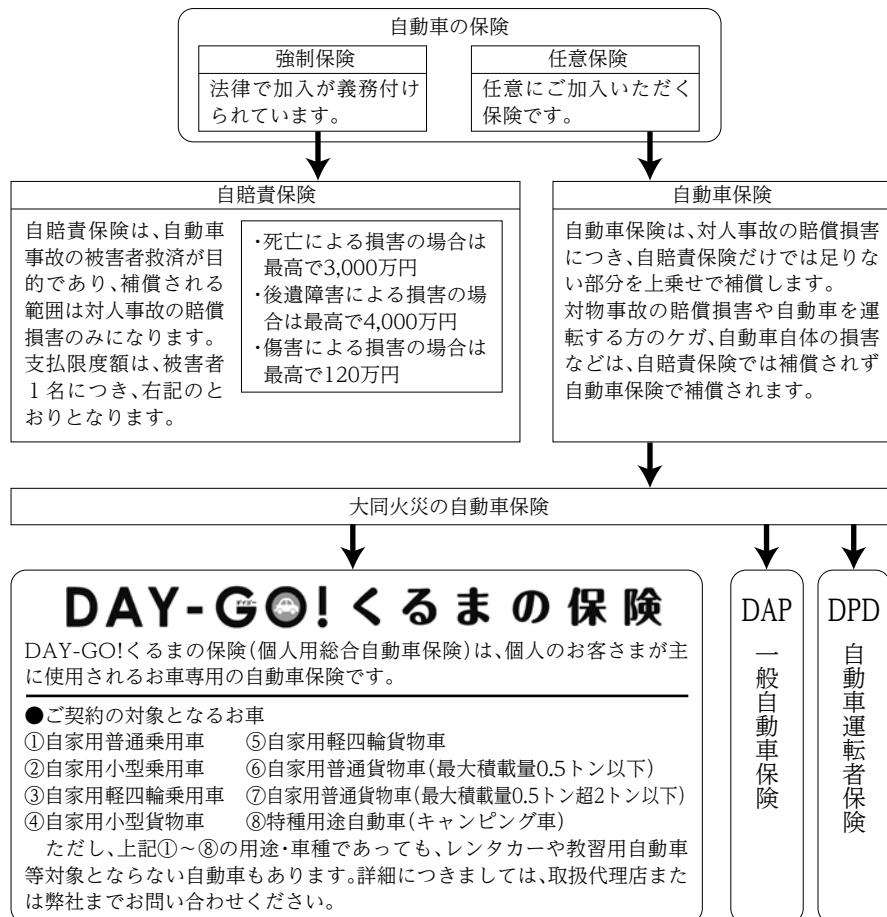
ご契約のしおりで使用している用語を記載しています。

区分	用語	説明
か行	家族	以下のいずれかに該当する方を家族として取り扱います。 (1) 記名被保険者の配偶者（注1） (2) 記名被保険者または(1)の同居の親族 (3) 記名被保険者または(1)の別居の未婚（注2）の子 (注1) 婚姻関係にある者の相手方で、内縁関係にある者（※）を含みます。 (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がない（一度も結婚したことがない）ことをいいます。 (※) 内縁関係にある者 法律上の婚姻届出が提出されていない事実上の婚姻関係にある者をいいます。
	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	原動機付自転車	総排気量が125cc以下または定格出力1.00キロワット以下の二輪自動車（側車付のものを除きます。）および総排気量50cc以下または定格出力0.6キロワット以下の二輪自動車（側車付のものを含みます。）をいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券に記載された被保険者をいいます。
	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
さ行	自家用8車種	用途・車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。
た行	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
は行	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続き等に関する原則的な事項を定めたものです。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に弊社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 自動車の保険について

自動車に関する保険は、法律で加入が義務付けられた強制保険（自動車損害賠償責任保険、または自動車損害賠償責任共済。以下「自賠責保険」といいます。）と、任意にご加入いただく任意保険（自動車保険）の大きく2種類に分かれています。



2. 商品の仕組み [契約概要]

DAY-GO!くるまの保険（個人用総合自動車保険）は基本となる補償と、お客様のニーズに応える特約から構成されます。基本となる補償、自動的にセットされる主な特約（自動セット特約）、セットすることができる主な特約（任意セット特約）は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる 主な特約（自動セット特約）	セットすることができる主な特約 (任意セット特約)
相手への賠償	対人賠償責任保険 対物賠償責任保険	他車運転補償特約	対物全損修理差額費用補償特約
おケガの補償	人身傷害補償保険 傷害一時金保険	無保険車傷害特約	人身傷害の被保険自動車外事故補償特約 人身傷害の生活支援費用補償特約
お車の補償	車両保険 無過失事故の取扱いの特則		車両新価保険特約 修理支払限度額設定特約 リサイクル部品使用特約 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 身の回り品補償特約
上記以外の主な特約		自動セット特約 保険契約の更新に関する特約 継続契約の取扱いに関する特約 旧盆期間中の運転者範囲に関する特約 事故・故障時ロードアシスト特約	
		任意セット特約 事故・故障時代車費用補償特約 弁護士費用等補償特約 日常生活賠償責任特約 携行品損害特約 ゴルファー特約	

3. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

(1) 基本となる補償 [契約概要] [注意喚起情報]

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、補償の概要（保険金をお支払いする主な場合）および保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。補償内容の詳細は、P37以降に記載の普通保険約款・特約をご参照ください。

① 相手への賠償

事故で他人を支障させてしまった場合や、他人の物を壊してしまった場合で、法律上の損害賠償責任を負うときに保険金をお支払いします。

対人賠償責任保険

事故により相手の方にケガをさせてしまったり、死亡させてしまったときの損害賠償責任を補償します。

補償の概要（保険金をお支払いする主な場合）

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。また、臨時費用の支出に備えて、被害者が死亡された場合、被害者1名につき10万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

ご契約のお車を運転中の方の同居の父母またはお子さま等の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等

対物賠償責任保険

事故により相手の方の車や財物を壊してしまったときの損害賠償責任を補償します。

補償の概要（保険金をお支払いする主な場合）

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。

なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

ご契約のお車を運転中の方の同居の父母またはお子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等

② おけがの補償

ご自身、ご家族、あるいは搭乗中の方の治療費等をお支払いします。

人身傷害補償保険

ご自身、ご家族、あるいは同乗中の方が、ご契約のお車に搭乗中に死傷された場合に保険金をお支払いします。

補償の概要（保険金をお支払いする主な場合）

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等について、補償を受けられる方1名につき保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。ご契約のお車以外のお車^(注)に搭乗中の事故や車外での自動車事故でケガをした場合等も補償します。

人身傷害補償保険は下表の2種類から選択できます（○：補償対象、×：補償対象外）。

事故の種類	ご契約のお車に搭乗中の事故	他のお車 ^(注) に搭乗中の事故	お車に搭乗していない間の事故
ご契約タイプ			
基本補償	○	×	×
被保険自動車外事故補償	○	○	○

（注）「他のお車」には次のお車は含まれません。

●記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族、別居の未婚の子が所有または常時使用するお車

●二輪自動車、原動機付自転車

保険金をお支払いしない主な場合

●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害

●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帶びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害 等

傷害一時金保険

人身傷害補償保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方へ一時金をお支払いします。

補償の概要（保険金をお支払いする主な場合）

人身傷害補償保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の治療日数が通算して5日以上となった場合（注）に、補償を受けられる方1名についてご契約時にお選びいただく保険金額（10万円または20万円のいずれか）の全額をお支払いします。

（注）5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害

●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができるないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害 等

③ お車の補償

ご契約のお車の修理費のほか、新車の買い替え費用や、代車費用等の諸費用をお支払いします。

車両保険

偶然な事故により、ご契約のお車が損害を受けた場合に補償します。

補償の概要（保険金をお支払いする主な場合）

衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額（修理費等）から免責金額を差し引いた額について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします（全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。）。

車両保険は下表の2種類から選択できます（○：補償対象、×：補償対象外）。

事故例 ご契約タイプ	車対車の衝突・ 接触による損害	車以外の他物との 接触等による損害	火災・爆発・盗難・ 台風・洪水・高潮・ いたずらによる損害
一般車両	○	○	○
車対車+A	○（注）	×	○

（注）相手自動車および運転者が確認された場合に限ります（当て逃げは補償されません。）。

ただし、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車との衝突・接触事故によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

<車両保険の無過失事故に関する特則>

保険金を支払う場合において次の(1)または(2)のいずれかの条件を満たしており、かつ車対車事故の相手自動車の登録番号等ならびに車対車事故の発生の時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できる無過失事故については、免責金額及び次契約に適用するノンフリート等級、ならびに事故有効期間を決定するうえで、弊社における更新契約に限りその車対車事故に関して保険金を支払わなかったものとします。

(1) ご契約のお車の所有者およびこの契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかつたことが確定した場合

(2) 次のいずれかによる車対車事故で、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた者に過失がなかつたことを弊社が認めた場合

①追突／②センターラインオーバー／③赤信号（赤色点滅は含みません。）／④駐停車中のご契約のお車への接触・衝突

※「車両新価保険特約」または「修理支払限度額設定特約」による保険金支払いがある場合を除きます。詳細は以下をご参照ください。

【「車両保険の無過失事故に関する特則」に関する注意点】

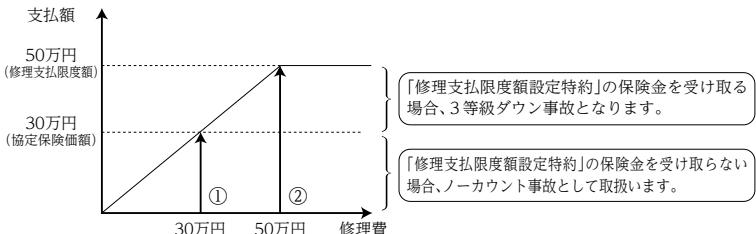
次の(1)または(2)のいずれかのケースに該当する場合、「無過失事故」であっても、更新後のご契約に適用されるノンフリート等級は、3等級ダウンとなりますのでご注意ください。

(1) 「車両新価保険特約」がセットされており、「車両新価保険特約」による保険金支払がある場合

(2) 「修理支払限度額設定特約」がセットされており、「修理支払限度額設定特約」による保険金支払がある場合

※ お支払いする保険金の額が協定保険価額を超える場合は、従来どおり等級はダウンしません。

(例)「修理支払限度額設定特約」がセットされている場合の保険金支払



①修理費が協定保険価額(30万円)を超過する場合、「修理支払限度額設定特約」の保険金を受け取らない場合、ノーカウント事故として取扱います。

②「修理支払限度額設定特約」の保険金を受け取る場合、3等級ダウン事故となります。

保険金をお支払いしない主な場合

●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害

●欠陥・磨滅・腐しょく・さびその他自然消耗、故障損害

●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害

●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 等

保険金をお支払いしない主な場合（すべての基本となる補償に共通）

●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

●ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害

※ 上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被保険者を定めています。

(2) 免責金額 [注意喚起情報]

対物賠償責任保険および車両保険には免責金額（自己負担額）があります。

① 対物賠償保険の免責金額（自己負担額）

対物賠償保険の免責金額は0万円（免責金額なし）、3万円、5万円、10万円、20万円からお選びいただけます。

万が一、事故が発生したときは、ご契約の免責金額をお客さままで負担いただき、それを超過した金額を保険金としてお支払いします。

② 車両保険の免責金額（自己負担額）

車両保険については、必ず以下のいずれかの免責金額を設定します。

用途・車種	免責金額（自己負担額）パターン		
自家用8車種 (自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下、0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャッシング車）)	●増額方式 (1回目の車両事故) 0万円 5万円	●(2回目の車両事故) — —	10万円 10万円（注3）
	●定額方式 事故回数にかかわらず 0万円（注2） 5万円（注3）		

(注1) 事故の「回目」とは、弊社が保険金をお支払いする車両事故を発生時順に数えるものをおいいます。なお、保険期間が1年超のご契約については、1保険年度ごとに全保険年度を通して同一の免責金額が設定されます。

(注2) 1～5等級契約に適用することはできません。

(注3) 「車対車事故免責金額ゼロ特約」もご用意しています。免責金額を「5万円」または「5万円-10万円」に設定したご契約の場合でも、車対車の事故で、かつ、相手自動車が確認できる場合に限り、免責金額なしで車両保険金をお支払いする特約です。

(3) 主な特約の概要 契約概要

主な特約の概要を掲載しています。補償内容等の詳細は37ページ以降をご参照ください。

【自動セット特約】：ご契約の内容により必ずセットされる特約

【任意セット特約】：ご希望によりセットすることができる特約

相手への賠償に関わる特約

特約名	特約の概要
対物全損時修理差額費用補償特約 【任意セット特約】	対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合に、損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行ったときに限り、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。

おヶガの補償に関わる特約

特約名	特約の概要
無保険車傷害特約 （車内・車外） 【自動セット特約】	賠償能力が十分ではない無保険車と衝突した場合などで、運転者や同乗者が死亡または後遺障害を被ったときで、「人身傷害補償保険より、保険金が支払われないとき」または「人身傷害補償保険により支払われる額がこの特約から支払われるべき額を下回るとき」に保険金をお支払いします。被保険者1名についての保険金の限度額は、2億円となります。
人身傷害の被保険自動車外事故補償特約 【任意セット特約】	人身傷害補償保険で補償の対象となる事故を「ご契約のお車に搭乗中の事故」だけでなく、「他のお車に搭乗中の事故」や「お車に搭乗していない間の自動車事故」に拡大します。
人身傷害の生活支援費用補償特約 【任意セット特約】	扶養者が人身傷害事故で死亡または重度後遺障害を負った際に、その家族が生計を立て直す上での当座の費用として、被保険者1名につき300万円をお支払いします。

お車の補償に関する特約

特約名	特約の概要
地震・噴火・津波 危険車両全損時一時金特約 【任意セット特約】	地震・津波・噴火等の自然災害によりご契約の車両が「全損」となった場合に、臨時に必要となる費用に対する一時金を保険金としてお支払いします（50万円限度）。
修理支払限度額設定特約 【任意セット特約】	お車の修理費が協定保険価額（時価額）を上回った場合でも、あらかじめ設定いただいた修理支払限度額までお支払いします。
車両新価保険特約 【任意セット特約】	新車で購入したお車が事故（盜難を除きます。）により、新車価額の50%以上の損傷を被るなどして、お車の買替えまたは修理をする場合、協定新価保険金額を限度に保険金をお支払いします（新価払）。また、新価払で車両保険金をお支払いした場合（買替えの場合に限ります。）に、再取得時諸費用をお支払いします。
車対車事故免責金額ゼロ特約 【任意セット特約】	免責金額（自己負担額）が5万円に設定されている車両保険契約において、車対車事故で、かつ、相手自動車が確認できる場合に限り、免責金額（自己負担額）なしで車両保険金をお支払いします。
リサイクル部品使用特約 【任意セット特約】	車両事故により、ご契約のお車の修理が必要となった場合に、新品の部品の代わりにリサイクル部品を使用して修理するものとして、その修理費を基に車両保険金をお支払いします。リサイクル部品を使用して修理することをご契約時にお決めいただくことで車両保険料を割引します。
身の回り品補償特約 【任意セット特約】	ご契約のお車の車内もしくはトランク内に収容された個人所有の生活用動産等に生じた損害について保険金額を限度にお支払いします。

その他の主な特約

特約名	特約の概要
他車運転補償特約 【自動セット特約】	他人のお車（自家用8車種に限ります。）を臨時に借用して運転中の対人・対物事故について、他人のお車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い保険金をお支払いします。 なお、ご契約のお車に車両保険がご契約されている場合は、借用したお車の車両損害に対しても、借用したお車の時価額を限度に保険金をお支払いします。
旧盆期間中の運転者範囲に関する特約 【自動セット特約】	運転者限定特約に定める限定運転者以外の方および家族運転者等年齢条件特約に定める運転者年齢条件に該当しない方が運転している間に生じた事故の取扱いの規定にかかわらず、旧盆期間中 ^(注) およびその前後1日については、これらの特約を適用せず、契約条件に従って保険金をお支払いします。 (注) 旧暦の7月13日から7月15日に該当する期間をいいます。
保険契約の更新に関する特約（契約更新サポート） 【自動セット特約】	前契約の満期日までにご契約者または弊社のいずれか一方から継続契約を締結しない等の意思表示がない限り、一定の条件に基づき保険契約を更新します。 (注) 一部の対象外契約を除き、自動セットとなります。
継続契約の取扱いに関する特約 【自動セット特約】	ご契約の継続契約に契約手続き漏れがあった場合であっても、一定条件を満たすとき限り、保険契約が満了するときと同一の内容で更新契約が締結されたものとして取り扱います。
事故・故障時ロードアシスト特約	被保険自動車が、車両損害、故障損害、走行障害、落輪等の事由から、被保険自動車が自力走行不能となったことに伴い、運搬・搬送・引取費

【自動セット特約】	用や応急処置費用を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。
弁護士費用等補償特約 【任意セット特約】	自動車事故により死傷したり、財物の損害を受ける等の被害を被った場合に、相手方への損害賠償請求に際して必要となる弁護士費用等について、弊社が別途定める弁護士費用等支払限度額（300万円）の範囲内で保険金をお支払いします（法律相談費用については10万円を限度とします）。
事故・故障時代車費用補償特約 【任意セット特約】	ご契約のお車が、以下の理由により使用不能となつたため借り入れたレンタカー等（代車）の費用（実損額）を上限日額を限度にお支払いします。 ①事故・故障時ロードアシスト特約の支払対象となる場合で、ご契約のお車が自力走行不能となつた損害発生の地から運搬・搬送されること ②上記①以外の場合で、車両保険の支払対象となる事故に伴つて被保険自動車に損害が生じること ③被保険自動車の盗難
原動機付自転車に関する特約 【任意セット特約】	記名被保険者・配偶者またはその親族（同居の親族・別居の未婚の子）が、原動機付自転車（借用した他人の原動機付自転車を含みます。）を所有・使用・管理中に生じた賠償事故、または原動機付自転車に搭乗中に生じた人身傷害事故または自損傷害事故について、ご契約条件に従い保険金をお支払いします。保険金額は、対人賠償、対物賠償、人身傷害について主契約と同額の保険金額となります。
日常生活賠償責任特約 【任意セット特約】	国内での偶然な事故で、被保険者やそのご家族が他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負つた場合、保険金をお支払いします。
携行品損害特約 【任意セット特約】	被保険者やそのご家族の住宅内から一時に持ち出された身の回り品に、偶然の事故による損害が生じた場合、保険金をお支払いします。
ゴルファー特約 【任意セット特約】	(1) 日本国内・国外を問わず、ゴルフ場・練習場でゴルフプレー・練習中にケガをされた場合、保険金をお支払いします。 (2) 日本国内のゴルフ場でゴルフ競技中にホールインワン・アルバトロス（注）を達成したとき、保険金をお支払いします。 (注) 対象となるホールインワン・アルバトロスは、①アマチュアゴルファーが、日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場でパー35以上の9ホールを正式にラウンドし、②他の競技者1名以上と同伴し（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）、かつ、ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用してプレー中のホールインワンまたはアルバトロスです。ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しない場合は、お支払いの対象となりませんので、ご注意ください。また、ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されている場合、保険金のお支払い額は単純に合算されず、それらの契約のうち最も高い保険金額が限度となりますのでご注意ください。

(4) 特約の重複補償 注意喚起情報

次表の保険・特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（自動車保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することができます。

補償が重複すると、保険・特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、お支払いする保険金は1契約に保険・特約をセットした場合と同じです。補償内容の差異や保険金額、保険・特約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。（注）

（注）1契約のみに保険・特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償が

なくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な保険・特約〉

	1台目の自動車保険の契約内容	2台目の自動車保険の契約内容
①	人身傷害補償保険（被保険自動車外補償）	人身傷害補償保険（被保険自動車外補償）
②	原動機付自転車に関する特約	原動機付自転車に関する特約
③	弁護士費用等補償特約	弁護士費用等補償特約
④	日常生活賠償責任特約	日常生活賠償責任特約

(5) 保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。

お客様が実際に契約する保険金額については、保険契約申込書等の保険金額欄でご確認ください。

① 補償種目別の保険金額

被保険者1名について保険金額（ご契約金額）は、次のとおりとなります。

補償種目	保険金額
対人賠償責任保険	5,000万円以上
対物賠償責任保険	300万円以上
人身傷害補償保険	3,000万円以上
傷害一時金保険	10万円または20万円
車両保険	市場販売相当額によります。

② 対物賠償責任保険の保険金額制限

保険金額が3億円を超える場合、航空機の損壊や、ご契約のお車に積載中の危険物^(注)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故等に対しては、3億円を限度に保険金をお支払いします。

(注) 危険物とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

③ 人身傷害補償保険の保険金額

人身傷害補償保険の保険金額は、下表を参考に、被保険者となる方の年齢、収入、扶養家族の人数等に基づいて、3,000万円以上（1名につき）でお決めください。ただし、2億円を超える場合は、保険金額は「無制限」となります。事故があった場合は保険金額を限度に、約款に定める損害額算定基準に基づいて算定された金額を保険金としてお支払いします。

～総損害額の事例（年齢別の平均的な損害額）～

年齢	扶養家族の有無	死亡の場合	重度後遺障害の場合
20代	有	6,000万円	1億2,000万円
	無	5,000万円	1億2,000万円
30代	有	8,500万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	1億4,000万円
40代	有	9,000万円	1億5,000万円
	無	7,000万円	1億5,000万円
50代	有	7,000万円	1億3,000万円
	無	5,500万円	1億3,000万円

④ 車両保険の保険金額

「自動車保険車両標準価格表」等に従い、ご契約の締結時におけるご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様および年式のお車の市場販売価格相当額を保険金額として設定ください。なお、協定保険価額が市場販売価格相当額を著しく超える場合、車両保険の適用においては、市場販売価格相当額を協定保険価額および保険金額とします。

長期契約の第2保険年度以降の保険金額は、第1保険年度車両保険金額に下表の用途・車種別の保険年度別減価係数を乗じた後、5万円単位^(注)で設定します。このため、1年契約を毎年更新された場合の更新契約において設定いただく保険金額とは異なることがあります。

(注) 車両保険金額に端数が生じる場合、2.5万円未満は0万円に、2.5万円以上7.5万円未満は5万円に、7.5万円以上10万円未満は10万円とします。

<保険年度別減価係数>

用途・車種	保険年度	第2	第3	第4	第5
自家用（普通・小型）乗用車、自家用普通貨物車	0.80	0.65	0.55	0.45	
自家用小型貨物車、特種用途自動車	0.75	0.55	0.45	0.35	
自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車	0.70	0.50	0.35	0.25	

⑤ 代車費用補償特約・身の回り品補償特約

事故・故障時代車費用補償特約・身の回り品補償特約の保険金額は、下表のとおりです。

コード	補 償 内 容	
	事故・故障時代車費用補償特約 (実損払：上限日額)	身の回り品補償特約 (免責金額：5,000円)
T13	実損払	15,000円
S13		10,000円
A13		7,000円
B13		5,000円
D01		×
T06	実損払	15,000円
S06		10,000円
A06		7,000円
B06		5,000円

※ “×” 補償されません。

⑥ くるマルチぶらす

くるマルチぶらすの保険金額は、下表のとおりです。

生活安心パック【コード M】

コード	日常生活賠償責任特約 (免責金額：なし)	携行品損害特約（保険金額）（免責金額：3,000円）		
		本人型	夫婦型	家族型
M01	1億円	—	—	—
M02		10万円	—	—
M03		30万円	—	—
M04		50万円	—	—
M05		—	10万円	—
M06		—	30万円	—
M07		—	50万円	—
M08		—	—	10万円
M09		—	—	30万円
M10		—	—	50万円

※ －：選択できません。

ゴルファー特約【コード G】

コード	保険金額	
	身体傷害	ホールインワン アルバトロス
G11	600万円	
G12	700万円	20万円
G13	960万円	
G14	1,060万円	30万円
G15	1,245万円	
G16	2,250万円	50万円
G17	—	20万円
G18	—	30万円

※ ゴルファー特約【コード G】は、単独でセットすることはできません。生活安心パックとセットでご契約ください。

ゴルファーマルチパック^(注)【コード Z】

コード	日常生活 賠償責任特約 (免責金額:なし)	携行品損害特約 (免責金額:3,000円)	ゴルファー特約(保険金額)		
		本人型	身体傷害	ホールインワン アルバトロス	
Z11	1億円	10万円	600万円	20万円	
Z12		10万円	960万円	30万円	
Z13		10万円	1,245万円	50万円	
Z14		30万円	700万円	20万円	
Z15		30万円	1,060万円	30万円	
Z16		30万円	2,250万円	50万円	
Z17		30万円	—	20万円	
Z18		30万円	—	30万円	

(注) ゴルファー特約被保険者が主契約の記名被保険者と同一の場合に限ります。携行品損害特約は、「本人型」(主契約の記名被保険者)のみ対象となっております。任意に補償内容を設定したい場合(本人型⇒家族型)等には「生活安心パック」と「ゴルファー特約」の任意の組み合わせによりご契約ください。

(6) 補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、家族運転者等年齢条件特約により、範囲を限定することができます。ご契約の自動車を運転される方の範囲に合わせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

(注) 自動セット特約である「旧盆期間中の運転者範囲に関する特約」により、旧盆期間中(旧暦7月13日~15日の3日間)およびその前後1日の計5日間は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約は適用しません。

●運転者限定特約

運転者限定特約(本人・配偶者限定または家族限定)をセットし運転する方を限定した場合は、限定した方がご契約のお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

●家族運転者等年齢条件特約

運転者年齢条件(年齢を問わず補償、21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

【○：補償対象 ×：補償対象外】

運転者年齢 年齢条件	20歳以下	21歳～25歳	26歳～34歳	35歳以上
全年齢補償	○	○	○	○
21歳以上補償	×	○	○	○
26歳以上補償	×	×	○	○
35歳以上補償	×	×	×	○

【○：補償対象 ×：補償対象外】

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 記名被保険者 または配偶者	② ①の同居の親族	③ ①の別居の 未婚の子	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
家族限定	○	○	○	×
本人・配偶者限定	○	×	×	×

家族運転者等年齢条件特約	家族運転者等年齢条件特約を適用します。	家族運転者等年齢条件特約を適用しません。(注)
--------------	---------------------	-------------------------

(注) ③または④の方であっても、①または②のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて年齢条件を設定してください。

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間：1年間（1年超の長期契約や1年未満の短期契約も契約可能）
- 補償の開始：始期日の午後4時（これと異なる時刻が申込書等に記載されている場合は、その時刻）
- 補償の終了：満期日の午後4時

4. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、お客さま（運転者）の事故発生状況による要素（等級、事故有係数適用期間等）、記名被保険者の年齢による要素、ご契約のお車による要素（用途車種、型式、初度登録後経過年数、お車の装備・装置等の有無等）およびご契約条件による要素（補償範囲、保険金額、運転者年齢条件等）から決定されます。具体的には、ノンフリート等級別料率制度、記名被保険者年齢別料率区分、型式別料率クラス制度、各種保険料の割引・割増制度が適用され、保険料が決まります。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、申込書等の保険料欄にてご確認ください。

① ノンフリート等級別料率制度

自動車保険（ノンフリート契約）では、1年間の事故実績に応じて次年度の保険料が割引または割増になる「ノンフリート等級別制度」を採用しています。この制度では事故の有無や件数等により更新契約の等級（1～20等級）および事故有係数適用期間（0～6年）が決定されます。

原則として、初めて自動車保険をご契約される場合は「6等級（複数所有新規契約の特則を適用するときは「7等級」）となり、ご契約期間中に発生した事故件数および事故内容によって、更新後の新契約の等級および等級係数（割増引）が決定します。1年間無事故だった場合には、次回の保険契約ではノンフリート等級が現在の等級に「1」加えた等級になります。3等級ダウン事故が発生した場合には事故件数1件につき3等級、1等級ダウン事故が発生した場合には事故件数1件につき1等級下がります。なお、7等級（F）から20等級までの等級係数（割増引率）には、無事故係数と事故有係数の2種類があり、事故有係数適用期間（注）が「0年」の場合には無事故係数、事故有係数適用期間（注）が「1年から6年」の場合には事故有係数が適用されます。事故有係数は、無事故係数と比べて割引率が小さく、保険料が高くなります。

(注) 「事故有係数適用期間」とは

「事故有係数」が適用される期間を「事故有係数適用期間」といいます。

「事故有係数適用期間」は、3等級ダウン事故が発生した契約の更新後の新契約には事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故が発生した契約の更新後の新契約には事故1件につき「1年」が加算されます。それ以降は、1年間経過するごとに「事故有係数適用期間」は「1年」減少します。

「事故有係数適用期間」は事故が発生するたびに積算されますが、上限は「6年」であり、また下限は「0年」です。

※ 1 事故の種類によっては等級が下がらない場合もありますので、詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※ 2 一定の条件を満たすご契約には「連続1等級割増」が適用されます。

ア 初めてご契約される場合の等級、事故有係数適用期間

(ア) 新たにご契約される場合は、ノンフリート等級は6等級、事故有係数適用期間は0年となり、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。

(イ) 2台目以降のお車について新たにご契約される場合で、「複数所有新規契約の特則」の適用条件をすべて満たしているときは、ノンフリート等級は7等級、事故有係数適用期間は0年となり、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。

年齢条件 等級/割増引率		年齢を問わず 補償	21歳以上 補償	26歳以上 補償	35歳以上 補償
初めての ご契約 割増引率	等 級	6A	6B	6C	6G
	割増引率	28%割増	3%割増	9%割引	9%割引
複数所有 新規契約	等 級	7A	7B	7C	7G
	割増引率	11%割増	11%割引	40%割引	40%割引

(※ 1) 一部の特約には上記割増引率は適用されません。

(※ 2) 上記は平成27年10月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

(注) 「複数所有新規契約の特則」とは

既に11等級以上のご契約（他の自動車のご契約）があり、新たなご契約（新契約）が次のa～cの条件を全て満たす場合、7等級（A）～（C）または7等級（G）でご契約いただけます。

a 新契約および他の自動車のご契約のお車が下記の用途・車種であること。

- 自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車
- 自家用（小型・軽四輪）貨物車
- 自家用普通貨物（最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下）
- 特種用途自動車（キャッシング車）

b 他の自動車の保険契約*（大同火災以外の契約を含みます。）の等級が11等級～20等級であること。

- * 他の自動車の保険契約が大同火災の長期契約である場合、みなし等級（※）が11等級以上であること。

(※) みなし等級

下記の方法によって算出された等級をいいます。

$$\text{みなし等級} = \text{他の契約に適用されている等級} + \left\{ \begin{array}{l} \text{経過年数} \\ (\text{他の契約の始期日から新たにご契約の始期日までの年数} \\ (\text{端月数切捨て})) \end{array} \right\} - (A + B) - 3 \times A + 1 \times B$$

A = 他の契約の始期日から新契約の始期日が属する保険年度の前の保険年度末までに発生した3等級ダウン事故の件数

B = 他の契約の始期日から新契約の始期日が属する保険年度の前の保険年度末までに発生した

1 等級ダウン事故の件数

c 新契約の記名被保険者および車両所有者が個人であり、かつ、それぞれ下記のいずれかに該当すること。

新契約の記名被保険者	新契約の車両所有者
<ul style="list-style-type: none">・他の自動車のご契約の記名被保険者・他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者・他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	<ul style="list-style-type: none">・他の自動車のご契約の所有者・他の自動車のご契約の記名被保険者・他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者・他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(※) 複数所有新規契約の特則は、「新契約締結時に前契約に該当する契約が存在しないこと」が適用条件の一つです。よって、事故有係数適用期間を継承すべき契約（前契約）がある場合には、本特則は適用できません。よって、新たにご契約される場合は、「複数所有新規契約の特則」の適用条件を満たす他の自動車の有無について、必ずご確認ください。

イ 更新してご契約される場合の等級、事故有係数適用期間

次の場合には、更新前のご契約の等級および事故有係数適用期間を継承します。

(ア) 更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から 7 日以内に更新契約がある場合は、更新前のご契約の等級を継承します。

(イ) ご契約の保険期間が 1 年のとき (注1) (注2) 、保険期間中無事故であれば、更新契約の等級が 1 つ上がりります。また、保険金の支払対象事故が生じた場合は、更新契約の等級が原則として事故 1 件につき 3 つ下がります。ただし、「1 等級ダウン事故」の場合には、等級が事故 1 件につき 1 つ下がります。また、「ノーカウント事故」は事故件数に数えず、等級ダウンとはなりません。

(ウ) 更新前のご契約の事故有係数適用期間が 1 ~ 6 年の場合における更新契約の事故有係数適用期間は、1 年間事故がないと「1 年」減算され、保険金の支払いを受ける事故があると「1 年」減算した後に事故 1 件につき「3 年」加算されます。更新前のご契約の事故有係数適用期間が 0 年の場合における更新契約の事故有係数適用期間は、原則として事故 1 件につき「3 年」加算されます。ただし、「1 等級ダウン事故」の場合には、事故 1 件につき「1 年」加算されます。なお、事故の種類によっては取扱いが異なる場合もございます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(エ) 前契約が他の保険会社である場合、弊社で更新する場合と同様の方法で、等級および事故有係数適用期間を決定します。ただし、一部の保険会社、共済等については取扱いが異なります。前契約で事故有係数適用期間を適用していないときは、新契約の事故有係数適用期間は「0 年」を適用します。ただし、新契約の保険期間の初日を含めて過去 13 か月以内に保険責任を有していた前々契約（前々契約以前の前契約を含みます。）があり、その契約に事故有係数適用期間の適用があった場合には、その契約以降の契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとみなして、新契約の事故有係数適用期間を決定します。

(注 1) 保険期間が 1 年超のご契約の場合、取扱いが異なります。同一の保険年度内に複数の事故があった場合や事故の発生時期により、更新契約の等級および事故有係数適用期間が、保険期間 1 年のご契約を更新する場合より低くなることがあります。

(注 2) 保険期間が 1 年未満のご契約の場合は、取扱いが異なります。

【ノンフリート等級別割増引率】

等 級	割 増			割 引																	
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増 引率 (%)	無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

(※ 1) 一部の補償については、割増引率が適用されません。

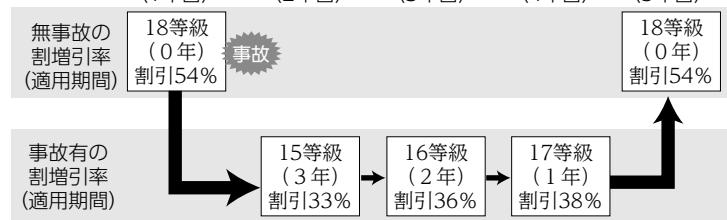
(※ 2) 上記は平成 27 年 10 月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

【具体例1】18等級で3等級ダウン事故が1件あった場合の割増引率と適用期間

◇3等級ダウン事故(1件)があった翌年の契約には、事故有係数適用期間「3」を加えます。

◇1年間経過するごとに翌年の契約では、事故有係数適用期間「1」を減じます。

（1年目） （2年目） （3年目） （4年目） （5年目）



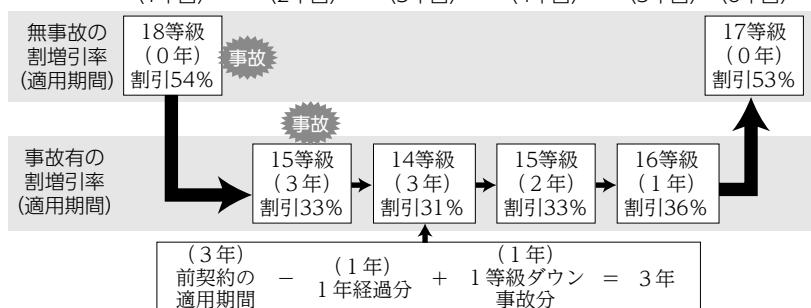
【具体例2】18等級で3等級ダウン事故が1件、その翌年に1等級ダウン事故が1件あった場合の割増引率と適用期間

◇3等級ダウン事故(1件)があった翌年の契約には、事故有係数適用期間「3」を加えます。

◇1等級ダウン事故(1件)があった翌年の契約には、事故有係数適用期間「1」を加えます。

◇1年間経過するごとに翌年の契約では、事故有係数適用期間「1」を減じます。

（1年目） （2年目） （3年目） （4年目） （5年目） （6年目）



(注) 平成27年10月1日現在の等級別料率制度における割増引率であり、将来変更となる場合があります。

※事故有係数適用期間を「適用期間」と表記しています。

(オ) ご契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内に更新契約がない場合、またはご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。ただし、ご契約の等級(ご契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の種類によって等級ダウンとされた等級とします。)が1～5等級または6等級(F)の場合、および事故有係数適用期間が1～6年の場合は、ご契約の満期日、解約日または解除日の翌日から13か月以内の日を始期日とする更新契約に同一の等級、事故有係数適用期間が適用されます。

a. 等級継承不可および事故有係数適用期間継承について

原則として前契約の満期日または解約日の翌日から数えて7日以内の日を保険期間の初日として契約を更新しない場合は、7等級以上の等級を継承することができず、事故有係数適用期間「1年」は減少しません。また、前契約が解除となった場合も同様の取扱いとなります。

前契約(13等級/事故なし/事故有係数適用期間「1年」)

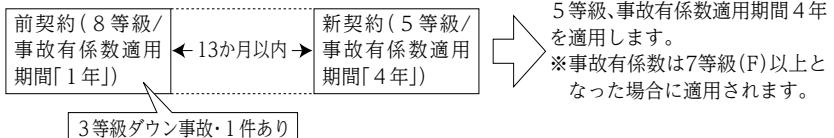
← 8日以上 →

前契約(6等級(F)/事故なし/事故有係数適用期間「1年」)



13等級は継承できません。
事故有係数適用期間は「1年」減少しません。

- b. 1等級～5等級、6等級(F)および事故有係数適用期間の継承について
- ・新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約がある場合で、新契約の等級が1等級～5等級、6等級(F)になるときは、その等級を継承します。
 - ・新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約がある場合で、新契約の事故有係数適用期間が1年～6年になるときは、その事故有係数適用期間を継承します。



ウ 事故の種類とその内容

(ア) ノーカウント事故

主な内容	対人賠償責任保険の臨時費用保険金事故／人身傷害補償保険事故／傷害一時金保険事故／無保険車傷害特約事故／人身傷害の生活支援費用補償特約事故／事故・故障時代車費用補償特約事故
------	---

1等級アップ

事故有係数適用期間 加算なし

(イ) 1等級ダウン事故

主な内容	車両保険事故のみ、または車両保険事故とノーカウント事故との組み合わせによる事故で次の原因によるもの 火災・爆発 ^(注1) ／盗難／騒じょう・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為／台風・竜巻・洪水・高潮／落書きまたは窓ガラス破損 ^(注1) ／いたずら ^(注2) ／飛来中または落下中の他物との衝突／その他偶然な事故 ^(注1)
------	--

事故1件につき1等級ダウン

事故有係数適用期間 1年加算

(ウ) 3等級ダウン事故

上記(ア)、(イ)以外の事故

事故1件につき3等級ダウン

事故有係数適用期間 3年加算

(注1) 飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触・転覆・墜落によって生じた 火災または爆発
窓ガラス破損
事故 を除きます。

(注2) 被保険自動車の運行によるものおよび被保険自動車と被保険自動車以外の自動車との衝突または接触によるものを除きます。

(注3) 下記の事故については、保険事故として取り扱いません。

- ① 弁護士費用等補償特約事故
- ② 原動機付自転車に関する特約事故
- ③ くるマルチぷらすに係る事故
- ④ 事故・故障時ロードアシスト特約事故
- ⑤ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約事故
- ⑥ 普通保険約款車両条項の「無過失事故の取扱いの特則」の定めにより、車両保険金を支払わなかったものとして取扱う事故

② ノンフリート等級の継承時の注意事項

ご契約内容の変更のうち、①記名被保険者の変更、②お車の変更の場合で、所定の要件を満たしていないときはノンフリート等級が継承できない場合があります。それぞれ次に掲げる事項をご確認ください。詳細については、変更事由発生時に取扱代理店または弊社までご確認ください。

ア 記名被保険者の変更

お車の譲渡に伴いご契約の記名被保険者を変更された場合等にはノンフリート等級は原則として譲受人には継承されませんが、下記の場合等には等級を継承することができます。

(ア) 記名被保険者の変更が配偶者間または本人もしくは配偶者の同居の親族間の変更である場合
(注1) 親族とは「6親等以内の血族」および「3親等以内の姻族」をいいます。

(注2) 上記以外の記名被保険者の変更であっても、保険期間の初日の時点において、上記に該当する者の間での変更であることが客観的な資料（住民票等）により証明される場合に限り、変更後の保険契約を変更前と同一の記名被保険者による保険契約とみなします。

(イ) 記名被保険者について上記（ア）以外の変更があった場合で、その変更がお車の譲渡以外の理由による場合（適用されるノンフリート等級が1～5等級であるご契約に限ります。）

(ウ) 個人事業主の方が法人を新設し引き続き事業を継承される場合、または法人を解散し個人事業として引き続き事業を継承される場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合（詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。）

イ お車を変更する場合の等級

ご契約のお車を変更する場合、次の3条件がすべて満たされる場合に、入替前のご契約の等級が入替後のご契約に継承されます。

(ア) 入替後のお車の所有者が次のいずれかに該当すること。

- ・入替前のお車の所有者
- ・入替前の記名被保険者
- ・入替前の記名被保険者の配偶者
- ・入替前の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(イ) 入替前のお車と入替後のお車が同一の用途・車種に該当すること。

(ウ) 入替後のお車が新たに取得もしくは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車であること、またはご契約のお車の廃車、譲渡もしくはリース業者への返還に伴い、他のお車に入れ替えること。

③ 記名被保険者年齢別料率区分

記名被保険者が個人で、年齢条件に関する特約をセットし、運転者年齢条件を「26歳以上補償」または「35歳以上補償」でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。（注1）

運転者年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分
26歳以上補償	29歳以下
	30歳～39歳
	40歳～49歳
	50歳～59歳
	60歳～69歳
	70歳以上

運転者年齢条件	記名被保険者年齢別料率区分
35歳以上補償	29歳以下（注2）
	30歳～39歳（注3）
	40歳～49歳
	50歳～59歳
	60歳～69歳
	70歳以上

（注1）保険期間が1年超のご契約の場合、翌保険年度以降の保険料は各保険年度の始期応当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。

（注2）記名被保険者が29歳以下の個人事業主で実際にお車を運転する方が35歳以上の場合等がこの区分に該当します。

（注3）記名被保険者が30歳以上34歳以下の個人事業主で実際にお車を運転する方が35歳以上の場合等がこの区分に該当します。

※1 運転者年齢条件が同一の場合でも、記名被保険者の「年齢」によって、異なる保険料と

- するための区分です。保険料を算出するための区分であり、運転者の範囲ではありません。
- ※ 2 保険期間の中途で運転者年齢条件を変更する場合は、変更後の運転者年齢条件に応じて記名被保険者年齢別料率区分の適用有無を判断します。
- ※ 3 保険期間の中途で記名被保険者を変更する場合は、始期日（長期契約の場合は、始期応当日）における記名被保険者の年齢で判定します。

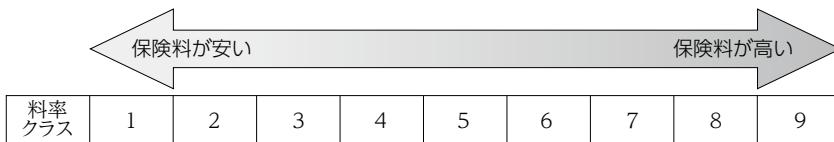
④ 型式別料率クラス制度（対象：自家用（普通・小型）乗用車）

ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを保険料に反映させる仕組みです。料率クラスは「1～9」の9段階に区分され、補償の種類（車両、対人賠償、対物賠償、傷害）ごとに決定されます。

全国における直近の事故発生状況に応じ、損害保険料率算出機構が毎年1回、1月1日付で「型式別料率クラスの見直し」を行います。

！！ご注意！！

ご契約のお車によっては、1年間に無事故であったにもかかわらず、料率クラスが見直されたために更新いただくご契約の保険料が上がる場合がございます。



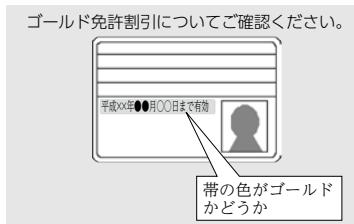
⑤ 保険料の割引・割増制度

以下の割引には、それぞれ一定の適用条件があります。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

ア. ゴールド免許割引

保険始期日時点で有効な、お客様（記名被保険者）の運転免許証の色がゴールドである場合、後述のとおり保険料を10%割引します。

運転者年齢条件	割引率
全年齢補償	10%割引
21歳以上補償	
26歳以上補償	
35歳以上補償	



イ. 新車割引

ご契約のお車の用途車種が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車に該当し、新車（初度登録（検査）年月から25か月以内のお車）の場合、補償項目ごとに下表のとおり割引します。

	対人賠償	対物賠償	人身傷害	傷害一時金保険	車両保険
普通・小型		10%			5%
軽四輪	5%	10%	10%	10%	1%

ウ. 工コ割引

ご契約のお車の用途車種が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車に該当し、「ハイブリット車」「電気自動車」または「圧縮天然ガス車」のいずれかで、初年度登録年月（または初年度検査年月）から13か月以内の保険始期の場合、保険料を3%割引します。

工. リサイクル部品使用特約

車両事故に伴い、ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要性が生じた場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。ご契約のお車の車両事故時に、リサイクル部品を使用して修理することをご契約時に決めていただくことで、車両保険料を5%割引します。

(注) 機能(保安)部品・消耗品・小部品は新品部品を使用します。

才. 福祉車両割引

ご契約のお車が福祉車両*であることが確認できたときは、保険料を3%割引します。

*消費税非課税措置の対象となる自動車をいいます。

力. ノンフリート多数割引

複数のお車をまとめてご契約いただく場合、自動車の台数に応じて保険料を下表のとおり割引します。

自動車の台数	割引率
2台	1%
3台以上5台以下	3%
6台以上	5%

キ. 早期更新割引

ご契約の満期日から1か月以上前にご契約を更新いただいた場合に、保険料を2%割引します。

(注) 初回キャッシュレス割引と合わせた割引率は3%となります。

ク. 運転者限定特約

運転される方の範囲を限定された場合、保険料を下表のとおり割引します。ただし、限定された運転者以外の方がご契約のお車を運転中の事故は補償されません。

割引種類	割引率
本人・配偶者限定	7%
家族限定	1%

ケ. 複数所有新規契約の特則

2台目以降のお車について初めてご契約される場合で、所定の適用条件を満たすとき7等級からご契約いただけます。

適用条件については、【①ノンフリート等級別料率制度ア（注）「複数所有新規契約の特則」とは】（14ページ）をご参照ください。

コ. 連続1等級契約割増

前契約（注）に1等級が適用されており、かつ、次のいずれかに該当し更新契約が1等級となる契約について、約21%の割増を適用します。

・前契約に等級ダウン事故が発生している場合

・前契約に連続して1等級契約割増が適用されている場合

(注) 弊社以外の保険会社（弊社の定める共済を含みます。）である場合も含みます。

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む「一括払」と複数の回数に分けて払い込む「分割払」があります。払込手段につきましては、「直接集金方法」のほか「口座振替方式」「コンビニ払方式」もありますので、お客様のご希望に合った払込方法・払込手段をお選びください。

払込方法によっては保険料が割増となる場合があります。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

払込手段	セットされる特約	概要
口座振替	初回口振始期翌月 初回保険料の払込方法等に関する特約	保険始期日までにご契約いただいた契約が対象です。 保険料は保険始期日の属する月の翌月から指定の口座からお引き落としさせていただきます。
コンビニ払 ^(注)	初回保険料の払込方法等に関する特約	保険始期日までにご契約いただいた契約が対象です。 保険料は保険始期日の属する月の翌月に所定の払込取扱票を使用してコンビニエンスストアでお支払いください。

(注) 保険料の総額が30万円以下で、保険料を一括でお支払いいただく場合に限り、ご利用いただけます。コンビニ払により払い込まれた保険料は、請求書兼領収証によりご確認ください。

*1 「初回保険料の払込方法等に関する特約」がセットされるご契約については、保険期間中の契約内容変更に伴う追加保険料を変更日の翌月より指定の口座からのお引き落とし、またはコンビニエンスストアでお支払いいただくこととなります。

*2 「初回保険料の払込方法等に関する特約」がセットされるご契約で、保険料の払込方法が分割払の場合は、最終の分割保険料の請求が保険期間終了後となります。

*3 「初回保険料の払込方法等に関する特約」は取扱代理店によってご利用できない場合があります。

*4 上記特約をセットした場合のご契約において、「初回追加保険料」をお払込みいただけなかった場合、所定の期日をもってご契約が解除されることがあります。

保険料については、保険料の払い込みが猶予される場合を除いて、ご契約手続きと同時にお支払いください。この場合、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

【「団体扱・集団扱に関する特約」について】

団体扱・集団扱に関する特約をセットしてご契約いただけるのは、お勤め先等と弊社の間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下表の範囲に該当するときに限られます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

	ご契約者の範囲	記名被保険者の範囲	車両所有者の範囲
団体扱に関する特約をセットできる場合	①企業や官公署の団体に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ②系列会社の社員の方 ^(注) ③退職者の方 ^(注) (注) 団体によっては、系列会社の社員の方、退職者の方も団体扱の対象とすることができます。ご勤務先が系列会社に含まれるか否か、該当する退職者の範囲等の詳細は団体扱のお取扱窓口にご確認のうえ、お申し込みください。	①保険契約者 ②保険契約者の同居の親族 ③保険契約者の別居の扶養親族	①保険契約者 ②保険契約者の同居の親族 ③保険契約者の別居の扶養親族
集団扱に関する特約をセットできる場合	①集団自身 ②下記のいずれかの方 ・集団の構成員 ・集団に勤務する方（役員・従業員） ・集団を構成する集団に勤務する方（役員・従業員等）		

次のような場合には、「団体扱・集団扱に関する特約」は失効することがあります。保険料を分割してお支払いされている場合（長期契約の「年払」を含みます。）には、「残りの分割保険料を一括してお支払いいただくこと」や「ご契約を一旦解約して、保険料の払込方法を変更していくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

- 退職などにより団体から給与の支払いを受けなくなった場合（条件によっては引き続きご契約いただけます。）
- 親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱いの対象に該当しなくなった場合
- 団体において弊社で「団体扱・集団扱に関する特約」をセットしてご契約いただくご契約者の数が10名未満となった場合など、団体と弊社の間で締結している集金契約が解除される場合 等

なお、「ご契約を一旦解約して、保険料の払込方法を変更していただく」場合、ノンフリート等級の進行が遅れる場合や、割引が適用されない場合があるなど、ご契約者に不利益が生じることがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い [注意喚起情報]

払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の末日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌月以降に発生した事故（初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

(注) 団体扱契約、集団扱契約などは上記と取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

5. 満期返戻金・契約者配当金 [契約概要]

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務 [注意喚起情報] (保険契約申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、申込書に記載された内容のうち、★または☆がついている項目のことです。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

(1) 主な告知事項

記名被保険者に関する事項	ご契約のお車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要な事項です。また、記名被保険者の生年月日もお知らせください。記名被保険者の年齢によって、保険料が異なる場合があります。 始期日時点での有効な記名被保険者の運転免許証の色（ゴールド、ブルーまたはグリーン）をご確認ください。 運転免許証の色がゴールドである場合は、保険料が割引になります。
ご契約のお車に関する事項	ご契約のお車の用途・車種、登録番号、車台番号、初度登録（検査）年月、型式、車両所有者、使用場所、使用目的、特殊車両区分、他の自動車保険契約または自動車共済契約をお知らせください。
他の現存契約、前契約に関する事項	ご契約のお車を同一とする他の自動車保険契約の有無をお知らせください。 また、ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険契約 ^(注) が締結されていた場合や、そのご契約期間中に事故があった場合はお知らせください。等級および事故有効期間を決めるための要素となります。 (注) 弊社以外の自動車保険契約、または自動車共済契約を含みます。

(2) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こし、または起こそうとした場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合

等

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません（②の場合で車両保険の被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および対人・対物賠償責任保険金を除きます。）。

2. クーリングオフ [注意喚起情報]

保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。クーリングオフは、下図のような書面でお申し出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または重要事項説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、弊社「事務サービス部 契約計上課」あて、必ず郵送してください（8日以内の消印有効）。以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

<クーリングオフができない場合>

- 保険期間が1年以下の契約
- 法人または社団・財団等が締結された契約
- 第三者の担保に供されている契約
- 営業または事業のための契約
- 質権が設定された契約

クーリングオフの場合には、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また弊社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日（始期日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日）から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

〈ハガキの記載内容〉

表面〔宛先〕

900-8586
沖縄県那覇市久茂地1-12-1
大同火災海上保険株式会社
事務サービス部
契約計上課 行

裏面〔記載事項〕

- ①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申し出
- ②保険契約者住所
- ③保険契約者署名
- ④電話番号
- ⑤契約申込日
- ⑥申込まれた保険の種類
- ⑦証券番号（保険契約申込書控の右上に記載）または領収証番号
- ⑧取扱代理店・扱者

III. 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 [注意喚起情報]

保険申込書に☆がついている事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱

代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

(注) ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご契約内容が変更になる場合があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対しても算出した保険料を請求または返還します。

項目	変更内容
ご契約のお車について 引受範囲外となる場合	<p>用途・車種または登録番号（車台番号・標識番号）を変更した場合</p> <p>変更内容が下記のときは、DAY-GO!くるまの保険の引受範囲から外れますのでご契約を更新することができません。ご契約を変更しDAPにてご契約し直していただく必要がありますが、DAY-GO!くるまの保険と同様の補償内容を提供できないことがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○被保険自動車をレンタカーまたは教習用自動車として使用する場合</p> <p>○記名被保険者が法人となった場合</p> <p>○ご契約のお車を自家用8車種以外に変更する場合</p>
その他	<p>○記名被保険者を変更する場合</p> <p>○ご契約のお車の使用場所を沖縄県内から沖縄県外へ、または沖縄県外から沖縄県内へ変更する場合</p>

ご契約後、次の事実が発生した場合には、契約内容の変更等が必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

項目	変更内容
共通	<p>○ご契約者または記名被保険者の住所、氏名（名称）が変更となる場合</p> <p>○お車の買替えや、ご契約のお車の廃車・譲渡等により、ご契約のお車を変更する場合</p> <p>○運転者の範囲（運転者の限定、運転者年齢条件）を変更する場合</p> <p>○ご契約のお車の改造、高額な付属品（カーナビゲーション等）の装着または取り外し等により、ご契約のお車の車両価額が著しく増加または減少する場合</p> <p>○ご契約者が自ら所有し、かつ使用するお車の総契約台数が10台以上（フリート契約者）となる場合</p> <p>○上記のほか、特約の追加等、契約条件の変更を希望する場合</p>

2. 解約返れい金 [契約概要] [注意喚起情報]

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。実際に解約するにあたっては、弊社に対する書面による通知が必要になります。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。



<現在のご契約を解約され新たにご契約される場合>

現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約されると、以下のように一部お客様さまに不利益となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ① 返還保険料は払込いただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできることあります。
- ② 新たにご契約される保険契約は、現在の保険契約と比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ③ 新たな保険契約のノンフリート等級等の進行が、解約されない場合と比べて不利益となることがあります。

3. ご契約の中止制度（中止特則）【注意喚起情報】

保険期間の中途でご契約のお車を廃車された等の理由によりご契約を一時的に中止した場合は、中止証明書の発行をお申し出いただくことにより、ご契約の中止制度をご利用いただけます。これにより、中止後に再び締結される保険契約が一定の条件を満たす場合には、通常の更新契約と同様に、中止前の保険契約の事故件数に応じてノンフリート等級および事故有係数適用期間を適用します。

中止前の保険契約が他の保険会社であっても、大同火災でご契約いただくときには、ノンフリート等級を継承することができます。詳細は取扱代理店または弊社までご確認ください。

ご契約の中止日（解約日または満期日）の翌日から起算して24か月以内に取扱代理店または弊社にお申し出がない場合には、この制度をご利用できませんので、ご注意ください。

中断制度	中断証明書の発行条件	中断後の新たなご契約の主な条件
ご契約のお車を手放すため一時的にご契約を中断する場合 （「海外渡航」以外）	<p>①中止後に再び締結される保険契約が7～20等級であること（注3）（注5）</p> <p>②ご契約を一時的に中断する理由が次の場合であること。</p> <p>○ご契約のお車を廃車または譲渡した場合</p> <p>○ご契約のお車が災害により滅失した場合</p> <p>○ご契約のお車をリース会社へ返還した場合</p> <p>○ご契約のお車が盗難に遭われた場合</p> <p>○ご契約のお車が車検切れとなつた場合</p>	始期日が中止日の翌日から10年以内、かつ新しくお車を取得した初日から1年以内であること。
記名被保険者の海外渡航により一時的にご契約を中断する場合 （「海外渡航」）	<p>①中止後に再び締結される保険契約が7～20等級であること（注3）（注5）</p> <p>②ご契約を一時的に中断する理由が「海外渡航」であること。</p> <p>③記名被保険者が海外に出国された日が、中断されるご契約の満期日または解約日までの日、または中断されるご契約の満期日または解約日から6か月以内の日であること。</p> <p>④記名被保険者が海外から帰国される日より前に締結された最後の保険契約であること。</p>	始期日が記名被保険者の出国日の翌日から10年以内、かつ帰国日の翌日から1年を経過した日以前であること。

（注1）既にご加入いただいている他のご契約のお車の廃車、譲渡またはリース業者への返還に伴い、ご契約のお車を他のご契約のお車に入れ替えた場合にもこのお取扱いができます。詳細については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

（注2）中止後に再び締結される保険契約のお車の記名被保険者および所有者が中止前の保険契約と

それぞれ同一でない場合でも、中断後のご契約の保険期間の初日において次の場合は同一となります。

- ① 中断後の記名被保険者が、中断前の記名被保険者の配偶者またはこれらの方の同居の親族である場合
- ② 中断後の所有者が、中断前の記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族である場合

(注3) 旧契約の保険期間が1年超のご契約の場合は、その期間、保険金をお支払いする事故の有無と件数に応じて弊社が別に定める方法により計算した等級が7~20等級であることを条件とします。

(注4) 旧契約の保険期間の初日が平成24年9月30日以前の契約（周知期間前）であっても、新契約の保険期間の初日が平成25年10月1日以降である場合は、中断証明書に事故有効期間の記載がなくても、3等級ダウン事故を含む事故があれば、事故有効期間が適用されることにご留意ください。詳細については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

(注5) 保険期間を1年とし6等級が適用される前契約については、その満期が平成26年4月1日以降である場合に限り中断証明書を発行します。

4. 契約更新サポート（満期を迎えるとき）【契約概要】

ご契約の更新手続きをサポートします。ご契約時に、「保険契約の更新に関する特約」がセットされているご契約が対象です。満期時に継続手続きを失念してしまい、補償がなくなることを防止することができます。

【更新のご案内】

満期日の2か月前をめどに、更新のご案内（重要事項説明書等）をお送りします。更新のご案内がお手元に到着した後に、ご契約代理店より具体的な手続き等についてご連絡します。

【万が一の更新サポート】

万が一満期日までにご契約者とご連絡がとれず、ご契約者から更新しない旨のお申し出がない場合は、「保険契約の更新に関する特約」に基づき、更新前のご契約と同様^(注)のご契約内容をもってご契約を自動更新（更新サポート）します。

(注) 車両保険の保険金額を見直したうえで自動更新（更新サポート）します。その他の内容も一部変更となる場合があります。

※「保険契約の更新に関する特約」を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新（更新サポート）された場合には、更新後契約の内容を示した保険契約継続証を発行します（保険証券は発行しません。）。

※過去の事故の発生状況等により、ご契約条件の見直しが必要な場合など、ご契約が自動更新（更新サポート）されない場合には、あらかじめ弊社よりご連絡します。

IV. その他ご留意いただきたいこと

1. ご契約手続きの流れ

自動車保険ご契約手続きのおおまかな流れは次のとおりです。

重要事項等の
ご説明・ご確認

→
ご契約内容の
決定

→
自動車保険（契
約・更新）申込書
のご提出

→
保険証券の送付
・お受取り

(1) 重要事項等のご説明・ご確認

ご契約をお申込みいただく場合には、弊社よりあらかじめご契約に際して特にご確認いただきたい事項や、特にご注意いただきたい事項など自動車保険契約に関する重要事項について、ご説明させていただきます。

(2) ご契約内容の決定

ご契約に際して、お決めいただく必要のある事項や、ご確認いただく事項を確認の上、ご契約内容を決定します。また、ご契約にあたり必要となる書類（自動車検査証、運転免許証等）がある場合は、その旨ご案内いたしますので、その書類をご準備ください。

(3) 自動車保険（契約・更新）保険申込書のご提出

次の手順に従い、自動車保険（契約・更新）申込書を作成・提出ください。

- 自動車保険（契約・更新）申込書は決定いただいた契約内容とそれに応じた保険料を記載しています。申込書の記載内容に誤りがないかをご確認の上で、お申込みの意思表示の証として、右記太枠内の「ご契約者署名・捺印」欄に署名（記名）・捺印ください。
- ご契約にあたり必要となる書類（自動車検査証、運転免許証等）がある旨ご案内させていただいた場合には、その書類の写しと併せて自動車保険（契約・更新）申込書をご提出ください。
- 保険料はお選びいただいた払込方法に従い、払込期日までにお支払いください。

(4) 保険証券の送付・お受け取り

自動車保険をご契約された後、20日以内に「保険証券」がお客様のお手元に郵送されます。保険証券にはお客様がどのような保険をご契約されているかが記載されています。万が一お申込み内容と相違がありましたら、直ちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。

保険期間中は大切に保管してください。

● 保険証券【表面】

保険証券に記載されている内容がお客様のご契約内容です。

<保険証券>



[確認点1]

保険期間は正しく記載されていますか？

[確認点2]

記名被保険者の情報(ご住所、ご氏名、生年月日、運転免許証の色等)が正しく記載されていますか？

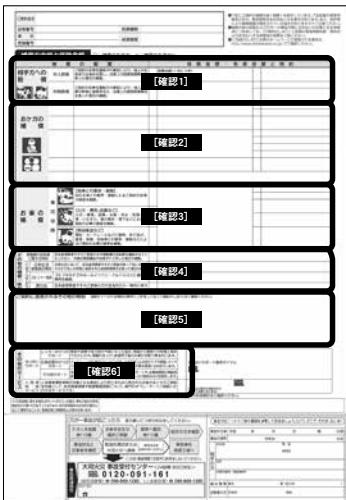
[確認点3]

年齢条件の設定・運転者の範囲は、ご希望どおりとなってていますか？

[確認点4]

ご契約のお車の情報(登録番号・型式・用途・車種等)が正しく記載されていますか？

● 保険証券【裏面】



[確認1] <相手方への賠償>

事故により被保険者に損害賠償責任が発生したときに事故の相手方へ支払う保険の内容です。損害の額がこの保険金額を超えるときは、超過分はお客様の自己負担となります。

[確認2] <おけがの補償>

事故により被保険者、そのご家族あるいは搭乗中の方がケガを負った場合に、治療費等を支払う保険の内容です。

[確認3] <お車の補償>

事故によりご契約のお車に損害が発生したときに支払う保険の内容です。

[確認4]

「原動機付自転車に関する特約」「くるマルチぶらす」をご契約されたお客様は、こちらでご契約内容をご確認ください。

[確認5]

その他に特約を申し込まれた場合は、こちらに特約名が記載されます。

[確認6]

DAY-GO! くるまの保険をご契約されたお客様は、「事故・故障時ロードアシスト特約」とゆいゆいサポート DXをご利用いただけます。

ゆいゆいサポート DX の内容は 212 ページの利用規約をご確認ください。

(5) ご契約内容の変更のご通知から変更手続きの完了までの流れ

ご契約内容に変更有ある場合は、次のとおりとなります。

- ① ご契約内容の変更のご通知－変更内容の取扱代理店または弊社での受付・確認
お客様からご契約内容の変更のご通知を取り扱い店または弊社で受け付けた後に、変更前と変更後の契約内容に基づいた保険料の差額の追加保険料または返還保険料のご案内をします。また、ご契約内容の変更にあたり、必要となる書類（自動車検査証、運転免許証など）があります。
- ② 変更内容のご説明・ご確認－変更依頼書の作成
ご希望される変更内容について、取扱い店または弊社からご説明します。内容をご確認の上、変更依頼書を作成ください。
ご契約の変更にあたって、追加保険料が発生したときは払込方法に従って保険料を払い込むようお願いします。また、返還保険料が発生したときは速やかにお支払いします。
- ③ 変更手続きのお知らせの送付・お受け取り

変更依頼書を受領しましたら、ご契約内容が変更された旨をお伝えするために変更手続きのお知らせを送付します。お受け取りになられましたら大切に保管してください。

2. 取扱代理店の権限 [注意喚起情報]

- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約したものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。お客様が正しい告知をされなかった場合には保険金をお支払いできなくなることや、ご契約が解除または失効となる場合がありますので、ありのままを告知してください。

3. 保険会社破綻時等の取扱い [注意喚起情報]

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象であるため、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

4. 個人情報の取扱いについて [注意喚起情報]

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、弊社およびグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

○ 契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

（自動車保険の総契約台数が10台以上となったときは、所有・使用するお車のご契約に関する個人情報を含みます。）

○ 再保険について

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することができます。

詳しくは弊社ホームページ (<http://www.daidokasai.co.jp/>) をご覧ください。

5. ロードサービスについて

ご契約のお車について、事故・故障等により自力走行不能となった場合のレッカーケン引、故障やトラブルにより自力走行不能となった場合の応急処置を行うサービスをご用意しています。（注1、2）

（注1）24時間・365日体制でサポートします。

（注2）DAY-GO！くるまの保険は、「事故・故障時ロードアシスト特約」を自動セット、DAPについては同特約を任意セットすることにより提供いたします。なお、DPDは対象外となります。

6. ご契約のお車および記名被保険者について

① ご契約のお車をご確認ください。

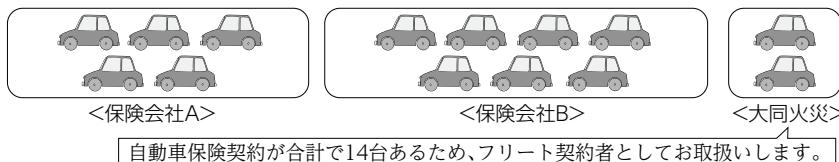
ご契約のお車の登録番号、用途・車種、車名などをご確認ください。

ご契約のお車が①ご契約者が所有している自動車で、かつ、②ご契約者が使用している自動車の場合、ご契約が10台または10件以上*ある場合には、フリート契約者として扱い、一般自動車保険普通保険（以下「DAP」といいます。）での契約となります。この場合、DAY-GO!くるまの保険ではご契約できませんので、ご注意ください。

また、保険期間中に10件目の自動車保険をご契約されたときは遅滞なく通知ください。DAPにてご契約いただくことがあります。

* 他の保険会社でご契約されている自動車保険も10件のうちに数えます。

例えば、他の保険会社Aで5件の自動車保険のご契約、他の保険会社Bで7件のご契約、大同火災で2件の自動車保険のご契約の場合は、他の保険会社と併せて14件の自動車保険のご契約となりますので、ご契約を締結される前に取扱代理店または弊社へお伝えください。



なお、ご契約のお車が次の条件を満たしているときは、ご契約者がお車の所有者とみなして取り扱うことができます。

- ① 所有权保留条項付売買契約により購入したお車
- ② リース会社から1年以上を賃貸借期間として借り入れたお車
- ③ 国または地方公共団体から借り入れたお車
- ④ ご契約者が公益法人の場合は、国または公共団体から借り入れたお車

② 記名被保険者をお決めください。

「記名被保険者」とは、ご契約のお車を主に使用される方をいいます。

記名被保険者が誰であるかは、賠償責任保険や人身傷害補償保険の被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を主に使用される方（自動車検査証上の使用者等）1名をお選びいただき、保険申込書の記名被保険者欄にご記入ください（ご契約者と同じである場合はご記入不要です。）。

なお、車両条項にかかる保険金は、事故発生時点の車両所有者にお支払いします。

7. Web約款について

「ご契約のしおり（約款）」を「冊子」ではなくインターネット上でご確認いただくWeb約款をおすすめしております。保険契約申込書においてWeb約款を選択していただき「ご契約のしおり（約款）」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。Web約款を選択された方は、弊社ホームページ (<http://www.daidokasai.co.jp/>) から「ご契約のしおり（Web約款）」を選択し、ご契約いただく補償内容について普通保険約款・特約をご確認ください。

8. 継続（更新）契約について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続加入できることや、補償内容を変更させていただくことがあります。

V. 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

事故が起こったときは落ち着いて以下の対応をしてください。事故現場ではくれぐれも2次災害に気をつけましょう。

1. 事故現場での対応について

(1) ケガ人の救護

事故が起こった際に、ケガ人がいるときはけが人を安全な場所に移動します。119番通報で救急車を呼んだり、近くの病院に運ぶ等適切な方法をとります。軽いケガでも必ず病院に付き添い、診察を受けてもらうようにしましょう。

(2) 事故車の移動

事故車をそのままにしておくと、交通渋滞や二重事故の原因になります。とりあえず安全な場所に事故車を移動しましょう。あわてず、落ち着いて行動しましょう。

(3) 警察へ連絡

軽微な事故であっても、必ず警察署へ事故届をしてください。

なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いします。

(4) 事故相手の確認

加害事故、被害事故にかかわらず、運転免許証などで相手の氏名、住所、連絡先、車両の登録番号を確認します。相手方が加入している自動車保険・自賠責保険の保険会社、証券番号、契約者氏名、連絡先も確認しましょう。

(5) 事故状況と目撃者の確認

事故状況と目撃者の確認は賠償額を決定する際に重要です。お互いのスピード、停車位置、信号といった事故状況を確認します。目撃者の住所、氏名もメモしましょう。

(6) 示談について

対人賠償事故、対物賠償事故いずれの場合も事故現場での示談は絶対にしてはいけません。後で法外な賠償金を請求されることがあります。示談の際には事前に弊社と十分打ち合わせを行い、弊社の承認を得る必要があります。弊社が承認しないうちにご自身で相手方と示談された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

(7) 取扱代理店または弊社へ連絡

事故が発生した場合には、事故状況について、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。

いつ…………… 事故発生の年月日、時刻

どこで…………… 事故発生の場所（町名、番地、道路名、目標物等）

だれが・なにを…………… 相手方の氏名、連絡先、住所、年齢、車名、ナンバー、目撃者の
ある場合は、その住所および氏名等

どうして…………… 事故の原因・形態（スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等）

どうなった…………… 届出警察署名、担当警察官の氏名、ケガの程度、病院名（電話番号）、
自車・相手車の損傷箇所、損傷の程度、修理先（ディーラー名、
修理工場名、電話番号）、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

(8) 事故車を整備工場へ

事故車を近くの整備工場へ運びます。事前に搬入予定日を整備工場に連絡しておきましょう。また、事故車を修理するときは事前に弊社の承認を得る必要があります。弊社が承認する前に修理に着手された場合、または部品（バンパー等）の損傷等で補修可能な場合に部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

なお、ご契約のお車が事故により損害を被った場合または故障により走行不能となった場合で、レンタカー等の代車を利用する場合も事前に弊社にご相談ください。

2. 事故日以降の対応について

(1) 交通事故証明書

自動車事故による保険金の請求に当たっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱の交通事故証明書）を提出していただくことになります。

この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がないと発行されませんので、事故が起こった場合には必ず事故届を行ってください。

(2) 相手方へのお見舞い

対人事故（歩行者や他の自動車に乗車している人などを死傷させた場合）または対物事故（他の自動車、家屋や電柱等他人の財物に損害を与えた場合）が発生した場合には、相手方に対するお見舞い、おわび、死亡事故の場合の葬儀参列等、できるかぎり相手方に対して誠意を尽くすことが円満に解決するために何よりも必要です。

(3) 保険金のご請求時にご提出いただく書類等について

保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、事故受付後に弊社が求めるものをご提出いただきます。

※事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	被保険者または保険の対象であることが確認できる書類	戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書 等
③	保険の対象の価額、保険契約者または被保険者が被った損害の範囲や額および弊社が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払い内訳書 等
④	傷害の程度を証明する書類	レントゲン写真・MRI画像 等
⑤	お支払いする保険金の額に関する被保険者と弊社との協議内容が確認できる書類	協定書 等
⑥	自賠責保険等への加入が確認できる書類	自動車損害賠償責任保険証明書 等
⑦	自動車等の所有者や使用者を確認できる書類	自動車検査証 等
⑧	保険契約者等と他者との関係を確認できる書類	雇用契約書、請負契約書、委任契約書 等
⑨	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 等
⑩	保険契約者または被保険者が負担した費用が確認できる書類	各種費用特約の費用負担を立証する書類 等

3. 事故に関するその他事項について

(1) 保険金の請求時効について

保険金請求権につきましては、時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(2) 保険金のお支払い時期について

保険金請求のご連絡をいただいた場合、原則として保険金請求のお手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。ただし、確認に必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。

(3) 保険金の代理請求人制度について

重度の後遺障害が生じ意思能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります（「代理請求人制度」）（注）。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

（注）「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(4) 過失割合について

事故の損害を加害者と相手方が公平に分担するために、相手方にも過失（責任）がある場合には、相手方の過失の程度に応じて加害者の損害賠償額を減額することとなっています。これを、過失相殺といいます。

保険金をお支払いできる事故であっても、事故発生時の状況に応じて過去の判例等を参考に過失割合が適用されます。したがって、ご契約いただいた保険で相手方の損害額の全額をお支払いできない場合がありますのでご注意ください（事故現場での当事者同士の示談はおやめください）。詳細については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

(5) 自賠責保険との一括払制度

対人事故の保険金をお支払いできる場合で、被保険者（保険の補償を受けられる方）からこの保険の保険金と自賠責保険金（既に支払われた保険金を除きます。）とを同時に請求された場合には、弊社は一括してお支払いします。この場合、自賠責保険が他の保険会社に契約されているときでも、弊社はその自賠責保険金を立て替えて一括払を行います。

(6) 保険金の内払制度

対人事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担すべき相手方の治療費、看護料および休業損害（自賠責保険で支払い済みの額を除きます。）について、一定額を超えるときは内払金をお支払いいたします。

なお、事故時の保険金の請求方法に関する詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

(7) 賠償事故の解決のために弊社が行う手続きおよび援助

対人・対物賠償事故の場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）のお申し出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、弊社は、原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けします。この場合、弊社の選任した弁護士が相手方との交渉に当たることがあります（対物事故の場合には、日本損害保険協会に登録されている物損弁護士を補助し、その指示に従って事故処理にあたることがあります。）。

(8) 示談・訴訟の場合の費用の取扱い

- ① 対人・対物賠償事故の場合の被保険者ご自身が相手方と示談交渉を行うために要した費用（交通費等）
- ② 対人・対物賠償事故を問わず、示談交渉がまとまらず調停に付されたり、裁判に持ち込まれた場合の訴訟費用
これらは、保険金とは別枠で弊社の承認した金額が支払われます。

(9) 相手方からの直接請求制度

対人・対物賠償事故で保険金が支払われる場合、相手方が保険金相当の損害賠償額を弊社へ直接請求することもできます。

(10) 自動車事故のご相談または苦情の受付

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不審な点またはご不満な点がある場合には、弊社の営業・サービス網のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談等に応じておりますので、併せてご利用ください。

① そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決センター）

一般社団法人 日本損害保険協会が全国11箇所に設置しており、自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関するご相談や、損害保険に関する一般的なご相談および苦情の受付を行っています。

※受付日時：月曜日～金曜日(土日・祝日および12月30日～1月4日を除く)の9:15～17:00

名 称	所 在 地	電話番号
ナビダイヤル（全国共通）<通話料有料> ※ナビダイヤルからは、お客様の発信地域に応じて最寄りのそんぽADRセンターに電話をおつなぎいたします（混雑状況により、他のそんぽADRセンターにつながる場合もあります）。 ※IP電話・PHSからは、以下の直通電話へおかけください。		0570-022808
そんぽADRセンター北海道	札幌市中央区北一条西7-1 C A R P 札幌ビル7階	011-351-1031
そんぽADRセンター東北	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル9階	022-745-1171
そんぽADRセンター東京	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階	03-4332-5241
そんぽADRセンター北陸	金沢市南町5-16 金沢共栄火災ビル4階	076-203-8581
そんぽADRセンター中部	名古屋市中区栄4-5-3 K D X 名古屋栄ビル4階	052-308-3081
そんぽADRセンター近畿	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階	06-7634-2321
そんぽADRセンター中国	広島市中区袋町3-17 シンヨービル12階	082-553-5201
そんぽADRセンター四国	高松市古新町8-1 高松スクエアビル3階	087-883-1031
そんぽADRセンター九州	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9階	092-235-1761
そんぽADRセンター沖縄	那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階	098-993-5951

② 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が下表の場所を含めて全国（各弁護士会館内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っています。

相談所名	所 在 地	電話番号
本部	千代田区霞が関 1 - 1 - 3 弁護士会館 14 階	03(3581)4724
札幌	札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 札幌弁護士会館 2 階	011(251)7730
岩手	盛岡市大通 1 - 2 - 1 サンビル 2 階 岩手弁護士会館内	019(623)5005
仙台	仙台市青葉区一番町 2 - 9-18 仙台弁護士会館 1 階	022(223)2383
山形	山形市七日町 2 - 7-10 NANA-BEANS 8 階	023(635)3648
水戸	水戸市大町 2 - 2-75 茨城県弁護士会館内	029(221)3501
栃木	宇都宮市明保野町 1 - 6 栃木県弁護士会館内	028(622)2008
前橋	前橋市大手町 3 - 6 - 6 群馬弁護士会内	027(234)9321
埼玉	さいたま市浦和区高砂 4 - 2 - 1 浦和高砂パークハウス 1 階埼玉弁護士会法律相談センター内	048(710)5666
千葉	千葉市中央区中央 4 - 13 - 9 千葉県弁護士会館内	043(227)8530
東京(霞が関)	千代田区霞が関 1 - 1 - 3 弁護士会館 3 階	03(3581)1770
横浜	横浜市中区日本大通 9 横浜弁護士会館内	045(211)7700
山梨	甲府市中央 1 - 8 - 7 山梨県弁護士会館内	055(235)7202
長野	長野市妻科 432 長野県弁護士会館内	026(232)2104
新潟	新潟市中央区学校町通一番町 1 新潟県弁護士会館内	025(222)5533
富山	富山市長柄町 3 - 4 - 1 富山県弁護士会館内	076(421)4811
金沢	金沢市丸の内 7 - 36 金沢弁護士会館内	076-221-0242
福井	福井市宝永 4 - 3 - 1 三井生命ビル 7 階 福井弁護士会内	0776(23)5255
岐阜	岐阜市端詰町 22 岐阜県弁護士会館内	058(265)0020
静岡	静岡市葵区追手町 10-80 静岡県弁護士会館内	054(252)0008
沼津	沼津市御幸町 21 - 1 静岡県弁護士会沼津支部内	055(931)1848
浜松	浜松市中区中央 1 - 9 - 1 静岡県弁護士会浜松支部内	053(455)3009
名古屋	名古屋市中村区名駅 3-22- 8 大東海ビル 9 階 名古屋法律相談センター内	052(565)6110
三重	津市中央 3 - 23 三重弁護士会館内	059(228)2232
滋賀	大津市梅林 1 - 3 - 3 滋賀弁護士会館内	077(522)2013
京都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 京都弁護士会館内	075(231)2378
大阪	大阪市北区西天満 1 - 12 - 5 大阪弁護士会館内	06(6364)8289
神戸	神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3 神戸クリスタルタワー 13 階 兵庫県弁護士会分館内	078(341)1717
奈良	奈良市中筋町 22 - 1 奈良弁護士会館内	0742(26)3532
和歌山	和歌山市四番丁 5 和歌山弁護士会館内	073-422-4580
鳥取	鳥取市東町 2-221 鳥取県弁護士会館内	0857-22-3912
島根	松江市母衣町 55- 4 松江商工会議所ビル 7 階 島根県弁護士会館内	0852-21-3450
岡山	岡山市北区南方 1 - 8-29 岡山弁護士会館内	086(234)5888
広島	広島市中区基町 6-27 広島そごう新館 6 階 紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
山口	山口市黄金町 2 - 15 山口県弁護士会館内	0570(064)490
高松	高松市丸の内 2 - 22 香川県弁護士会館内	087(822)3693
徳島	徳島市新蔵町 1-31 徳島弁護士会館内	088-652-5768
愛媛	松山市三番町 4 - 8 - 8 愛媛弁護士会館内	089(941)6279
高知	高知市越前町 1 - 5 - 7 高知弁護士会館内	088(822)4867

福岡	福岡市中央区渡辺通 5-14-12 南天神ビル 2階 天神弁護士センター内	092(741)2270
北九州	北九州市小倉北区金田 1-4-2 北九州法律相談センター内	093(561)0360
佐賀	佐賀市中の小路 7-19 佐賀県弁護士会館内	0952(24)3411
長崎	長崎市栄町 1-25 長崎 MS ビル 4階 長崎県弁護士会館内	095(824)3903
熊本	熊本市水道町 1-23 加地ビル 3階 熊本法律相談センター内	096(325)0009
大分	大分市中島西 1-3-14 大分県弁護士会館内	097-536-1458
宮崎	宮崎市旭 1-8-28 宮崎県弁護士会館内	0985-22-2466
鹿児島	鹿児島市易居町 2-3 鹿児島県弁護士会館内	099(226)3765
那覇	那覇松尾 2-2-26-6 沖縄弁護士会館内	098(865)3737

(平成 28 年 8 月現在)

③ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査委員が無料で、相手方の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っています。

名 称	所 在 地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリスビル 25 階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 札幌弁護士会館 4 階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 11 階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 24 階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜 2-5-23 小寺プラザビル 4 階 南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町 1-20 NREG 広島立町ビル 5 階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内 2-22 香川県弁護士会館 3 階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神 1-9-17 福岡天神フコク生命ビル 10 階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町 1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル 2 階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町 2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル 12 階	076(234)6650
静岡相談室	静岡市葵区黒金町 11-7 三井生命静岡駅前ビル 4 階	054(255)5528

(平成 28 年 8 月現在)

DAY-GO!くるまの保険(個人用総合自動車保険)の約款・特約

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しています。ご契約の手引きと併せてご一読いただき、ご契約内容をご確認いただきますようお願ひいたします。

個人用総合自動車保険 普通保険約款

この保険契約に適用される保険約款の説明

1. この保険契約の内容は、保険約款に記載されています。当会社は、保険約款に基づいて、保険金を支払います。
(1) 保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
(2) 普通保険約款と特約の記載内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
2. この保険約款は、記名被保険者が個人である場合に適用されます。
3. この保険契約には、普通保険約款として、事故態様別に第1章から第3章に区分して掲げる各補償条項のうち、保険証券にこの保険契約の対象である旨記載された補償と、これらに共通して適用される第4章 基本条項が適用され、当会社は、その限度で保険責任を有するものとします。
4. この保険契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語の定義は、この保険約款に共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。

<この保険約款全般に共通する用語の説明－定義>

(50 音順)

区分	用語	説明
あ 行	医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
か 行	解除	当会社からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
急激かつ偶然な外 来の事故	記名被保険者	被保険自動車を主に使用する者で、保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
競技、曲技、試験		被保険者の身体からみて、外部からの作用による突発的で予知できない事故のことといいます。
さ 行	自動車取扱業者	「競技」とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサークルレース等をいい、これらのための練習も含まれます。 「曲技」とは、サーカス、カースタント・アクロバット等をいい、これらのための練習も含みます。 「試験」とは、自動車メーカー等が行う性能テストや競技出場資格認定のための試験等をいいます。 (注) 自動車取扱業者には、自動車取扱業者の使用人、および自動車

		取扱業者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
さ 行	所有権留保条項付 売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
	親族	6 親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	正当な権利を有する者の承諾	被保険自動車の使用に対しては、一般的に記名被保険者の承諾をいいます。なお、承諾とは事前かつ直接的なものであって、いわゆる「また貸し」はここでいう承諾にはあたりません。
た 行	台風、竜巻、洪水、高潮	<p>基本的には、以下の気象学上の定義によりますが、具体的には気象庁の発表に基づきます。</p> <p>〈気象学上の定義〉</p> <p>「台風」とは、熱帶性低気圧の一種で中心の最大風速が 17.2 メートル以上のものをいいます。</p> <p>「竜巻」とは、つむじ風といわれる局部旋風のうち、ロート上の垂下雲を伴う激しいうず巻をいいます。</p> <p>「洪水」とは、河川湖沼の本来の領域を超えて溢水（注）したもので、浸水の範囲がある一定の異常な規模に達したものをいいます。したがって、集中豪雨などによる窪地への溜水、下水溝よりの溢水（注）、小川の小規模な氾濫などは洪水にはあたりません。</p> <p>「高潮」とは、台風や強い低気圧の来襲に伴い海平面が異常に高くなり、海水が陸地に浸入してくることをいいます。</p> <p>（注）溢水 水があふれ出ることをいいます。</p>
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
	通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
	同居	<p>同一の家屋に居住していることをいいます。なお、同一の家屋に居住していれば足り、同一生計や扶養関係は問わないものとします。</p> <p>（注1）同一の家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものをいい、同一敷地内の当該家屋に付属する「はなれ」「勉強部屋」等の別棟であって、台所等の独立した生活用設備を持たないものを含みます。</p> <p>（注2）マンション等の集合住宅で各戸室の区分が明確な場合は、賃貸・区分所有の別を問わず「同居」とはみなしません。</p> <p>（注3）短期間の出稼ぎ等の一時的別居は「同居」とみなし、単身赴任は「同居」とはみなしません。</p>
な 行	入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
	配偶者	婚姻関係にある者の相手方で、内縁関係にある者（注）を含みます。

		(注) 内縁関係にある者 法律上の婚姻届出が提出されていない事実上の婚姻関係にある者をいいます。
は 行	被保険者 (補償の対象となる者)	事故発生の時に、保険金の支払を受ける権利を有する者をいいます。なお、具体的な被保険者の範囲については、章、節および特約ごとに定めるところに従います。
	被保険自動車	この保険契約の対象となる自動車で、保険証券の被保険自動車欄に記載された自動車をいいます。
	病院または診療所	医療法に定める日本国内にある病院または診療所（注）をいい、日本国外においては、これらと同等の医療施設をいいます。 (注) 病院または診療所 次のいずれかに該当する施術所を含みます。 i 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し、施術を受けるため、当会社が特に認めた「柔道整復師法」に定める施術所に収容された場合は、その施術所 ii 治療のための施設がない等の事情により、治療を受けている医師の指示に基づいて施術を受けるため、当会社が特に認めた「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」に定める施術所に収容された場合には、その施術所
	暴動	群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
	法令に定められた運転資格を持たない場合	例えば、次の者が自動車を運転している場合をいいます。 (1) 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者 (2) 運転免許効力の一時停止処分を受けている者 (3) 運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している者 (注) 免許証記載事項の変更届出中、紛失などによる再交付申請中または免許不携帯中の場合は、運転免許を持たない場合に該当しません。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券の保険期間欄に記載された期間をいいます。
	保険事故	この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約に従い保険金が支払われるべき損害または傷害の発生をいいます。
ま 行	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	支払保険金の計算の際に被保険者が自己負担する額として差し引く金額であって、保険証券の免責金額欄に記載された額をいいます。
や 行	用途、車種	「用途」とは、自家用、営業用の自動車の使用形態の区分をいい、「車種」とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途・車種の区分は原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当会社が定める区分表によるものとします。

第1章 賠償責任保険

第1節 対人賠償責任条項

<用語の説明－定義>

この節において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
対人事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体(注)を害することをいいます。なお、身体(注)に対する侵害を伴わない単なる「驚愕」等の精神的な損害は含みません。 (注) 身体 身体と同時に被害を受けた場合の、義歯、義眼、近視矯正用眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖、その他身体に密着し、身体の機能を補完するための用具は、身体の一部とみなします。
法律上の損害賠償責任	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）、民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
保険金額	保険証券の対人賠償責任保険欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
損害賠償請求権者	対人事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者(注)をいいます。 (注) 被保険者に対して損害賠償を請求できる者 対人事故の直接の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の法定相続人等をいいます。

1. 保険金をお支払いする場合

第1条 (保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および第4章 基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、1回の対人事故による本条(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額(注)を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(注) 自賠責保険等によって支払われる金額
被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第2条 (補償の対象となる方－被保険者)

- (1) この節において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア 記名被保険者の配偶者
 - イ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
 - ④ 記名被保険者の使用者（注1）。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者（注1）の業務に使用している場合に限ります。

(注1) 使用者

この④の適用に限り、使用者には、雇用契約上の使用者のほか、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

- (2) この節の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用（注2）します。ただし、これによって、第4条（支払保険金の計算）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに第5条（費用）(3)に定める臨時費用の限度額が増額されるものではありません。
- (注2) それぞれの被保険者ごとに個別に適用
第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の①の規定を除きます。

2. 保険金をお支払いしない場合

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑦ 上記⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ 上記③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注4）すること。
- (注1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、対人事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
 - ② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
 - ③ 被保険者の父母、配偶者または子
 - ④ 被保険者の業務（注5）に従事中の使用人
 - ⑤ 被保険者の使用者（注6）の業務（注5）に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務（注5）に使用している場合に限ります。
- (注5) 業務
家事を除きます。
- (注6) 使用者
雇用契約上の使用者をいいます。
- (4) 当会社は、本条(3)の⑤の規定にかかわらず、被保険自動車の所有者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者（注6）の業務（注5）に被保険自動車を使用している場合に、同じ使用

者（注6）の業務（注5）に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（5）本条(4)における所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ 上記①および②以外の場合は、被保険自動車を所有する者

3. 支払保険金の計算

第4条（支払保険金の計算）

（1）1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{次条(1)の①から③までの費用}} - \boxed{\text{自賠責保険等によって支払われる金額（注）}}$$

（注）自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

（2）当会社は、本条(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 次条(1)の④および⑤の費用
- ② 次条(2)の費用
- ③ 第8条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第5条（費用）

（1）保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用	説明
① 損害防止費用	第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第4章 基本条項第21条の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第8条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

（注）保険契約者または被保険者が支出した次の費用

収入の喪失を含みません。

- (2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したときは、本条(1)の費用のほか、1回の対人事故により生命を害された者1名につき、10万円を臨時費用として支払います。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- ① 損害の額
② 前条(2)の臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。

4. 当会社による協力、援助、解決

第7条（当会社による協力または援助）

被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第8条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注1）を行います。

（注1）訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

- (2) 本条(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額（注2）の合計額を明らかに超える場合
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
④ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合

（注2）自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

5. 損害賠償請求権者の直接請求権および先取特権

第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの節および第4章 基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 本条(3)に定める損害賠償額が保険金額（注2）を超えることが明らかになった場合
- ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注1) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(注2) 保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(3) 前条および本条の損害賠償額とは、次の算式によって算出される額をいいます。

損害賠償額	= 被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	- 自賠責保険等によって支払われる金額（注3）	- 被保険者が損害賠償請求者に対して既に支払った損害賠償金の額
-------	------------------------------------	-------------------------	---------------------------------

(注3) 自賠責保険等によって支払われる金額

被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 本条(2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

第10条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合は省略することができます。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書
- ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ⑦ その他当会社が本条(6)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類また

は証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

- (2) 損害賠償請求権者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
- ② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注1）または上記②以外の3親等内の親族

（注1）配偶者

＜この保険約款全般に共通する用語の説明－定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (3) 本条(2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (4) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に違反した場合または本条(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

- (6) 当会社は、前条(2)の①から⑤のいずれかに該当する場合には、請求完了日（注2）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（注2）請求完了日

損害賠償請求権者が本条(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (7) 本条(6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注2）からその日を含めて次に掲げる日数（注3）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

- ① 本条(6)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4） 180日
- ② 本条(6)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 本条(6)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関によ

- る診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120 日
- ④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における本条(6)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60 日
- ⑤ 本条(6)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180 日
- (注 3) 次に掲げる日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注 4) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (8) 本条(6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注 5）には、これにより確認が遅延した期間については、本条(6)または(7)の期間に算入しないものとします。
- (注 5) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力をわなかつた場合を含みます。

第 11 条（損害賠償額請求権の行使期限）

第 9 条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 12 条（損害賠償請求権者の先取特権）

- (1) 対人事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注 1）について先取特権を有します。

(注 1) 保険金請求権

第 5 条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注 2）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注 3）

(注 2) 当会社から被保険者に支払う場合

被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注 3) 当会社から被保険者に支払う場合

損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注 1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注 1）を質権の目的とし、または本条(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第13条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、前条(2)の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第5条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

6. 仮払金および供託金の貸付け等

第14条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第7条（当会社による協力または援助）または第8条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険金額（注1）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注1) 保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(2) 本条(1)により当会社が供託金（注2）を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(3) 本条(1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および第4条（支払保険金の計算）(1)ただし書の規定は、その貸付けまたは供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。

(4) 本条(1)の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、本条(1)の当会社の名による供託金（注2）または貸付け（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

(注3) 貸付け

利息を含みます。

(5) 第4章 基本条項第23条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付け（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

第2節 対物賠償責任条項

<用語の説明－定義>

この節において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
対物事故	被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失（注1）破損（注2）または汚損（注3）することをいいます。 (注1) 滅失 財物がその物理的存在を失うことを行います。 (注2) 破損 財物が壊れることを行います。 (注3) 汚損 財物が汚れたむことによりその客観的な経済的価値を減じられることを行います。

法律上の損害賠償責任	民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
保険金額	保険証券の対物賠償責任保険欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
損害賠償請求権者	対物事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者(注)をいいます。 (注) 被保険者に対して損害賠償を請求できる者 対物事故の被害財物の所有者等をいいます。

1. 保険金をお支払いする場合

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および第4章 基本条項に従い、保険金を支払います。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

(1) この節において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - ア 記名被保険者の配偶者
 - イ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被保険者の使用者（注1）。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者（注1）の業務に使用している場合に限ります。

（注1）使用者

この④の適用に限り、使用者には、雇用契約上の使用者のほか、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

(2) この節の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用（注2）します。ただし、これによって、第4条（支払保険金の計算）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

（注2）それぞれの被保険者ごとに個別に適用

第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の①の規定を除きます。

2. 保険金をお支払いしない場合

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
- ② 記名被保険者以外の被保険者の故意
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 台風、洪水または高潮
- ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑦ 上記⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 上記③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注4）すること。

(注1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人

　保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

　使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

　原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 競技、曲技もしくは試験を行ふことを目的とする場所において使用

　救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、被保険者が損害賠償に關し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、対物事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者

② 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

3. 支払保険金の計算

第4条（支払保険金の計算）

(1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{次条の①から④までの費用}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$$

(2) 当会社は、本条(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 次条⑤および⑥の費用

② 第8条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(3) 本条(1)のただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が3億円を超える場合は、当会社の支払う保険金の額は3億円を限度とします。

① 被保険自動車に積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

② 被保険自動車が被引自動車を引中に発生した、被引自動車に積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

③ 航空機の損壊

(注) 危険物

　道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第5条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注1）は、これを損害の一部とみなします。

費用	説明
① 損害防止費用	第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第4章 基本条項第21条の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
④ 落下物取り片付け費用	偶然な事故によって被保険自動車に積載していた動産（注2）が落下したことに起因して、落下物を取り片付けるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取り片付け費用をいいます。
⑤ 示談交渉費用	対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第8条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用をいいます。
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

（注1）保険契約者または被保険者が支出した次の費用

収入の喪失を含みません。

（注2）被保険自動車に積載していた動産

法令により積載が禁止されている動産または法令により禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- 本条(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

4. 当会社による協力、援助、解決

第7条（当会社による協力または援助）

被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第8条（当会社による解決）

- 被保険者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権

者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注1）を行います。

（注1）訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

（2）本条(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。

① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額（注2）を明らかに超える場合（注3）または保険証券記載の免責金額を明らかに下回る場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合

（注2）保険金額

保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

（注3）保険金額を明らかに超える場合

第4条（支払保険金の計算）(3)の①、②または③のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が3億円を超える場合は、保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が3億円を明らかに超える場合とします。

5. 損害賠償請求権者の直接請求権 および先取特権

第9条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（1）対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの節および第4章 基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注1）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（注1）被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

（3）前条および本条の損害賠償額とは、次の算式によって算出される額をいいます。

損害賠償額	=	被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	-	保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
-------	---	----------------------------------	---	--------------------------------	---	---------------------------

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 本条(2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注2）が保険金額（注3）を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は本条(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。
- ① 本条(2)の④に規定する事実があった場合
 - ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
 - ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- (注2) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (注3) 保険金額
保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。
- (7) 本条(6)の②または③に該当する場合は、本条(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの節および第4章 基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注4）を限度とします。
- (注4) 被保険者に対して支払うべき保険金の額
同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

第10条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ④ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
 - ⑤ その他当会社が本条(6)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 交通事故証明書
人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
- (注2) 修理等に要する費用の見積書
既に支払がなされたときはその領収書とします。
- (注3) 被害が生じた物の写真
画像データを含みます。
- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注4）
- ② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注4）または上記②以外の3親等内の親族

（注4）配偶者

＜この保険約款全般に共通する用語の説明一定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- （3）本条(2)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- （4）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(1)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- （5）損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に違反した場合または本条(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- （6）当会社は、前条(2)の①から④または同条(6)の①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注5）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
 - ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（注5）請求完了日

損害賠償請求権者が本条(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- （7）本条(6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注5）からその日を含めて次に掲げる日数（注6）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
 - ① 本条(6)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注7） 180日
 - ② 本条(6)の①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条(6)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 本条(6)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注6）次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注 7) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (8) 本条(6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注 8）には、これにより確認が遅延した期間については、本条(6)または(7)の期間に算入しないものとします。
- (注 8) 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力をわざわざしなかった場合を含みます。

第 11 条（損害賠償額請求権の行使期限）

第 9 条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 12 条（損害賠償請求権者の先取特権）

- (1) 対物事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注 1）について先取特権を有します。

（注 1）保険金請求権

第 5 条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注 2）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注 3）

（注 2）当会社から被保険者に支払う場合

被保険者が賠償した金額を限度とします。

（注 3）当会社から被保険者に支払う場合

損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注 1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注 1）を質権の目的とし、または本条(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第 13 条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、前条(2)の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第 5 条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

6. 仮払金および供託金の貸付け等

第14条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第7条（当会社による協力または援助）または第8条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、保険金額（注1）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注1) 保険金額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第9条（損害賠償請求権の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(2) 本条(1)により当会社が供託金（注2）を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注2) 供託金

利息を含みます。

(3) 本条(1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第9条（損害賠償請求権の直接請求権）(2)ただし書および第4条（支払保険金の計算）(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。

(4) 本条(1)の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、本条(1)の当会社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

(注3) 貸付金

利息を含みます。

(5) 第4章 基本条項第23条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

第2章 傷害保険 第1節 人身傷害補償条項

<用語の説明—定義>

この節において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
人身傷害事故	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（注）を被ることをいいます。 (注) 傷害 ガス中毒を含みます。
損害	第5条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。
正規の乗車装置	乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。
臨時代替自動車	被保険自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する他の自動車をいいます。ただし、記名被保険者の使用人が所有する自動車（注）を除きます。 (注) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
保険金額	保険証券の人身傷害補償保険欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。

賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
法律上の損害賠償責任	自動車損害賠償保障法、民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者（注） ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 死亡した場合は、その法定相続人とします。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

1. 保険金をお支払いする場合

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この節および第4章 基本条項に従い、保険金を支払います。
- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
 - ② 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- (2) 本条(1)の損害には、日射、熱射または精神的衝動による障害によって被保険者が被る損害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによる損害を含みません。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1) この節において被保険者とは、被保険自動車（注1）の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者をいいます。
- (注1) 被保険自動車
 臨時代替自動車を含みます。
- (注2) その装置のある室内
 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- (2) 本条(1)に定める者のほか、次のいずれかに該当する者をこの節の被保険者とします。ただし、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。
- ① 被保険自動車の保有者（注3）
 - ② 被保険自動車の運転者（注4）
- (注3) 保有者
 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
- (注4) 運転者
 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

- (3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
- ① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者
- (4) この節の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

2. 保険金をお支払いしない場合

第3条 (保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者の受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間に生じた事故
 - ④ 被保険者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故
 - ⑤ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた事故。ただし、第 2 条（補償の対象となる方－被保険者）(2)に定める被保険者が被保険自動車に搭乗中に生じた事故を除きます。
 - ⑦ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - ⑧ 治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症（注 1）
 - ⑨ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
 - ⑩ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑫ 核燃料物質（注 2）もしくは核燃料物質（注 2）によって汚染された物（注 3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑬ 上記⑫に規定した以外の放射性照射または放射能汚染
 - ⑭ 上記⑩から⑬の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑮ 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注 4）すること。

(注 1) 創傷感染症
丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

(注 2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。

(注 3) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

(注 4) 曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

3. 支払保険金の計算

第4条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者 1名につき、下表に定める基準に従い、同表に定める算式により算出される額とします。この場合において、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者 1名につき保険金額を限度とします。

賠償義務者の有無	保険金の請求方法による区分		適用する算式
① 賠償義務者がない場合	先行払い	-	本条(2)の算式
② 賠償義務者がある場合	ア 先行払い	保険金請求権者が、賠償義務者との間で裁判や示談等により損害賠償額が確定する前に、賠償義務者に損害賠償請求すべき額を含めて保険金の請求をした場合であって、その額について、差し引くべき額（注1）がないとき。	本条(2)の算式
	イ 後払い	保険金請求権者が、賠償義務者との間で裁判や示談等により損害賠償額が確定する前に、賠償義務者に損害賠償請求すべき額を含めて保険金の請求をした場合であって、その額について、差し引くべき額（注1）があるとき。	本条(3)の算式
	ウ 自己過失分払い	保険金請求権者が、賠償義務者との間で裁判や示談等により損害賠償額が確定する前に、賠償義務者に損害賠償請求すべき額を除いて保険金を請求したとき。	本条(4)の算式
	エ 後払いまたは自己過失分払い	保険金請求権者が、賠償義務者との間で裁判や示談等により損害賠償額が確定した後に、保険金の請求をしたとき。	本条(3)の算式または本条(4)の算式のいずれか高い方

（注1）差し引くべき額

本条(3)の①から③に定める額をいいます。

(2) 本条(1)の①および②のアの算式とは、次の算式をいいます

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{次条(1)の規定により決定される損害額}} + \boxed{\text{第6条(費用)に定める費用}} - \boxed{\text{次の①から③の合計額}}$$

- ① 労働者災害補償制度によって既に給付が決定したまたは支払われた額（注2）
- ② 次条(1)の規定により決定される損害額および第6条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ③ 上記①および②のほか、第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）

(注2) 労働者災害補償制度によって既に給付が決定したまたは支払われた額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(注3) 取得した給付の額またはその評価額

保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。

(3) 本条(1)の②のイおよびエの算式とは、次の算式をいいます

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{次条(1)の規定により決定される損害額}} + \boxed{\text{第6条(費用)に定める費用}} - \boxed{\text{次の①から⑥の合計額}}$$

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給

付が決定または支払われた金額

- (2) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額
 - (3) 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
 - (4) 労働者災害補償制度によって既に給付が決定または支払われた額（注2）
 - (5) 次条(1)の規定により決定される損害額および第6条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
 - (6) 上記①から⑤のほか、第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）
- (4) 本条(1)の②のウおよびエに定める算式とは、次の算式をいいます。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{次条(2)の規定により決定される損害額}} + \boxed{\text{第6条(費用)に定める費用}} - \boxed{\text{次の①から③の合計額}}$$

- ① 労働者災害補償制度によって既に給付が決定または支払われた額（注2）
- ② 次条(2)の規定により決定される損害額および第6条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ③ 上記①および②のほか、第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注3）

第5条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ＜別紙＞「人身傷害補償条項損害額基準」に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、この区分ごとに算出した金額が自賠責保険等によって支払われる金額（注1）を下回るときには、自賠責保険等によって支払われる金額（注1）とします。

- ① 傷害
生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合
- ② 後遺障害
治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至った場合または身体の一部を欠損した場合
- ③ 死亡
死亡した場合

(注1) 自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

- (2) 賠償義務者がある場合には、本条(1)によるほか、次の算式によって算出される額を、当会社が保険金を支払うべき損害額とすることができます。ただし、＜別紙＞「人身傷害補償条項損害額基準」に定める算定基準に従い算出した額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額}} = \boxed{\text{本条(1)の区分ごとに、それぞれ＜別紙＞「人身傷害補償条項損害額基準」に定める算定基準に従い算出した金額（注2）の合計額}} - \boxed{\text{賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分（注3）}}$$

(注2) 算定基準に従い算出した金額

判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が＜別紙＞「人身傷害補償条項損害額基準」に定める算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その

基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額とします。ただし、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。

(注3) 賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分

本条(1)の区分ごとに、それぞれ<別紙> 人身傷害補償条項損害額基準 に定める算定基準に従い算出した金額（注2）に対し、次の手続きに基づいて決定した賠償義務者の過失割合を乗じた額の合計額をいいます。ただし、この過失割合を乗じた額が自賠責保険等によって支払われる金額（注1）を下回るときには、自賠責保険等によって支払われる金額（注1）とします。

i 当会社と保険金請求権者との協議

ii 上記 i が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者とにおける訴訟、裁判上の和解もしくは調停

(3) 本条(2)の場合には、第4章 基本条項第26条（代位）(1)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が賠償義務者に対して有する権利については、これを取得しません。

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用	説明
① 損害防止費用	第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第4章 基本条項第21条の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

(注) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用

収入の喪失を含みません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

(3) 本条(1)および(2)の規定は、それぞれの支払責任ごとに適用するものとします。

第8条（他の身体の障害または疾病の影響等）

被保険者が被った第1条（保険金をお支払いする場合）の損害が次のいずれかの影響により重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を支払います。

① 被保険者が損害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響

② 被保険者が損害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響

③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことによる影響

4. 保険契約者、被保険者または保険金請求権者の義務等

第9条（保険契約者、被保険者または保険金請求権者の義務等）

(1) 保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害を被つ

- た場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- (1) 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う自賠責保険等および対人賠償保険等の有無およびその内容
- (3) 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
- (4) 保険金請求権者が第1条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (5) 人身傷害事故の原因となった、被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 被保険者は、第1条（保険金をお支払いする場合）(1)に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につとめなければなりません。
- (4) 保険契約者または保険金請求権者は損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行うとき、または賠償義務者と合意するときは、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差引いて保険金を支払います。
- (6) 当会社は、賠償義務者または第1条（保険金をお支払いする場合）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行なう者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

5. その他

第10条（保険金の支払による請求権の移転）

- (1) 当会社が保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していた場合は、これらの請求権は、保険金の支払時に当会社に移転するものとします。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の全額を保険金として支払った場合
保険金請求権者の有する請求権の全額
- ② 上記①以外の場合
保険金請求権者の有する請求権の額から、保険金が支払われていない損害を差し引いた額
- (2) 本条(1)の②の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する請求権は、当会社に移転した請求権よりも優先されるものとします。
- (3) 保険金請求権者は、本条(1)により移転した請求権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第1条（保険金をお支払いする場合）の損害に関して、第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の②または③の規定に定める通知または同章第23条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した診

断書または死体検案書の提出を求めるすることができます。

- (2) 本条(1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 診断または死体の検案のために要した費用

収入の喪失を含みません。

<別紙> 人身傷害補償条項損害額算定基準

当会社は、下記に定める規定に従い算出された損害額を基準として保険金を支払います。

第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害、精神的損害とします。

なお、「臓器の移植に関する法律」（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

(1) 治療関係費

治療または社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

① 応急手当費

② 診察料

③ 入院料

原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。

④ 投薬料、手術料、処置料等

⑤ 通院費、転院費、入院・退院費

通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。

⑥ 看護料

原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、下記によります。

a 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合
立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。

b 近親者等が看護した場合

(a) 入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。

(b) 12歳以下の子供もしくは歩行困難な方の通院に付添った場合または医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、被保険者の年齢、傷害の部位・程度、看護状況を勘案して、1日につき2,050円とします。

⑦ 入院中の諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。

⑧ 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。

⑨ 義肢等の費用

- a 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡（注）、補聴器、松葉杖等の用具の製作等に必要かつ妥当な実費とします。
- b aに掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。

⑩ 診断書等の費用

(2) その他の費用

上記(1)以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(注) 眼鏡

コンタクトレンズを含みます。

2. 休業損害

受傷により収入（注1）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

(1) 有職者の場合

下記の算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が5,700円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とします。

なお、対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

① 給与所得者

$$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{対象休業日数}$$

a 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（注2）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料にもとづき決定します。

b 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。

c 賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

d 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者

$$\frac{(\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費})}{365\text{日}} \times \text{対象休業日数}$$

a 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

b 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計算されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

c 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

③ 自由業者

$$\frac{\text{事故前1か年間の収入額（固定給を除く）} - \text{必要経費}}{365\text{日}} \times \text{対象休業日数}$$

a 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む方であって、開業医、弁護士、ア

ロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業、その他これに準じる方をいいます。

b 事故前1か年間の収入額、必要経費、代替労力については「② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準じます。

④ アルバイト・パートタイマー

「① 給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で対象休業日数を算出します。

$$\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

(2) 家事従事者

現実に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,700円とします。

なお、対象休業日数は、原則として、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

(3) 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法の被保護者等現に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

(注1) 収入

専ら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(注2) 月例給与の合計額

本給および付加給をいいます。

3. 精神的損害

対象日数 入院1日つき8,400円、通院1日つき4,200円とします。

なお、入院対象日数は実際に入院医療を受けた日数とします。通院対象日数は各期間区分ごとの総日数から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数(注1)の2倍を上限として決定します。

ただし、各期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算します。

- | | |
|---------------------|-----|
| ① 事故から3か月超6か月までの期間 | 75% |
| ② 事故から6か月超9か月までの期間 | 45% |
| ③ 事故から9か月超13か月までの期間 | 25% |
| ④ 事故から13か月超 | 15% |

また、妊娠が胎児を死産または流産した場合は、以下に掲げる金額を加えます。

- | | |
|------------------|------|
| ① 妊娠月数3か月以内 | 30万円 |
| ② 妊娠月数4か月以上6か月以内 | 50万円 |
| ③ 妊娠月数7か月以上 | 80万円 |

(注1) 実治療日数

被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次のいずれかに該当するギプス等(注2)を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。

- i 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。）の骨折および脊柱の骨折によるギプス等(注2)
- ii 長管骨に接続する三大関節（上肢の肩関節、肘関節および手関節並びに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）部分の骨折で長管骨部分を含めたギプス等(注2)
- iii 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス等(注2)

(注2) ギプス等

ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害（注1）は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級（注2）は別表I「後遺障害等級表」によります。

（注1）後遺障害による損害

既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の等級により算定した損害から既にあった後遺障害に該当する等級により算定した損害を差し引いた損害とします。

（注2）後遺障害の等級

同一事故により、別表I「後遺障害等級表」の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、重い後遺障害に該当する等級によります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次の等級によります。

i 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級

ii 上記i以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級

iii 上記iおよびii以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた将来得られたであろう経済的利益の損失をいい、原則として、下記の(1)および(2)に従い次の算式により計算します。

収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

（1）被保険者区分別計算方法

① 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

a 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

b 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

② 家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

③ 幼児および18歳未満の学生

18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

④ 退職後1年を経過していない失業者（注）

①の「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。

⑤ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

a 18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

b 年齢別平均給与額の50% × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数

（2）収入額、労働能力喪失率・喪失期間、ライブニッツ係数

上記(1)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッツ係数は、下記のとおりとします。

① 収入額

- a 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

- b 年齢別平均給与額および全年齢平均給与額は、付表Iによります。

② 労働能力喪失率

付表IIに定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

③ 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。ただし、就労可能年数の範囲内とします。

④ ライブニッツ係数

労働能力喪失期間に対応するライブニッツ係数は、付表IIIによります。

(注) 退職後1年を経過していない失業者

定年退職者等を除きます。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第1級	1,900万円	第8級	400万円
第2級	1,500万円	第9級	300万円
第3級	1,250万円	第10級	200万円
第4級	950万円	第11級	150万円
第5級	750万円	第12級	100万円
第6級	600万円	第13級	60万円
第7級	500万円	第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者、子のいずれもいない場合は、第1級1,400万円、第2級1,200万円、第3級1,000万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸経費とし、原則として、下記の(1)および(2)に従い次の算式により計算します。

介護料 × 介護期間に対応するライブニッツ係数

(1) 介護料

- ① 別表I 後遺障害等級表の1の第1級に該当する後遺障害の場合

1か月につき16万円とします。

- ② 別表I 後遺障害等級表の1の第2級または同表の2の第1級、第2級、第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

1か月につき8万円とします。

(2) 介護期間、ライブニッツ係数

① 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表IVに定める平均余命等を勘案し決定します。

② ライブニッツ係数

介護期間に対応するライブニッツ係数は付表IIIによります。

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来得られたであろう利益の損失をいい、原則として、下記の(1)、(2)および(3)に従い次の算式により計算します。

(収入額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

(1) 被保険者区分別計算方法

① 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

a (現実収入額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

b (年齢別平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

② 家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

③ 幼児および18歳未満の学生

(18歳平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

④ 退職後1年を経過していない失業者（注1）

①の「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。

⑤ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

a (18歳平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

b (年齢別平均給与額の50%－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

(2) 金等の受給者

被保険者が金等の受給者（注2）である場合は、(1)の額に以下の額を加えるものとします。

(金等の額－生活費) × $\left(\begin{array}{l} \text{死亡時の年齢における平均余命年数のライプニッツ係数} - \\ \text{死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数} \end{array} \right)$

(3) 収入額、生活費、就労可能年数、ライプニッツ係数

上記(1)および(2)の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記のとおりとします。

① 収入額

a 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

b 年齢別平均給与額および全年齢平均給与額は、付表Ⅰによります。

② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。

なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。

- | | |
|----------------|-----|
| a 被扶養者がない場合 | 50% |
| b 被扶養者が1人の場合 | 40% |
| c 被扶養者が2人の場合 | 35% |
| d 被扶養者が3人以上の場合 | 30% |

③ 就労可能年数

就労可能年数は付表Vによります。

④ ライブニツツ係数

就労可能年数に対応するライブニツツ係数は、付表Vにより、また、平均余命年数に対応するライブニツツ係数は付表Ⅲおよび付表Ⅳによります。

(注1) 退職後1年を経過していない失業者

定年退職者等を除きます。

(注2) 年金等の受給者

各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。

3. 精神的損害

被保険者の属性別に下記の金額を基準とします。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 被保険者が一家の支柱である場合 | 2,000万円 |
| (2) 被保険者が18歳未満である場合（注） | 1,600万円 |
| (3) 被保険者が65歳以上の高齢者である場合 | 1,500万円 |
| (4) 被保険者が上記以外である場合 | 1,600万円 |

(注) 18歳未満である場合

有職者を除きます。

4. その他の損害

上記1.から3.以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表I 年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢 歳	男子 円	女子 円	年齢 歳	男子 円	女子 円
全 年 齡 平 均 給 与 額	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68~	314,800	236,600

付表II 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表III ライブニット係数表

期間	ライブニット係数	期間	ライブニット係数
年		年	
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

(注) 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から18歳を就労の始期とみなしてその年齢までの年数に対応する係数を差引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合

$$12.462 \text{ (20年の係数)} - 6.463 \text{ (8年の係数)} = 5.999$$

付表IV 第20回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1.07	1.00	—	—	—					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、68.93年。

2. 40歳女性の平均余命年数は、46.38年。

付表V 死亡時の年齢別就労可能年数およびライピニツツ係数表

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者		有職者	
	就労可能年数	ライピニツツ係数	就労可能年数	ライピニツツ係数
歳 0	年 49	7.549	年 67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(注) 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している有職者・家事従業者および18歳以上の学生以外の無職者における就労可能年数およびライピニツツ係数は、下記(例)に準じて算出します。

(例) 3歳の幼児の場合

- (1) 就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－3年）に対応する係数 19.119
- (2) 就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－3年）に対応する係数 10.380
- (3) 就労可能年数49年（64年－15年）
- (4) 適用する係数 8.739 (19.119－10.380)

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライピニツツ係数	年齢	就労可能年数	ライピニツツ係数
歳 18	年 49	18.169	歳 59	年 12	8.863
19	48	18.077	60	12	8.863
20	47	17.981	61	11	8.306

21	46	17.880	62	11	8.306
22	45	17.774	63	10	7.722
23	44	17.663	64	10	7.722
24	43	17.546	65	10	7.722
25	42	17.423	66	9	7.108
26	41	17.294	67	9	7.108
27	40	17.159	68	8	6.463
28	39	17.017	69	8	6.463
29	38	16.868	70	8	6.463
30	37	16.711	71	7	5.786
31	36	16.547	72	7	5.786
32	35	16.374	73	7	5.786
33	34	16.193	74	6	5.076
34	33	16.003	75	6	5.076
35	32	15.803	76	6	5.076
36	31	15.593	77	5	4.329
37	30	15.372	78	5	4.329
38	29	15.141	79	5	4.329
39	28	14.898	80	5	4.329
40	27	14.643	81	4	3.546
41	26	14.375	82	4	3.546
42	25	14.094	83	4	3.546
43	24	13.799	84	4	3.546
44	23	13.489	85	3	2.723
45	22	13.163	86	3	2.723
46	21	12.821	87	3	2.723
47	20	12.462	88	3	2.723
48	19	12.085	89	3	2.723
49	18	11.690	90	3	2.723
50	17	11.274	91	2	1.859
51	16	10.838	92	2	1.859
52	15	10.380	93	2	1.859
53	14	9.899	94	2	1.859
54	14	9.899	95	2	1.859
55	14	9.899	96	2	1.859
56	13	9.394	97	2	1.859
57	13	9.394	98	2	1.859
58	12	8.863	99~	2	1.859

第2節 傷害一時金条項

<用語の説明－定義>

この節において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
保険金	傷害一時金をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故により被った身体の傷害（注）をいいます。 (注) 身体の傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保險者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。
治療日数	治療のために病院または診療所に入院し、もしくは通院した実治療日数（注1）をいいます。なお、治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注2）であるときには、その処置日数を含みます。 (注1) 実治療日数 被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次のいずれかに該当するギプス等（注3）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。 i 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。）の骨折および脊柱の骨折によるギプス等（注3） ii 長管骨に接続する三大関節（上肢の肩関節、肘関節および手関節並びに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）部分の骨折で長管骨部分を含めたギプス等（注3） iii 肋骨または胸骨の骨折による体幹部のギプス等（注3） (注2) 医療の給付としてされたものとみなされる処置 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。 (注3) ギプス等 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
保険金額	保険証券の傷害一時金保険欄に記載された保険金額で、被保険者1名ごとに、当会社が支払う傷害一時金の額をいいます。

1. 保険金をお支払いする場合

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、第1節 人身傷害補償条項の規定（注）により保険金支払の対象となるときは、この節および第4章 基本条項に従い、保険金を支払います。

（注）第1節 人身傷害補償条項の規定

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

この節において被保険者とは、第1節人身傷害補償条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）に規定する被保険者をいいます。

2. 支払保険金の計算

第3条（支払保険金の計算）

第1節 人身傷害補償条項第1条（保険金をお支払いする場合）(1)に規定する人身傷害事故により、下表に掲げる支払事由に該当する場合に、同表のとおり保険金を支払います。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にこれら支払事由が生じた場合に限ります。

保険金の区分	支払事由	保険金の額	保険金請求権者
傷害一時金	治療日数の合計が5日以上となった場合	保険金額の全額	被保険者

3. その他

第4条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第5条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、被保険者が被った第1条（保険金をお支払いする場合）の人身傷害事故に関して、第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の②または③の規定に定める通知または同章第23条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の規定による診断のために要した費用（注）は、当会社が負担します。
- (注) 診断のために要した費用
収入の喪失を含みません。

第3章 車両保険 車両条項

＜用語の説明－定義＞

この章において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
付属品	<p>被保険自動車に定着（注1）または装備（注2）されている物、および法令等（注3）に従い被保険自動車に備えつけられている物をいいます。</p> <p>（注4）なお、車室内でのみ使用することを目的として、被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取扱います。</p> <p>（注1）定着 ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。</p> <p>（注2）装備 自動車の機能を十分に發揮させるために、その自動車に備品として備え付けられている状態をいいます。</p> <p>（注3）法令等 法律、命令、規則、条例等をいいます。</p> <p>（注4）被保険自動車に定着または装備されている物であっても、次のいずれかに該当する物は、付属品とはなりません。</p>

	<p>i ガソリン、軽油、LPG等の燃料</p> <p>ii ボディカバー、洗車用品</p> <p>iii 法令等（注3）により、自動車に定着または装備することを禁止されている物 エアースポイラー（法令に違反する物）、オーバーフェンダー（標準装備の物および陸運支局の許可を得た物を除きます。）等</p> <p>iv 通常装飾品とみなされる物 マスコット類、クッション、花pin、膝掛 等</p>
協定保険価額	<p>被保険自動車の価額として当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額をいいます。なお、協定する額（注）は、保険契約締結の時における被保険自動車の市場販売価格相当額とします。</p> <p>（注）協定する額 付属品の価額を含みます。</p>
市場販売価格相当額	<p>被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（注1）で同等の損耗度の自動車を自動車販売店等が顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額（注2）のこと、当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格または当会社が別に定める方法に従ってその他の客観的な資料により算出された価格をいいます。</p> <p>（注1）初度登録年月等 初度検査年月を含みます。</p> <p>（注2）店頭渡現金販売価格相当額 税金、保険料、リサイクル料金、登録等に伴う費用は含みません。 ただし、消費税は含まれます。また、骨とう価値や希少価値は含めることはできません。</p>
保険金額	保険証券の車両保険欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
修理費	<p>損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、補修による修理費とします。</p> <p>（注）事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費 事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の価値の下落等による損害は含みません。</p>
全損	<p>被保険自動車を修理することができない場合（注）または修理費の額が協定保険価額以上となる場合をいいます。</p> <p>（注）被保険自動車を修理することができない場合 被保険自動車が盗難され発見されなかった場合を含みます。</p>
分損	修理費の額が協定保険価額未満となる場合をいいます。
車対車事故	被保険自動車と相手自動車との接触または衝突をいいます。
相手自動車	被保険自動車の所有者と異なる者が所有者である自動車（注）をいいます。
（注）自動車 原動機付自転車を含みます。	
所有者	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主</p> <p>② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主</p> <p>③ 上記①および②以外の場合は、自動車を所有する者</p>

1. 保険金をお支払いする場合

第1条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害および被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して、この章および第4章 基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の被保険自動車には、付属品を含みます。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

この章において被保険者とは、被保険自動車の所有者をいいます。

第3条（協定保険価額）

当会社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。

2. 保険金をお支払いしない場合

第4条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア 保険契約者または被保険者（注1）
イ 保険金を受け取るべき者（注2）。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
ウ 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注3）
エ 上記アからウに定める者の法定代理人
オ 上記アからウに定める者の業務に従事中の使用人
カ 上記アからウに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。

（注1）保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者

この者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機

閣をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用試験を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、本条(1)に定めるほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 下表のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間に生じた事故

② 下表のいずれかに該当する者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故

③ 下表のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故

運転している者
ア 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注7）
イ 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注3）
ウ 上記アおよびイに定める者の法定代理人
エ 上記アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ 上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子

(注7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗

② 故障損害（注8）

③ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害

④ 付属品のうち被保険自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。

⑤ タイヤ（注9）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

⑥ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

(注8) 故障損害

偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます。

(注9) タイヤ

チューブを含みます。

3. 支払保険金の計算

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

区分	保険金の額
① 全損の場合	次条の①の額
② 分損の場合	次条の②の損害額 - 免責金額（注1）

(注1) 免責金額

当会社が保険金を支払う事故が複数回発生している場合は、これら事故の発生の順に従って、保険証券に記載のとおり適用します。

- (2) 当会社は、本条(1)に定める保険金のほか、第7条（費用）(1)の費用の合計額を支払います。
- (3) 当会社は、当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、本条(1)および(2)に定める額のほか第7条（費用）(2)に定める額を支払います。
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する場合であっても、本条(2)および(3)の費用を支払います。
 - ① 本条(2)の規定によって支払うべき費用の額のみを負担した場合
 - ② 本条(2)および(3)の規定によって支払うべき費用の額と本条(1)の保険金の合計額が保険金額を超える場合
- (5) 次条の損害額に回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（注2）を超過するときの保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{次条の規定により決定される損害額}} + \boxed{\text{第7条(費用)(1)に掲げる費用のうち実際に発生した額}} - \boxed{\text{回収金の額}}$$

(注2) 自己負担額

次条の規定により決定される損害額および第7条(1)に掲げる費用のうち実際に発生した額の合計額から、本条(1)に定める保険金の額および本条(2)に定める費用の額を差し引いた額をいいます。

第6条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害額は、次のとおりとします。

区分	損害額
① 全損の場合	協定保険価額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額 損害額 = 修理費の額 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その残存物の価額

第7条（費用）

- (1) 第5条（支払保険金の計算）(2)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）をいいます。

費用	説明
① 損害防止費用	第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第4章 基本条項第21条の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要な費用をいいます。
③ 車両運搬費用	当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生の地からもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用をいいます。ただし、1回の事故につき、10万円または保険金額の10%のいずれか高い方を限度とします。
④ 盗難引取費用	盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用をいいます。ただし、1回の事故につき、10万円または保険金額の10%のいずれか高い方を限度とします。

⑤ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額をいいます。
------------	--

(注) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用
収入の喪失を含みません。

- (2) 当会社は、第5条（支払保険金の計算）(3)の場合には、1回の事故につき保険金額の10%に相当する額を臨時費用として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

① 損害の額（注）

② 第7条（費用）(2)の臨時費用に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

- (3) 本条(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（現物によるお支払い）

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

4. その他

第10条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

協定保険価額が保険価額（注）を著しく超える場合は、この章の適用においては、その保険価額（注）を協定保険価額および保険金額とします。

(注) 保険価額

損害が生じた地および時における被保険自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第11条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) 被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、次の算式によって算出される割合によりその盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。

当会社が盗難にあった物の所有権その他の物権を取得する割合	= $\frac{\text{保険金の額}}{\text{損害額}}$
------------------------------	-------------------------------------

- (3) 本条(1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第12条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第13条（無過失事故の取扱いの特則）

(1) 当会社は、車対車事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、保険金を支払う場合であっても、車対車事故の相手自動車の登録番号等（注1）ならびに車対車事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できる無過失事故については、第5条（支払保険金の計算）(1)の②または車対車事故免責金額ゼロ特約に定める免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級および事故有効期間を決定するうえで、その車対車事故に関して保険金を支払わなかったものとして取り扱います。ただし、次のいずれにも該当しない場合に限ります。

- ① 車両新価保険特約第5条（支払保険金の計算）(1)の①から③の規定により協定新価保険価額が支払われる場合（注2）
- ② 修理支払限度額設定特約第4条（支払保険金の計算）(1)の②の規定により協定保険価額を超えて保険金が支払われる場合

（注1）登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

（注2）協定新価保険価額が支払われる場合

協定保険価額が協定新価保険価額を下回る場合に限ります。

(2) 本条(1)に定める無過失事故とは、車対車事故の発生に関して被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定することをいいます。ただし、被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定しない場合であっても、当会社が、事故状況の調査をした結果、その車対車事故が次のいずれかに該当し、かつ、被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めたときはこれを含みます。

- ① 相手自動車が、被保険自動車に追突したものであること。
- ② センターラインの表示のある対向道路上を走行中の相手自動車が、センターラインをオーバーしたことにより被保険自動車に衝突または接触したものであること。
- ③ 信号機による交通整理が行われている交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示（注3）に従わずその交差点に進入したことにより、青色の灯火表示に従った被保険自動車に衝突または接触したものであること。
- ④ 上記①から③までのほか、駐車または停車中の被保険自動車に相手自動車が衝突または接触したものであること。

（注3）赤色の灯火表示

赤色点滅は含みません。

(3) 被保険者は、本条により保険金の支払を請求する場合、第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- ① 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
- ② 被保険自動車の損傷部位の写真
- ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

(4) 被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4章 基本条項

<用語の説明－定義>

この章において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
告知事項	危険に関する重要な事項（注）のうち、保険契約申込書上の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものをいいます。 (注) 危険に関する重要な事項 他の保険契約等に関する事項を含みます。
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
保険契約上の権利・義務	保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する権利および義務をいいます。
無効	保険契約のすべての効力を契約時にさかのぼって失うことをいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を、将来に向かって失うことをいいます。
既経過期間、未経過期間	「既経過期間」とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、「未経過期間」とは、保険期間の末日までの残存期間をいいます。

1. 補償される期間と地域

第1条 (保険責任の始期および終期)

- (1) この保険契約における当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
(注) 保険期間の初日の午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (保険責任のおよぶ地域)

当会社は、被保険自動車が日本国内（注）にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

- (注) 日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。

2. 契約時に告知いただく事項

第3条 (契約時に告知いただく事項－告知義務)

保険契約者または記名被保険者（注）は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (注) 記名被保険者

第3章 車両保険車両条項においては、被保険自動車の所有者をいいます。

第4条 (契約時に告知いただく事項－価額の評価のための告知)

この保険契約に第3章 車両保険車両条項が適用される場合には、同条項に規定する被保険自動車の協定保険価額を定めるに際し、保険契約者または被保険自動車の所有者は、当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告

げなければなりません。

第5条（当会社に正しく告知いただけなかった場合－告知義務）

- (1) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注1）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1) 記名被保険者

第3章 車両保険車両条項においては、被保険自動車の所有者をいいます。

- (2) 本条(1)の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 本条(1)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、本条(1)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合（注2）

③ 保険契約者または記名被保険者（注1）が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、本条(1)の規定による解除の原因のあることを知った時から1か月を経過した場合
または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注2) 本条(1)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかつた場合

当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (3) 本条(1)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 本条(3)の規定は、本条(1)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

3. 契約後に通知いただく事項

第6条（契約後に通知いただく事項－通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 被保険自動車の用途、車種または登録番号もしくは車両番号を変更したこと。

② 上記①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生したこと。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において本条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) 本条(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく本条(1)の通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) 本条(2)の規定は、当会社が本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) 本条(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険が増加した時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) 本条(4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) 本条(2)の規定にかかわらず、本条(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注2）引受範囲

保険料を増額することにより、保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) 本条(6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険が増加した時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第7条（契約後に通知いただく事項－協定保険価額の変更）

- (1) この保険契約に第3章 車両保険車両条項が適用される場合であって、保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の装着等によって被保険自動車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険自動車の所有者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (2) この保険契約に第3章 車両保険車両条項が適用される場合であって、保険契約締結の後、被保険自動車の改造、付属品の取りはずし等によって被保険自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険自動車の所有者は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後の被保険自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) 本条(1)および(2)の場合、当会社と保険契約者または被保険自動車の所有者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に本条(1)の事由によって増加した価額をえた額または保険証券記載の協定保険価額から本条(2)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

第8条（契約後に通知いただく事項－保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第9条（被保険自動車の譲渡）

- (1) 被保険自動車が譲渡（注1）された場合であっても、この保険契約上の権利・義務は、譲受人（注2）に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約上の権利・義務を被保険自動車の譲受人（注2）に譲渡（注1）する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、この保険契約上の権利・義務は、譲受人（注2）に移転します。

（注1）譲渡

所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。

（注2）譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

- (2) 当会社は、被保険自動車が譲渡（注1）された後に、本条(1)ただし書の書面を受領し、当会社が承認するまでの間に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第10条（被保険自動車の入替）

(1) 次のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替（注1）の承認の請求を行い、当会社がこれを承認したときは、新規取得自動車および所有自動車についてこの保険契約を適用します。

① 自動車の新規取得があった場合

② 被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合。ただし、所有自動車がある場合に限ります。

(注1) 新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替

新規取得自動車または所有自動車に被保険自動車を変更することをいいます。

(2) 本条(1)の①の自動車の新規取得とは、次のいずれかに該当する者が、被保険自動車と同一の用途および車種（注2）の自動車を新たに取得（注3）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れることをいい、この場合の自動車を本条および次条において新規取得自動車といいます。

① 被保険自動車の所有者（注4）

② 記名被保険者

③ 記名被保険者の配偶者

④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(注2) 同一の用途および車種

別表II 被保険自動車の入替ができる用途・車種区分 に掲げる用途および車種をいいます。

(注3) 新たに取得

所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

(注4) 被保険自動車の所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

i 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

ii 被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主

iii 上記 i および ii 以外の場合は、被保険自動車を所有する者

(3) 本条(1)、(4)および(5)の所有自動車とは、本条(2)のいずれかに該当する者が所有（注5）する自動車（注6）をいいます。

(注5) 所有

所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。

(注6) 所有する自動車

被保険自動車および新規取得自動車以外の自動車で、被保険自動車と同一の用途および車種（注3）の自動車をいいます。

(4) この保険契約に第3章 車両保険車両条項が適用される場合であって、本条(1)の規定を適用するときは、同条項の規定に従って新規取得自動車または所有自動車の協定保険価額を定め、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

(5) 当会社は、自動車の新規取得もしくは被保険自動車の廃車、譲渡または返還の後、本条(1)の書面を受領し、当会社が承認するまでの間に、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第11条（被保険自動車の入替における自動補償の特則）

(1) 当会社は、前条(5)の規定にかかわらず、同条(1)の①に定める自動車の新規取得において、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、新規取得自動車（注1）の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、取得日以降承認するまでの間は、新規取得自動車（注1）を被保険自動車とみなして、この保険契約を適用します。ただし、同条(1)の①に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 新規取得自動車

被保険自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）した新規取得自動車をいいます。

- (2) 本条(1)の取得日とは、新規取得自動車（注1）の自動車検査証に前条(2)のいずれかに該当する者の氏名が記載された日をいいます。ただし、保険契約者または新規取得自動車（注1）の所有者（注2）が当会社に対して売買契約書等の客観的資料を提出し、実際に新規取得自動車（注1）を取得し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた日を妥当な取得日として証明した場合においてはその取得日とします。

(注2) 所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

- i 新規取得自動車（注1）が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ii 新規取得自動車（注1）が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii 上記 i および ii 以外の場合は、新規取得自動車（注1）を所有する者

- (3) この保険契約に第3章 車両保険車両条項が適用される場合には、当会社は、本条(1)および(2)の取得日以降の同条項の適用における協定保険価額および保険金額については、本条(1)の規定にかかわらず、新規取得自動車（注1）の取得日における新規取得自動車（注1）の価額（注3）を同条項に定める協定保険価額および保険金額として定めるものとします。

(注3) 新規取得自動車の価額

新規取得自動車と同一の用途および車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

4. 契約の無効、取消し、解除、解約

第12条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第13条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または脅迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条（保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第9条（被保険自動車の譲渡）(1)および第10条（被保険自動車の入替）(1)の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限ります。

- (2) 当会社は、保険契約者が第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の①または②の追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) 本条(1)に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第15条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知

をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者（注1）が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力（注2）を不當に利用していると認められること。
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注1）被保険者

記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者に限ります。

（注2）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（注3）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注3）暴力団員

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
 - ① 被保険者（注1）が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者（注2）に生じた損害または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、本条(1)の③のアからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

（注1）被保険者

第1章第1節 対人賠償責任条項、同章第2節 対物賠償責任条項、第2章第1節 人身傷害補償条項または同章第2節 傷害一時金条項における被保険者であって、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。

（注2）被保険者

第2章第1節 人身傷害補償条項または同章第2節 傷害一時金条項における被保険者に限ります。

- (3) 本条(1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約の解除または解約の効力）の規定にかかわらず、本条(1)の①から④に掲げる事由または(2)の①もしくは②に掲げる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (4) 保険契約者または記名被保険者が本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当することにより本条(1)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 第1章第1節 対人賠償責任条項および同章第2節 対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害（注）

- ② 第3章 車両保険車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)の③のアからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

- (注) 第1章第1節 対人賠償責任条項および同章第2節 対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害

第1章第1節 対人賠償責任条項第5条（費用）および同章第2節 対物賠償責任条項第5条（費用）に規定する費用のうち、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) 第3章 車両保険車両条項の被保険者が本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当することにより本条(1)の規定による解除がなされた場合、または本条(2)の規定による解除がなされた場合には、本条(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

① 本条(4)の①および②の損害（注）

② 第2章第1節 人身傷害補償条項または同章第2節 傷害一時金条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、本条(1)の③のアからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または傷害。ただし、その損害または傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が本条(1)の③のアからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、本条(3)の規定を適用するものとします。

(注) 本条(4)の①および②の損害

第1章第1節 対人賠償責任条項第5条（費用）および同章第2節 対物賠償責任条項第5条（費用）に規定する費用のうち、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第16条（保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第17条（保険契約の解除または解約の効力）

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

5. 保険料の返還または追加保険料の請求

第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合で、保険料を変更する必要があるときの保険料の返還または追加保険料の請求は下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することができます。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第5条（当会社に正しく告知いただけなかった場合－告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 第6条（契約後に通知いただき事項－通知義務）(2)の危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合	ア　変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 変更後の保険料と変更前の保険料との差額 × 未経過期間（注1）の月数（注2）に対応する短期料率（注3） ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を請求します。 変更後の保険料と変更前の保険料との差額 × 未経過期間（注1）の月数（注2）/保険期間の月数（注2）
③ 第7条（契約後に通知いただき事項－協定保険価額の変更）(1)および(2)により保険金額を変更する場合	イ　変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。
④ 第9条（被保険自動車の譲渡）(1)、第10条（被保険	

<p>自動車の入替)(1)または第11条（被保険自動車の入替における自動補償の特則)(1)の承認をする場合</p> <p>⑤ 上記①から④のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認する場合</p>	$\text{変更後の保険料と} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間(注4)の月数(注2)に対応する短期料率(注3)}}{\text{月数(注2)}} \right]$ <p>ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{変更後の保険料と} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間(注4)の月数(注2)}}{\text{保険期間の月数(注2)}} \right]$
--	---

(注1) 未経過期間

上記②の場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注3) 短期料率

別表Ⅲ 月割短期料率表 に定める短期料率をいいます。

(注4) 既経過期間

上記②の場合においては、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険の減少が生じた時までの期間をいいます。

- (2) 本条(1)の①および②の規定により追加保険料を請求する場合において、第14条（保険契約の解除）(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 本条(2)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (4) 保険契約者が本条(1)の④に定める追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者が本条(1)の③および⑤の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

第19条（保険料の返還－無効、取消しまたは失効の場合）

保険契約の無効、取消しまたは失効の場合の保険料の返還は下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

区分	保険料の返還
① 第12条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合	保険料を返還しません。
② 第13条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合	
③ 保険契約が失効となる場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{365}$ <p>ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、</p>

次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{領収した保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{\text{保険期間の日数}}$$

第20条（保険料の返還－解除または解約の場合）

保険契約の解除または解約の場合の保険料の返還は下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することができます。

区分	保険料の返還
① 第5条(当会社に正しく告知いただけなかった場合)(1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数}}{\text{(注1)に対応する短期料率(注2)}} \right]$ <p>ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数(注1)}}{\text{保険期間の月数(注1)}} \right]$
② 第6条(契約後に通知いただく事項－通知義務)(2)、第14条(保険契約の解除)(1)、同条(2)もしくは第15条(重大事由による解除)(1)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{365}$ <p>ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{\text{保険期間の日数}}$
③ 第6条(6)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \frac{\text{未経過期間の日数}}{365}$ <p>ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数}}{\text{(注1)に対応する短期料率(注2)}} \right]$ <p>ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数(注1)}}{\text{保険期間の月数(注1)}} \right]$
④ 第16条(保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数}}{\text{(注1)に対応する短期料率(注2)}} \right]$ <p>ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{領収した保険料} \times \left[1 - \frac{\text{既経過期間の月数(注1)}}{\text{保険期間の月数(注1)}} \right]$ <p>なお、保険契約者が保険契約の条件の変更等を行うために、中途切替(注3)する場合で、当会社が認めるときは、上記③に定める算式により算出した額を返還します。</p>

(注1) 月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注2) 短期料率

別表Ⅲ 月割短期料率表 に定める短期料率をいいます。

(注3) 中途切替

この保険契約を一旦解約し、その解約日を保険期間の初日として新たな保険契約を当会社と締結することをいいます。ただし、この保険契約を一旦解約しなければ保険契約の条件の変更等ができない場合に限ります。

6. 事故発生時に行っていただく事項

第21条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

事故発生時の義務	説明
① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。
② 事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 盗難の届出	被保険自動車が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑤ 修理着工の事前承認	被保険自動車を修理する場合には、必要な応急の仮手当をするときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ること。
⑥ 求償権の保全等	他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を講じる場合を除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑧ 訴訟の通知	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑨ 他の保険契約等の申告	他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。
⑩ 書類の提出等	上記①から⑨のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

（注1）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第22条（事故発生時の義務違反）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条の①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額

② 前条の②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ 前条の⑥の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条の⑦の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③、④もしくは⑩の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

7. 保険金請求時に行っていただく事項

第23条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分		保険金請求権の発生時期
① 第1章 賠償責任保険	ア 第1節 対人賠償責任条項	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
	イ 第2節 対物賠償責任条項	
② 第2章 傷害保険	ア 第1節 人身傷害補償条項	(ア) 被保険者が死亡した場合 死亡した時 (イ) 被保険者に後遺障害が生じた場合 後遺障害が生じた時 (ウ) 被保険者が傷害を被った場合 被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時または被保険者に後遺障害が生じた時
	イ 第2節 傷害一時金条項	傷害一時金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時
③ 第3章 車両保険車両条項		損害発生の時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注1）については、提出できない相当な理由がある場合は省略することができます。

- ① 保険金の請求書
- ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
- ③ 被保険自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ 第1章第1節 対人賠償責任条項および第2節 対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑧ 第1章第2節 対物賠償責任条項における対物事故または第3章 車両保険車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
- ⑨ その他当会社が第25条（保険金の支払い）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

(注2) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注3) 被害が生じた物の写真

画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注4）

② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注4）または上記①および②以外の3親等内の親族

(注4) 配偶者

＜この保険約款全般に共通する用語の説明一定義＞の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) 本条(3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 第1章第1節 対人賠償責任条項第5条（費用）(2)の臨時費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。

(7) 第2章第1節 人身傷害補償条項にかかる保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

(8) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(5)の規定に違反した場合は本条(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第24条（時効）

保険金請求権は、第23条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

8. 保険金の支払い

第25条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害額（注2）または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、取消しまたは失効の事由に該当する事実の有無

- ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が第23条（保険金の請求）(2)および(3)の手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害額

第3章 車両保険車両条項第10条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に規定する保険価額を含みます。

- (2) 本条(1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

① 本条(1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注4） 180日

② 本条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ 本条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

⑤ 本条(1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注3) 次に掲げる日数

複数に該当するときは、そのうち最長の日数とします。

(注4) その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) 本条(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注5）には、これにより確認が遅延した期間については、本条(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第26条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者または保険金請求権者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合

被保険者または保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) 本条(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金請求権者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 被保険者または保険金請求権者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、当会社

は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利行使することができます。

- ① 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ④ 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害

9. 保険契約上の権利・義務

第 27 条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される保険契約上の権利・義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利・義務を被保険自動車の譲受人（注）に移転させる場合は、第 9 条（被保険自動車の譲渡）(1)の規定によるものとします。

(注) 譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

(2) 本条(1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約上の権利・義務が移転するものとします。

第 28 条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めるすることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

10. 訴訟の提起

第 29 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

11. 準拠法

第 30 条（準拠法）

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 I 後遺障害等級表

この表は、第 2 章 傷害保険第 1 節 人身傷害補償条項に使用します。

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害
第1級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

2. 1. 以外の後遺障害

等級	後 遺 障 害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの

	<p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの</p>
第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p>

	<p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎮骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p>

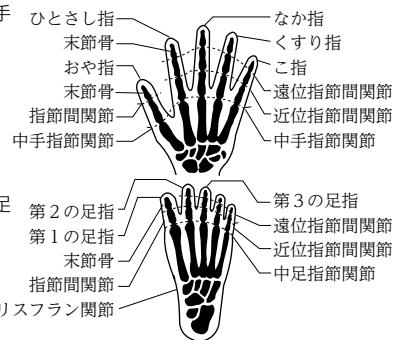
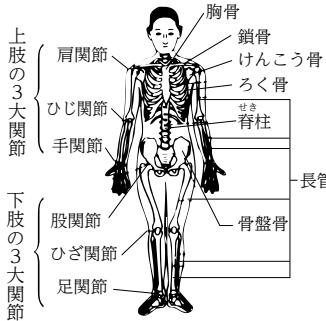
	<ul style="list-style-type: none"> (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手のこ指を失ったもの (10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは 第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	<p style="text-align: center;">きょう</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたはまづげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 1手のこ指の用を廃したもの (7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの または第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残しましたはまづげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

備考

- (1) 視力の判定は、万国式試視力表によります。
- (2) 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- (5) 足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注1 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、その等級の後遺障害とします。

注2 関節などの説明図



別表Ⅱ 被保険自動車の入替ができる用途・車種区分表

被保険自動車	新たに取得し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車、または被保険自動車を廃車、譲渡もしくは返還する場合の所有する自動車
--------	---

自家用普通乗用車	→ 自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	→ 自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	→ 自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	→ 自家用軽四輪貨物車
自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下)	→ 自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下)
自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン以下)	→ 自家用普通貨物車 (最大積載量 0.5 トン以下)
自家用小型貨物車	→ 自家用小型貨物車
特種用途自動車 (キャンピング車) (注)	→ 特種用途自動車 (キャンピング車) (注)

(注) 特種用途自動車 (キャンピング車)

自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

別表Ⅲ 月割短期料率表

既経過期間 未経過期間	1 か月 まで	2 か月 まで	3 か月 まで	4 か月 まで	5 か月 まで	6 か月 まで	7 か月 まで	8 か月 まで	9 か月 まで	10 か月 まで	11 か月 まで
短期料率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$

特約について

運転者の範囲や年齢条件に関する特約

① 運転者限定特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
事実発生日	<p>次のいずれかに該当する日をいいます。</p> <p>① 始期日以後に家族が運転免許を新たに取得（注）した場合において、交付された運転免許証に記載されている免許の年月日 ② 始期日以後に新たに家族となったことが公的資料等で確認される年月日 （注）運転免許を新たに取得 失効および取消し後における再取得の場合を除きます。</p>
追加運転者	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 始期日以後に運転免許を新たに取得した家族 ② 始期日以後に新たに家族となった者</p>
始期日	この特約が保険期間の中途中で付帯または変更された場合は、変更日をいいます。
家族	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子</p>

第1条 (この特約の適用条件)

- (1) この特約は、被保険自動車について運転する者を次のいずれかに定める者に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

 - ① 記名被保険者およびその配偶者（注1）
 - ② 記名被保険者およびその家族（注2）

(注1) 記名被保険者およびその配偶者

運転する者をこれらの者に限定している場合は、保険証券の限定運転者欄に「本人・配偶者限定」と記載されます。

(注2) 記名被保険者およびその家族

運転する者をこれらの者に限定している場合は、保険証券の限定運転者欄に「家族限定」と記載されます。

第2条(限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い)

- (1) 当会社は、この特約により、保険証券記載の限定運転者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、この特約を適用しません。

 - ① 被保険自動車が盜難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
 - ② 自動車取扱業者が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第1条（保険金をお支払いする場合）(1)に定める対人事故および同章第2節 対物賠償責任条項第1条（保険金をお支

支払いする場合) に定める対物事故

第3条 (保険期間の初日以降に補償対象外の運転者となつた場合の特則)

- (1) 当会社は、次に定める条件をすべて満たす場合は、保険期間の初日時点で、保険証券記載の限定運転者であった者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、前条の規定を適用しません。
- ① 保険契約者または記名被保険者から公的資料等の提出があり、始期日時点で保険証券記載の限定運転者であったことが確認できること。
- ② この特約を削除し、保険契約者が次のいずれかの期間に対する追加保険料を払い込むこと。
ア 保険契約者または記名被保険者から保険証券記載の限定運転者に該当しなくなった事実発生日を特定できる資料の提出があり、当会社がこれを確認できる場合は、その事実発生日から保険期間の末日までの期間
イ 上記ア以外の場合は、保険期間の初日から保険期間の末日までの期間
- (2) この保険契約の保険期間の初日以降本条(1)の②のアの事実発生日までの間に、保険契約者が、この保険契約について次のいずれかの承認の請求を行い、当会社がこれを承認していた場合には、その契約条件を変更すべき期間の初日（注）を保険期間の初日とみなしてこの特約の規定を適用します。
- ① 運転者限定特約の付帯
② 記名被保険者の変更
- (注) その契約条件を変更すべき期間の初日
該当する変更の承認が複数ある場合は最も遅い日とします。

第4条 (運転者限定条件の自動補償の特則)

- (1) 当会社は、事実発生日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により保険証券記載の限定運転者の変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当会社がこれを受領した場合、事実発生日以後承認するまでの間は、追加運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、第2条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）(1)の規定にかかわらず、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、事実発生日の翌日から起算して31日目の日以降、満期日の翌日から起算して30日の日までの間に、保険契約者が書面により保険証券記載の限定運転者の変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当会社がこれを受領した場合にも、本条(1)の規定を適用します。ただし、この場合において、当会社が支払う保険金は、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項および同章第2節 対物賠償責任条項（注）に定める保険金に限ります。
- (注) 普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項および同章第2節 対物賠償責任条項
被保険自動車について適用される他の特約のうち、追加運転者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う場合に適用される特約を含みます。
- (3) 本条(1)および(2)における限定運転者の変更は、変更後の限定運転者を適用したこの保険契約において、追加運転者が被保険自動車を運転している間に生じた損害または傷害に対して、保険金を支払うことができる変更に限ります。
- (4) 当会社は、本条(1)から(3)までの場合には、普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、追加保険料を請求できます。
- (5) 本条(4)の追加保険料が払い込まれない間は、当会社は、本条(1)および(2)の規定は適用しません。

(2) 家族運転者等年齢条件特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
運転者年齢条件	保険証券の「運転者年齢条件」欄に記載された運転者年齢条件で、被保険自動車について運転する者の年齢条件をいいます。
運転免許	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 1 項に定める運転免許であって、かつ、被保険自動車を運転することができるものをいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
事実発生日	次のいずれかに該当する日をいいます。 ① 始期日以後に第 2 条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）の①から③までのいずれかに該当する者が運転免許を新たに取得（注）した場合において、交付された運転免許証に記載されている免許の年月日 ② 始期日以後に新たに別居の未婚の子以外の家族となったことが公的資料等で確認される年月日 (注) 運転免許を新たに取得 失効および取消し後における再取得の場合を除きます。
追加運転者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 始期日以後に運転免許を新たに取得した第 2 条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）の①から③までのいずれかに該当する者 ② 始期日以後に新たに別居の未婚の子以外の家族になった者
始期日	この特約が保険期間の中途で付帯または変更された場合は、変更日をいいます。
別居の未婚の子以外の家族	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者の配偶者 ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、被保険自動車を運転する者の年齢条件が保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約より、次に掲げる者のうち、運転者年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 上記①から③までの者の業務（注）に従事中の使人

(注) 業務

家事を除きます。

第3条（運転者年齢条件の自動補償の特則）

- (1) 当会社は、事実発生日の翌日から起算して 30 日以内に、保険契約者が書面により、運転者年齢条件の変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当会社がこれを受領した場合、事実発生日以後承認するまでの間は、追加運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による

損害または傷害に対しては、前条の規定にかかわらず、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

- (2) 当会社は、事実発生日の翌日から起算して31日目の日以降、満期日の翌日から起算して30日目の日までの間に、保険契約者が書面により運転者年齢条件の変更またはこの特約の削除の承認の請求を行い、当会社がこれを受領した場合にも、本条(1)の規定を適用します。ただし、この場合において、当会社が支払う保険金は、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項および同章第2節 対物賠償責任条項（注）に定める保険金に限ります。

（注）普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項および同章第2節 対物賠償責任条項

被保険自動車について適用される他の特約のうち、追加運転者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う場合に適用される特約を含みます。

- (3) 本条(1)および(2)における運転者年齢条件の変更は、変更後の運転者年齢条件を適用したこの保険契約において、追加運転者が被保険自動車を運転している間に生じた損害または傷害に対して、保険金を支払うことができる変更に限ります。

- (4) 当会社は、本条(1)から(3)までの場合には、普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1)の⑤に定めるところに従い、追加保険料を請求できます。

- (5) 本条(4)の追加保険料が払い込まれない間は、当会社は、本条(1)および(2)の規定は適用しません。

③ 旧盆期間中の運転者範囲に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（旧盆期間中の運転者範囲に関する特則）

当会社は、この特約により、運転者限定特約第2条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）(1)および家族運転者等年齢条件特約第2条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定にかかわらず、旧盆期間中（注）およびその前後1日に保険証券記載の限定運転者以外の者または運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定に従い、保険金を支払います。ただし、事故の事実および発生日を特定できる交通事故証明書等の客観的資料の提出があり、当会社がこれを確認できる場合に限ります。

（注）旧盆期間中

旧暦の7月13日から7月15日に該当する期間をいいます。

相手方への賠償に関する特約

④ 対物全損時修理差額費用補償特約

<用語の説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明		
対物全損時修理差額費用	次の算式によって算出される額をいいます。ただし、被害自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、被害自動車の修理が実際に行われた場合に発生する費用に限ります。		
	対物全損時 修理差額費 用の額	=	対物事故による被害自動車の 修理費から修理に伴って生じ た残存物の額を差し引いた額
	(注) 被害自動車の価額 損害が生じた地および時に於ける被害自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等（初度検査年月を含みます。）で同じ		

	損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
被害自動車	対物事故により被害を受けた自動車（注）をいいます。 （注）自動車 原動機付自転車を含みます。
修理費	損害が生じた地および時において、被害自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。ただし、被害自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超える場合には、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
対物事故	普通保険約款第1章第2節 対物賠償責任条項第1条（保険金をお支払いする場合）に定める対物事故をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、普通保険約款第1章第2節 対物賠償責任条項第1条（保険金をお支払いする場合）に定める保険金が支払われる場合に、当該事故により、被保険者が対物全損時修理差額費用を負担することによって被る損害を、この特約に従い、対物全損時修理差額費用保険金として被保険者に支払います。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約において被保険者とは、普通保険約款第1章第2節 対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）に定める者をいいます。

第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被害自動車ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項および第4章 基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が被害自動車の修理費の認定に関し、第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された修理費を負担することによって被る損害。
- ② 被害自動車の修理費のうち、次のいずれかに該当する部分品の修理を負担することによって被る損害
 - ア 法令により禁止されている改造をおこなった部分品
 - イ 法律、命令、規則、条例等により自動車に定着または装備することを禁止されている部分品

第6条（支払保険金の計算）

当会社は、次の算式によって算出される額を対物全損時修理差額費用保険金として支払います。ただし、50万円を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{対物全損時修理差額費用}} \times \boxed{\text{被保険者の対物事故に係る責任割合}}$$

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われ

る場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第8条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が実際に対物全損時修理差額費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が、保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)に定める書類のほか、被保険者が実際に支出した被害自動車の修理費の明細書を当会社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者が、正当な理由がなく本条(2)の規定に違反した場合または本条(2)の明細書、書類または証拠に事実と異なる記載をし、もしくはその明細書、書類または証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて対物全損時修理差額費用保険金を支払います。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条(重大事由による解除)(2)	この保険契約	この特約
第15条(2)(①)	被保険者(注1)が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(4)(注)	第1章第1節 対人賠償責任条項 第5条(費用)および同章第2節 対物賠償責任条項第5条(費用)に規定する費用	この特約第2条(保険金をお支払いする場合)の対物全損時修理差額費用
第15条(5)(注)	第1章第1節 対人賠償責任条項 第5条(費用)および同章第2節 対物賠償責任条項第5条(費用)に規定する費用	この特約第2条(保険金をお支払いする場合)の対物全損時修理差額費用

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

ご自身や同乗者等のケガに関する特約

⑤ 人身傷害の被保険自動車外事故補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
人身傷害事故	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（注）を被ることをいいます。 (注) 傷害 ガス中毒を含みます。
他の自動車	被保険自動車以外の自動車（注）をいいます。 (注) 被保険自動車以外の自動車 原動機付自転車を含みます。
正規の乗車装置	乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。
臨時代替自動車	被保険自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する他の自動車をいいます。ただし、記名被保険者の使用人が所有する自動車（注）を除きます。 (注) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の規定にかかわらず、日本国内（注1）における次のいずれかに該当する人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項および第4章 基本条項に従い、保険金を支払います。
- ① 被保険自動車の運行に起因する事故
- ② 他の自動車の運行に起因する事故。ただし、被保険者が他の自動車に搭乗中の場合は、次の条件をすべて満たしているときに限ります。
- ア 他の自動車の用途および車種が、二輪自動車および原動機付自転車でないこと。
 - イ 被保険者が、営業用乗用車、自家用バスもしくは営業用バスを運転中でないこと。
 - ウ 他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子が所有（注2）または常時使用する自動車でないこと。
 - エ 被保険者が、被保険者の使用者（注3）の業務（注4）のために、その使用者（注3）の所有（注2）する他の自動車に搭乗中でないこと。
 - オ 被保険者が、自動車取扱業者であり、かつ、他の自動車を業務として受託している場合でないこと。
 - カ 被保険者が他の自動車に競技、曲技もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（注5）でないこと。
- ③ 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険

自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車に搭乗中である場合に限ります。

- ④ 他の自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または他の自動車の落下。ただし、被保険者が他の自動車搭乗中であり、かつ、上記②の条件をすべて満たしている場合に限ります。

(注1) 日本国内

日本国外における日本船舶内を含みます。

(注2) 所有

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(注3) 使用者

雇用契約上の使用者をいいます。

(注4) 業務

家事を除きます。

(注5) 搭乗中

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

- (2) 本条(1)の損害には、日射、熱射または精神的衝動による障害によって被保険者が被る損害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによる損害を含みません。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）に定める者のか、次のいずれかに該当する者については、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗していない場合であっても、普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項における被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(注) その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

- (2) 本条(1)の規定にかかるわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
 - ② 業務として自動車を受託している自動車取扱業者
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

- 当会社は、この特約により、普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項第3条（保険金をお支払いしない場合）に定める場合のか、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している間に生じた事故
- ② 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で他の自動車を運転している間に生じた事故
- ③ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している間に生じた事故
- ④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車に搭乗中に生じた事故
- ⑤ 被保険者が搭乗中の他の自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被

保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注）すること。
(注) 曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条（重大事由による解除）(2)	この保険契約	この特約
第15条(2)①	被保険者（注1）が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(2)②	被保険者（注2）	この特約の被保険者
第15条(5)②	第2章第1節 人身傷害補償条項 または第2節傷害一時金条項	この特約

第6条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑥ 人身傷害の生活支援費用補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用 語	説 明
扶養者	普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）に規定する被保険者のうち、健康保険の被保険者証、源泉徴収票または確定申告書（写）等の公的資料により、この特約の第3条（補償の対象となる方－被保険者）に規定する被保険者を扶養している事實を証明できる者で、かつ、主として被保険者の生計を維持している者をいいます。
人身傷害事故	普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項第1条（保険金をお支払いする場合）に定める人身傷害事故をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、扶養者が人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合であって、普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項の規定（注1）により保険金支払の対象となるときは、この特約に従い、生活支援費用保険金を支払います。

① 死亡したとき。

② 普通保険約款別表I 後遺傷害等級表の1または同表の2の第1級、第2級、第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害（注2）が生じたとき。

(注1) 普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項の規定

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 後遺障害

治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

- (2) 扶養者が人身傷害事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定します。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、人身傷害事故発生時点において、扶養者に扶養されている扶養者の同居の親族または別居の未婚の子であって、かつ、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① 扶養者の配偶者
 - ② 扶養者の満22歳以下の未婚の子
 - ③ 上記①および②のほか、身体または精神に障害がある者
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条（支払保険金の計算）

当会社は、第2条（保険金をお支払いする場合）の規定に基づいて生活支援費用保険金を支払う場合には、300万円を被保険者に支払います。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、扶養者が第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の①または②の状態となった時または人身傷害事故発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)に定める書類のほか、次の書類を提出しなければなりません。
- ① 被保険者の印鑑証明書
 - ② 被保険者の戸籍謄本
 - ③ 健康保険の被保険者証、源泉徴収票または確定申告書（写）等、人身傷害事故の発生時点で扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する公的資料
- (3) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(2)の規定に違反した場合は本条(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第15条（重大事由による解除）(2)	この保険契約	この特約

第15条(2)(①)	被保険者(注1)が、本条(I)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(I)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(4)(②)	第3章 車両保険車両条項	この特約

第8条 (準用規定)

- (1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。
- (2) この特約については、普通保険約款第4章 基本条項第26条(代位)(1)および(2)の規定は適用しません。

⑦ 無保険車傷害特約（車内・車外）

<用語の説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
無保険車事故	<p>無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として次のいずれかに該当する後遺障害(注)が生じることをいいます。</p> <p>① 普通保険約款別表I 後遺障害等級表に掲げる後遺障害</p> <p>② 普通保険約款別表I 後遺障害等級表に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの</p> <p>(注) 後遺障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。</p>
無保険自動車	<p>相手自動車のうち、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。</p> <p>① 相手自動車について適用される対人賠償保険等がない場合</p> <p>② 相手自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合</p> <p>③ 相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、この特約の保険金額に達しない場合</p> <p>④ 相手自動車が不明と認められる場合(注1)</p> <p>⑤ 相手自動車が2台以上あるときであって、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額(注2)が、この特約の保険金額に達しないと認められる場合</p> <p>(注1) 相手自動車が不明と認められる場合 あて逃げまたはひき逃げの場合を含みます。</p> <p>(注2) 保険金額または共済金額の合計額 上記①および②ならびに④に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。</p>

後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
相手自動車	被保険自動車以外の自動車であって、被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（注）および日本国外にある自動車を除きます。 <p>(注) 所有する自動車 所有権保留条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。</p>
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
法律上の損害賠償責任	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）、民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
損害	第6条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。
対人賠償保険等の保険金額または共済金額	対人賠償保険等に定められた責任限度額をいい、対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。ただし、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。
この特約の保険金額	保険証券の無保険車傷害保険欄に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額（注）をいいます。 <p>(注) 保険金の限度額 2億円とします。</p>
自動車	原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
他の自動車の無保険車傷害保険等	被保険自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第2条（保険金をお支払いする場合）(1)と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 <p>① 被保険者（注） ② 被保険者（注）の父母、配偶者または子 (注) 被保険者 死亡した場合は、その法定相続人とします。</p>
正規の乗車装置	乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

臨時代替自動車	<p>被保険自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する他の自動車をいたします。ただし、記名被保険者の使用人が所有する自動車（注）を除きます。</p> <p>（注）所有する自動車</p> <p>所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。</p>
---------	--

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合において、無保険車事故によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項による保険金が支払われない場合
- ② 次のアの額がイの額を下回る場合

ア 普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項により支払われるべき保険金の額（注1）

イ この特約により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額（注2）

(注1) 人身傷害補償条項により支払われるべき保険金の額

普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)の規定が適用される場合には、同条(1)に定めるこの保険契約により支払うべき保険金の額をいいます。

(注2) 自賠責保険等によって支払われる金額

自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、その金額をいいます。

(2) 当会社は、1回の無保険車事故による本条(1)の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

- ① 自賠責保険等によって支払われる金額
- ② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が本条(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
- ③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（注3）

(注3) 他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

他の自動車の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。（以下この特約において同様とします。）

(3) 本条(1)の②の場合、当会社は、その被保険者については、普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項による保険金は支払わず、既に支払っていたときはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

(1) この特約においては被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

(5) 上記①から④以外の者で、被保険自動車（注1）の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中の者

(注1) 被保険自動車

臨時代替自動車を含みます。

(注2) その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(2) 本条(1)の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として普通保険約款別表I 後遺障害等級表に掲げる後遺障害（注3）もしくは身体の障害の程度に応じて同表の後遺障害に相当すると認められる後遺障害（注3）が生じることによって損害を被った場合は、本条(1)の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

(注3) 後遺障害

その者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

(3) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

① 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車または他の自動車に搭乗中の者

② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

③ 他の自動車に競技、曲技もしくは試験のために搭乗中の者、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（注4）の者

(注4) 搭乗中

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者の受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間に生じた事故

④ 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している間に生じた事故

⑤ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に生じた事故

⑥ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた事故

⑦ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

⑧ 治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症（注1）

⑨ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑫ 台風、洪水または高潮

⑬ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑭ 上記⑬に規定した以外の放射性照射または放射能汚染

⑮ 上記⑩から⑭の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑯ 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、

曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注4）すること。

(注1) 創傷感染症

丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

① 被保険者の父母、配偶者または子

② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注5）に従事している場合に限ります。

③ 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注5）に従事している場合に限ります。

(注5) 業務

家事を除きます。

(3) 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者が死傷した場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、本条(2)の①から③に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

(4) 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注6）には、当会社は、保険金を支払いません。

(注6) 保険金または共済金の支払を受けることができる場合

保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、次の③または④のうちいずれか高い額を、この特約の保険金額から差し引いた額を限度とします。

保険金の額	=	次の①の額	-	次の②、③、⑤、⑥および⑦の合計額 または次の②、④、⑥および⑦の合計額 のうちいずれか高い額
-------	---	-------	---	---

① 次条の規定により決定される損害額および第7条（費用）の費用

② 自賠責保険等によって支払われる金額

③ 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額

④ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額

⑤ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額

⑥ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその

損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。

- ⑦ 次条の規定により決定される損害の額および第7条（費用）の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額

第6条（損害額の決定）

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- (2) 本条(1)の損害の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められていないといふにかかわらず、次の手続によって決定します。
- ① 当会社と保険金請求権者との間の協議
- ② 上記①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解もしくは調停

第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用	説明
① 損害防止軽減費用	普通保険約款第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	普通保険約款第4章 基本条項第21条の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

- （注）保険契約者または被保険者が支出した次の費用
収入の喪失を含みません。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第9条（保険金請求権者の義務）

- (1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害を被った場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償請求の意思を表示し、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- ① 賠償義務者の住所および氏名または名称
- ② 賠償義務者が被る損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- ③ 賠償義務者に対して損害賠償請求を行った場合はその内容
- ④ 保険金請求権者が第2条(1)の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合または本条(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険

金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次のいずれかの時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ① 被保険者が死亡した場合には、その死亡した時
 - ② 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
- (2) この特約に係る保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第2条（保険金をお支払いする場合）の損害に関して、普通保険約款第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の②または③の規定に定める通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
- (注1) 死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 診断または死体の検案のために要した費用
収入の喪失を含みません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条（重大事由による解除）(2)	この保険契約	この特約
第15条(2)①	被保険者（注1）が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(2)②	被保険者（注2）に生じた損害	この特約の被保険者に生じた損害（被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。）
第15条(5)②	第2章第1節 人身傷害補償条項または同章第2節 傷害一時金条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、本条(1)の③のアからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害	この特約に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、本条(1)の③のアからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害（本条(1)の③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者については、その父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。）

第13条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

ご契約のお車の損害に関する特約

⑧ 車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
車対車事故	被保険自動車と相手自動車との接触または衝突をいいます。
相手自動車	所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車（注） (注) 自動車 原動機付自転車を含みます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第1条（保険金をお支払する場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第1条（保険金をお支払する場合）(1)の規定にかかわらず、車対車事故によって被保険自動車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章 基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。ただし、車対車事故の相手自動車について、次の事項がすべて確認された場合に限ります。

① 登録番号等（注2）

② 事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(注1) 普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章 基本条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、この特約においては、普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章 基本条項（注）の規定による場合のほか、被保険自動車が盜難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章 基本条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第3条（費用）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第7条（費用）(1)の規定にかかわらず、同条(1)の④および⑤に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

(1) 被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

① 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの

- ② 被保険自動車の損傷部位の写真
 - ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合または本条(1)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条（車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合の特則）

この保険契約に車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑨ 車両危険限定補償特約（A）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の規定にかかわらず、被保険自動車に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章 基本条項（注1）に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害
- ② 盗難によって生じた損害
- ③ 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
- ⑤ 落書、いたずらまたは窓ガラス破損の損害（注2）
- ⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- ⑦ 本条①から⑥のほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

（注1）普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章 基本条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（注2）いたずらまたは窓ガラス破損の損害

いたずらの損害には、被保険自動車と他の自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突または接触によって生じた損害を含みません。また、窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。

⑩ 車両保険の適用範囲に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款第3章 車両保険車両条項の適用があること。
- ② 被保険自動車がタンク車、ふん尿車等ホースを付属する自動車であること。

第2条（保険金をお支払しない場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第1条（保険金をお支払する場合）の規定にかかわらず、被保険自動車に付属するホースは、被保険自動車に含めません。

⑪ 身の回り品補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
身の回り品	被保険自動車の車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定された日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。ただし、次に該当するものは含まないものとします。 ① 被保険自動車に定着または装備されている物であって、通常自動車の付属品とみなされる物、保険証券に付属品または付属機械装置として明記された物および被保険自動車の原動機用燃料タンク内の燃料 ② 商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具 ③ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
キャリア	自動車の屋根もしくはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載、運搬するための装置をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額で、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
回収金	第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。
損害額	第6条（損害額の決定）に定める損害額をいいます。
保険価額	その損害が生じた地および時における損害を生じた身の回り品の価額をいいます。
全損	身の回り品を修理することができない場合（注）または修理費が保険価額以上となる場合をいいます。 (注) 身の回り品を修理することができない場合 身の回り品が盗難され発見されなかった場合を含みます。
分損	修理費の額が協定保険価額未満となる場合をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害を生じた身の回り品を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。 (注) 事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費 故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款第3章「車両保険車両条項」の適用があること。
- ② 保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって身の回り品に生じた損害および身の回り品の盗難によって生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。
- (2) 当会社は、この特約が被保険者の委任を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合保険契約者はその旨を当会社に告げることを要しません。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約において被保険者とは、身の回り品の所有者をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失

ア 保険契約者または被保険者（注1）

イ 保険を受け取るべき者（注2）。ただし、その者が受けとるべき金額に限ります。

ウ 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注3）

エ 上記アおよびウに定める者の法定代理人

オ 上記アおよびウに定める者の業務に従事中の使用人

カ 上記アおよびウに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ キャリアに固定された身の回り品の盗難

⑨ 紛失

⑩ 詐欺または横領

⑪ 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。

(注1) 保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

この者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、本条(1)に定めるほか、次のいずれかに該当する事由によってその本人の所有する身の回り品について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 下表のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転

している間に生じた事故

- ② 下表のいずれかに該当する者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故
- ③ 下表のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故

運転している者
ア 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注 7）
イ 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または 1 年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注 3）
ウ 上記アおよびイに定める者の法定代理人
エ 上記アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ 上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子

（注 7）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
② 故障損害（注 8）

（注 8）故障損害

偶然な外来の事故に直接起因しない身の回り品の電気的または機械的損害をいいます。

（4）当会社は、次のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
② 金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
③ 本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、き章、免許状 その他これらに準ずる物
④ 動物

第5条（支払保険金の計算）

（1）1 回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

区分	保険金の額
① 全損の場合	次条の①の額
② 分損の場合	次条の②の損害額 - 5,000円（免責金額） - 回収金がある場合において、回収金の額が免責金額を超過するときは、 その超過額

（2）被保険者が 2 名以上いる場合は、次の算式によって算出した額を被保険者ごとの当会社の支払う保険金の額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{本条(1)の保険金の額}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{各被保険者別の損害額} \\ (\text{ただし、回収金を差し引いた残額とします。}) \end{array}}$$
$$\boxed{\text{各被保険者別の損害額の合計額}}$$

第6条（損害額の決定）

（1）当会社が保険金を支払うべき損害額は、次のとおりとします。

区分	損害額
① 全損の場合	保険価額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額 $\text{損害額} = \text{修理費の額} + \text{次条に定める費用}$ <ul style="list-style-type: none"> - 修理に際し部分品を交換したために損害を生じた身の回り品全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額

- (2) 次条に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害額とします。
- (3) 損害を生じた身の回り品が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた身の回り品全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

第7条（費用）

前条の②の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいいます。

費用	説明
① 損害防止軽減費用	普通保険約款第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	普通保険約款第4章 基本条項第21条の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 盗難引取費用	盗難にあった身の回り品を引き取るために必要であった費用をいいます。
④ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する身の回り品の分担額をいいます。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- （注）損害の額
それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (3) 本条(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（現物による支払）

当会社は、第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の規定にかかわらず、身の回り品の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第10条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が損害を生じた身の回り品に対して全損として保険金を支払った場合は、当会社は、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、保険金額が損害を生じた身の回り品の保険価額に達しない場合には、当会社は、次の算式によって算出される割合によりその権利を取得します。

$$\text{所有権その他の物権を取得する割合} = \frac{\text{保険金の額}}{\text{保険価額}}$$

(2) 本条(1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた身の回り品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第 11 条（保険金の請求）

- (1) この特約における当会社に対する保険金の請求は、事故発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が身の回り品の盗難事故による保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)に定める書類のほか、警察署の盗難届出証明書を当会社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者が、正当な理由がなく本条(2)の規定に違反した場合または本条(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 12 条（盗難の身の回り品の返還）

当会社が身の回り品の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に身の回り品が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に身の回り品に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第 13 条（盗難の際の調査）

- (1) 身の回り品について盗難が発生した場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し詳細な陳述を求めることがあります。
- (2) 保険契約者または被保険者は、当会社が本条(1)の調査をし、もしくは陳述を求めた場合はこれに協力しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が本条(1)の陳述に不正の表示をした場合もしくは事実と異なることを告げた場合または正当な理由がなく本条(2)の協力を拒んだ場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった身の回り品を発見し、または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第 15 条（保険金支払前に盗難品が回収された場合の措置）

盗難にあった身の回り品について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその身の回り品が回収された場合は、その身の回り品について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その身の回り品にき損または汚損がある場合は、損害が生じたものとみなします。

第 16 条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当会社は、家族運転者等年齢条件特約の規定は適用しません。

第 17 条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条(重大事由による解除)(2)	この保険契約	この特約
第15条(2)①	被保険者(注1)が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(4)②	第3章 車両保険車両条項	この特約
第21条(事故発生時の義務)	被保険自動車	身の回り品
第26条(代位)	被保険自動車	身の回り品
第26条	車両損害	身の回り品損害

第18条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑫ 車対車事故免責金額ゼロ特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
相手自動車	所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車（注）をいいます。 (注) 自動車 原動機付自転車を含みます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、自動車を所有する者
車対車事故	被保険自動車と相手自動車との接触または衝突をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① 車両保険契約における免責金額が3万円または5万円であること。
- ② 保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。

第2条 (車両免責金額の取扱い－免責金額3万円または5万円の不適用)

車対車事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第5条（支払保険金の計算）(1)の②の規定により差し引かれるべき免責金額が3万円または5万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、車対車事故の相手自動車について、次の事項がすべて確認された場合に限ります。

- ① 登録番号等（注）
- ② 事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(注) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第3条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

- (1) 被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款第4章 基本条項 第23条（保険金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。
- ① 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
 - ② 被保険自動車の損傷部位の写真
 - ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合または本条(1)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑬ 車両新価保険特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
協定新価保険 価額	被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価額相当額をいいます。
協定新価保険 金額	保険証券記載の協定新価保険金額で、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
新車の市場販売価 格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格または当会社が別に定める方法に従ってその他の客観的な資料により算出された価格をいいます。ただし、保険契約締結の時において、「自動車保険車両標準価格表」等に被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車の記載がない場合は、「自動車保険車両標準価格表」等に記載された初度登録後1年未満の被保険自動車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。
新規取得自動車等	普通保険約款第4章 基本条項第10条（被保険自動車の入替）に定める新規取得自動車または所有自動車をいいます。
保険金	普通保険約款第3章 車両保険車両条項第1条（保険金をお支払する場合）(1)に規定する保険金をいいます。
修理費	普通保険約款第3章 車両保険車両条項に定める修理費をいいます。
協定保険価額	普通保険約款第3章 車両保険車両条項に定める協定保険価額をいいます。
復旧	被保険自動車の代替として使用する自動車を再取得（注）または被保険自動車を修理することをいいます。 (注) 再取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款第3章 車両保険車両条項の適用があること。
- ② 保険期間の末日が、被保険自動車の初度登録または初度検査から61か月以内であること。
- ③ 保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約において被保険者とは、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）に定める被保険者をいいます。

第3条（協定新価保険価額）

当会社と保険契約者または被保険者は、被保険自動車の新車保険価額を協定し、その価額を協定新価保険金額として定めるものとします。

第4条（協定新価保険価額の変更）

- (1) 普通保険約款第4章 基本条項第10条（被保険自動車の入替）(1)の規定により、当会社が被保険自動車の入替を承認する場合において、保険期間の末日が、新規取得自動車等の初度登録または初度検査から61か月以内であるときは、前条の規定により新規取得自動車等の新車保険価額を定め、協定新価保険価額および協定新価保険金額を変更するものとします。
- (2) 本条(1)の場合において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録または初度検査から61か月を越えるときは、当会社は、この特約を適用しません。
- (3) 本条(1)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の④に定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (4) 保険契約者が本条(3)の追加保険料の支払を怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第5条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次のとおりとします。ただし、協定新価保険金額を限度とします。

被保険自動車の状態	保険金の額
① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で本条(2)に定める復旧を行ったとき。	協定新価保険価額
② 修理費が協定新価保険価額の50%以上（注1）となる場合で本条(2)に定める復旧を行ったとき。	
③ 修理費が協定新価保険価額以上となる場合で本条(2)に定める復旧を行ったとき。	
④ 被保険自動車の損傷を修理することができない場合で本条(2)に定める復旧を行わなかった場合	協定新価保険価額
⑤ 修理費が協定新価保険価額以上となる場合で本条(2)に定める復旧を行わなかったとき	
⑥ 上記①から⑤以外の場合	普通保険約款第3章 車両保険車両条項第6条（損害額の決定）の②の額から保険証券記載の免責金額（注2）を差引いた額。ただし、協定新価保険価額を限度とします。

（注1）修理費が協定新価保険価額の50%以上

被保険自動車の内外装・外版部品以外の部分に著しい損傷が生じていない場合を除きます。

(注2) 免責金額

当会社が保険金を支払う事故が複数回発生している場合は、これら事故の発生の順に従つて、保険証券に記載のとおり適用します。

- (2) 被保険者は、本条(1)の①から③により保険金の支払を受ける場合には、被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して180日以内に、復旧しなければなりません。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、修理または再取得の期間につきこれを変更することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者は、本条(2)に定める復旧をした場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) 本条(1)の①から③に定める当会社が支払うべき保険金の額は、損害を受けた被保険自動車を復旧するために実際に要した額を超えないものとします。

第6条（再取得時諸費用保険金）

- (1) 被保険者が被保険自動車の代替として使用する自動車を再取得したことにより当会社が保険金を支払う場合は、協定新価保険金額の10%に相当する額を再取得諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。
- (2) 当会社は、本条(1)の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金と保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、再取得時諸費用保険金を支払います。
- (3) 再取得時諸費用保険金に関しては、他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この特約により支払うべき再取得時諸費用保険金の額を支払います。
- (4) 本条(3)の規定にかかわらず、他の保険契約等に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額をから差し引いた額に対してのみ再取得時諸費用保険金を支払います。
- (5) 再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、当会社は普通保険約款第3章 車両保険車両条項第7条（費用）(2)に定める臨時費用保険金は支払いません。既に臨時費用保険金を支払っていた場合は、その金額を差し引いて再取得時諸費用保険金を支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

被保険自動車について、この特約と同種の特約の付帯しない他の保険契約等がある場合で、かつ、第5条（支払保険金の計算）(2)の復旧の通知を受けた後においては、当会社は、次に定める額の合計額を保険金として支払います。

- ① 協定保険価額までの損害額について、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定に基づき決定した額
- ② 第5条（支払保険金の計算）(1)の規定によって算出される保険金の額から協定保険価額までの損害を差し引いた残額。

第8条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、普通保険約款第4章 基本条項第25条（保険金の支払時期）(1)の（注1）の規定にかかわらず、次に掲げる手続がすべて完了した日を同章同条(1)に定める請求完了日とします。
 - ① 第5条（支払保険金の計算）(3)の復旧の通知
 - ② 普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)および(3)の手続
- (2) 当会社は、被保険者が復旧する意志のないことを当会社に申し出た場合はその申し出のあった日、申し出なかった場合は復旧の期間が満了した日を本条(1)の①の手続完了日とみなして、本条(1)の規定を適用します。

第9条（協定新価保険価額の評価のための告知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険自動車の協定新価保険価額を定めるに際し、当会社が被保険自動車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 被保険自動車の協定新価保険価額を定めるに際し、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって当会社が被保険自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、事実を告げずまたは事実と異なることを告げ、その結果として第3条（協定新価保険価額）または第4条（協定新価保険価額の変更）の規定により定めるべき額と異なった協定新価保険価額が定められた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定は次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条(2)の事実がなくなった場合
 - ② 被保険自動車の協定新価保険価額を定める際、当会社が本条(2)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、被保険自動車の新車保険価額を評価するために必要な事項について、書面をもって訂正を申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合には、その訂正を申し出た事実が、被保険自動車の協定新価保険価額を定める際に当会社に告げられていたとしても、当会社が、この特約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、本条(2)の規定による解除の原因のあることを知った時からその日を含めて30日を経過した場合
- （注）当会社が本条(2)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合
当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) 本条(2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、その損害については、第5条（支払保険金の計算）および第6条（再取得時諸費用保険金）の規定にかかわらず、普通保険約款第3章・車両保険車両条項第5条（支払保険金の計算）および同章第6条（損害額の決定）の規定を適用します。この場合において、既に第5条および第6条の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、普通保険約款第3章・車両保険車両条項第5条および同章第6条の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。
- (5) 本条(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、普通保険約款第4章・基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の④に定めるところに従い、保険料を返還または請求します。
- (6) 本条(5)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第5条（支払保険金の計算）および第6条（再取得時諸費用保険金）の規定にかかわらず、普通保険約款第3章・車両保険車両条項第5条（支払保険金の計算）および同章第6条（損害額の決定）の規定を適用します。

第10条（この特約を適用しない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する場合は、この特約を適用しません。

- ① 被保険自動車が盗難されたことによって損害が生じた場合。ただし、被保険自動車が発見された場合で、発見されるまでの間に被保険自動車に損害が生じたときはこの特約を適用します。
- ② 保険契約者または被保険者が、この特約を適用しない旨を申し出で、当会社がこれを承認した場合

第11条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社は、普通保険約款第3章・車両保険車両条項第11条（被害物についての当会社の権利）

(1)の規定にかかわらず、第5条（支払保険金の計算）(2)に規定する復旧（注）を行ったことにより当会社が保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が持っている所有権その他の物権を取得します。

(注) 復旧

再取得を行った場合とします。

(2) 本条(1)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意志を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険者が持っている所有権その他の物権は当会社には移転しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑭ 修理支払限度額設定特約

<用語の説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
保険金額	普通保険約款第3章 車両保険車両条項に定める保険金額をいいます。
修理支払限度額	保険証券記載の修理支払限度額で、当会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
協定保険価額	普通保険約款第3章 車両保険車両条項に定める協定保険価額をいいます。
回収金	損害額のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のためにすでに回収されたものをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款第3章 車両保険車両条項の適用があること。
- ② 保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。

第2条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約において被保険者とは、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）に定める被保険者をいいます。

第3条（修理支払限度額の設定）

当会社と保険契約者または被保険者は、この特約により、保険金額のほか、修理支払限度額を定めるものとします。

第4条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第5条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、次のとおりとします。

被保険自動車の状態	保険金の額
① 被保険自動車の損傷を修理することができないとき。	協定保険価額
② 上記①以外のとき	損害額から免責金額を差し引いた額。ただし、修理支払限度額を限度とします。

(2) 回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（注）を超過するときは、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第5条（支払保険金の計算）(5)の規定にかかわらず、当会社は本条(1)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 自己負担額

損害額または修理支払限度額のいずれか低い方から本条(1)の②に定める保険金の額を差し引いた額

第5条 (この特約を適用しない場合)

当会社は、次のいずれかに該当する場合は、この特約を適用しません。

- ① 被保険者が、被保険自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に被保険自動車の損傷を修理しなかった場合
- ② 保険契約者または被保険者が、この特約を適用しない旨を申し出て、当会社がこれを承認した場合

第6条 (臨時費用の支払に関する特則)

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第7条 (費用) (2)の規定にかかるわらず、第4条 (支払保険金の計算) (1)の規定により、協定保険価額を保険金として支払うべき場合に限り、本条(2)に定める額を支払います。
- (2) 本条(1)の場合においては、当会社は、1回の事故につき保険金額の10%に相当する額を臨時費用として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。
- (3) 当会社は、本条(2)の規定によって支払われるべき費用の額と第4条 (支払保険金の計算) の保険金の額の合計額が保険金額を超える場合であっても、その費用を支払います。

第7条 (被害物についての当会社の権利)

当会社が第4条 (支払保険金の計算) (1)の規定により、協定保険価額を保険金として支払った場合には、当会社は、被保険自動車について被保険者が持っている所有権その他の物権を取得します。

第8条 (他車運転補償特約の適用に関する特則)

他車運転補償特約第3条 (車両損害についての特則) の（注1）に定める「特約」には、この特約を含めないものとします。

第9条 (他の特約との関係)

- (1) 当会社は、普通保険約款第4章 基本条項第10条 (被保険自動車の入替) に規定する入替自動車について生じた損害に対しては、この特約を適用しません。
- (2) この保険契約に車対車事故免責金額ゼロ特約が適用される場合、同特約第2条 (車両免責金額の取扱い－免責金額3万円または5万円の不適用) の規定中、「普通保険約款第3章 車両保険車両条項第5条 (支払保険金の計算) (1)の②」とあるのは、「この特約第4条 (支払保険金の計算)」と読み替えるものとします。

第10条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

⑯ リサイクル部品使用特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に普通保険約款第3章 車両保険車両条項の適用があること。
- ② 被保険自動車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車または自家用軽四輪貨物車であること。
- ③ 被保険自動車が外国製自動車でないこと。

- ④ 被保険自動車の自動車検査証記載の用途が特種用途でないこと。
- ⑤ 保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。

第2条（修理費）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第3章 車両保険車両条項に定める修理費のうち、部分品の交換による修理費については、その部分品がリサイクル部品(注)である場合の価格によって定めます。

(注) リサイクル部品

中古の部分品をいい、再生の部分品を含みます。

(2) 当会社は、修理のために入庫している修理工場が必要とするリサイクル部品(注)を入手できない場合で、当会社によるあっせんによって、普通保険約款第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の②の事故通知を当会社が受領した日またはその修理工場へ入庫した日のいずれか遅い日の翌日から起算して14日以内にその修理工場にそのリサイクル部品(注)が到達しないときは、本条(1)の規定は適用しません。

⑯ リースカーの車両費用保険特約

<用語の説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
被保険自動車	リース契約により有償で借受けた被保険自動車をいいます。
リース契約	あらかじめ借受人を定めて有償で自動車を貸渡しすることを業としている者との貸借契約をいいます。
付属品	<p>被保険自動車に定着(注1) または装備(注2) されている物、および法令等(注3) に従い被保険自動車に備えつけられている物をいいます。(注4) なお、車室内でのみ使用することを目的として、被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム等は、メーカー所定の取付方法により固定されている場合に限り、固定の方法がボルト等以外であっても付属品として取扱います。</p> <p>(注1) 定着 ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。</p> <p>(注2) 装備 自動車の機能を十分に發揮させるために、その自動車に備品として備え付けられている状態をいいます。</p> <p>(注3) 法令等 法律、命令、規則、条例等をいいます。</p> <p>(注4) 被保険自動車に定着または装備されている物であっても、次のいずれかに該当する物は、付属品とはなりません 次のいずれかに該当する施術所を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i ガソリン、軽油、LPG等の燃料 ii ボディカバー、洗車用品 iii 法令等(注3)により、自動車に定着または装備することを禁止されている物 エアースポイラー(法令に違反する物)、オーバーフェンダー(標準装備の物および陸運支局の許可を得た物を除きます。)等 iv 通常装飾品とみなされる物 マスクット類、クッション、花瓶、膝掛 等
被保険自動車の借主	リース契約上の借主をいいます。

保険金額	保険証券に記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
リース契約中途解約費用	被保険自動車の損傷を原因としてリース契約を中途で解約することによって、被保険者がリース契約に基づきリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。ただし、被保険者が事故発生の時までに、リース契約に基づき支払るべき費用は除きます。
全損	被保険自動車の損傷を修理することができない場合（注）または修理費の額がリース契約中途解約費用の額以上となる場合をいいます。 (注) 被保険自動車を修理することができない場合 被保険自動車が盗難され発見されなかった場合を含みます。
分損	修理費の額がリース契約中途解約費用の額未満となる場合をいいます。
回収金	第三者が負担すべき金額で、被保険者または被保険自動車の所有者のために既に回収されたものをいいます。ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当しているものは除きます。
修理費	損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（注）をいいます。この場合において、被保険自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、補修による修理費とします。 (注) 事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費 事故発生時点における一般的な修理技法により、外観上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、これ以外の格落ち等による損害は含みません。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、被保険自動車に生じた衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他偶然な事故および被保険自動車の盗難によって、被保険者が被る損害に対して、この特約および普通保険約款第4章 基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の被保険自動車には、付属品を含みます。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約において被保険者とは、被保険自動車の借主をいいます。

第4条（保険金額）

当会社と保険契約者または被保険者は、この保険契約を締結する際に、保険期間を通じてリース契約中途解約費用の額を下回らない額を保険金額として定めるものとします。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア 保険契約者または被保険者（注1）
 - イ 保険金を受け取るべき者（注2）。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
 - ウ リース契約上の貸主（注3）
 - エ 上記アからウに定める者の法定代理人
 - オ 上記アからウに定める者の業務に従事中の使用人

カ 上記アからウに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受けるべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 詐欺または横領

⑨ 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。

（注1）保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者

この者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）リース契約上の借主

この者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注4）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注6）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

（2）当会社は、本条(1)に定めるほか、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 下表のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間に生じた事故

② 下表のいずれかに該当する者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故

③ 下表のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故

運転している者

ア 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注7）

イ リース契約上の貸主（注3）

ウ 上記アおよびイに定める者の法定代理人

エ 上記アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ 上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子

（注7）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機

関をいいます。

- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する被保険自動車の損傷によって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
 - ② 故障損害（注8）
 - ③ 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損傷
 - ④ 付属品のうち被保険自動車に定着していないものに生じた損傷。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災による場合を除きます。
 - ⑤ タイヤ（注9）に生じた損傷。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災もしくは盗難による場合を除きます。
 - ⑥ 法令に禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損傷

(注8) 故障損害

偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電気的または機械的損害をいいます。

(注9) タイヤ

チューブを含みます。

第6条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

区分	保険金の額
① 全損の場合	次条の①の額
② 分損の場合	次条の②の損害額 - 免責金額（注1）

(注1) 免責金額

当会社が保険金を支払う事故が複数回発生している場合は、これら事故の発生の順に従って、保険証券に記載のとおり適用します。

- (2) 当会社は、本条(1)に定める保険金のほか、第8条（費用）の費用の合計額を支払います。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合であっても、本条(2)の費用を支払います。
- ① 本条(2)の規定によって支払うべき費用の額のみを負担した場合
 - ② 本条(2)の規定によって支払うべき費用の額と本条(1)の保険金の合計額が保険金額を超える場合
- (4) 次条の損害額に回収金がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（注2）を超過するときの保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{次条の規定により決定される損害額}} + \boxed{\text{第8条（費用）に掲げる費用のうち実際に発生した額}} - \boxed{\text{回収金の額}}$$

(注2) 自己負担額

次条の規定により決定される損害額および第8条（費用）に掲げる費用のうち実際に発生した額の合計額から、本条(1)に定める保険金の額および本条(2)に定める費用の額を差し引いた額をいいます。

第7条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害額は、次のとおりとします。

区分	損害額
① 全損の場合	リース契約中途解約費用の額
② 分損の場合	次の算式によって算出される額。ただし、実際に修理しなかった場合の修理費の額はリース契約中途解約費用の額を限度とします。

	損害額 = 修理費の額 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その残存物の価額
--	--

第8条（費用）

第6条（支払保険金の計算）(2)の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）をいいます。

費用	説明
① 損害防止費用	普通保険約款第4章 基本条項第21条（事故発生時の義務）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	普通保険約款第4章 基本条項第21条の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 車両運搬費用	当会社が保険金を支払うべき損害により被保険自動車が自力で移動することができない場合には、これを損害発生の地からもよりの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで運搬するために要した費用、またはこれらの場所まで運転するために必要な仮修理の費用をいいます。ただし、1回の事故につき、10万円または保険金額の10%のいずれか高い方を限度とします。
④ 盗難引取費用	盗難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用をいいます。ただし、1回の事故につき、10万円または保険金額の10%のいずれか高い方を限度とします。
⑤ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額をいいます。

（注）保険契約者または被保険者が支出した次の費用

収入の喪失を含みません。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（注）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

- (3) 本条(2)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条（現物によるお支払い）

当会社は、被保険自動車の全部または一部の損傷によって被保険者が被る損害に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第11条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者または被保険自動車の所有者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) 被保険自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、次の算式によって算出される割合によりその盗難にあった物について被保険者または被保険自動車の所有者が有する所有権その他の物権を取得します。

当会社が盗難にあった物の所有権その他の物権を取得する割合	=	保険金の額
		損害額

- (3) 本条(1)および(2)の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車または部分品または付属品について被保険者または被保険自動車の所有者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第12条（盗難自動車の返還）

当会社が被保険自動車の盗難によって被保険者が被った損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、リース契約上の貸主が既に受け取ったリース契約中途解約費用を被保険者に返還し、かつ、被保険者がすでに受け取った保険金を当会社に払い戻したときに限り、被保険者はその返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損傷により被った損害に対して保険金を請求することができます。

第13条（無過失事故の取扱いの特則）

- (1) 当会社は、車対車事故によって被保険自動車に生じた損害に対して、保険金を支払う場合であっても、車対車事故の相手自動車の登録番号等（注1）ならびに車対車事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できる無過失事故については、第6条（支払保険金の計算）(1)の②または車対車事故免責金額ゼロ特約に定める免責金額ならびに次契約に適用するノンフリート等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その車対車事故に関して保険金を支払わなかったものとして取り扱います。ただし、次のいずれにも該当しない場合に限ります。

- ① 車両新価保険特約第5条（支払保険金の計算）(1)の①から③の規定により協定新価保険価額が支払われる場合（注2）
- ② 修理支払限度額設定特約第4条（支払保険金の計算）(1)の②の規定により協定保険価額を超えて保険金が支払われる場合

(注1) 登録番号等

登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

(注2) 協定新価保険価額が支払われる場合

協定保険価額が協定新価保険価額を下回る場合に限ります。

- (2) 本条(1)に定める無過失事故とは、車対車事故の発生に関して被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定することをいいます。ただし、被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定しない場合であっても、当会社が、事故状況の調査をした結果、その車対車事故が次のいずれかに該当し、かつ、被保険自動車の所有者および被保険自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めたときはこれを含みます。

- ① 相手自動車が、被保険自動車に追突したものであること。
- ② センターラインの表示のある対向道路上を走行中の相手自動車が、センターラインをオーバーしたことにより被保険自動車に衝突または接触したものであること。
- ③ 信号機による交通整理が行われている交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示（注3）に従わずその交差点に進入したことにより、青色の灯火表示に従った被保険自動車に衝突または接触したものであること。
- ④ 上記①から③までのほか、駐車または停車中の被保険自動車に相手自動車が衝突または接触したものであること。

(注3) 赤色の灯火表示

赤色点滅は含みません。

- (3) 被保険者は、本条により保険金の支払を請求する場合、第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。
- ① 車対車事故の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
 - ② 被保険自動車の損傷部位の写真
 - ③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料
- (4) 被保険者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約中第3章 車両保険車両条項に関する規定は、この特約に関するものとして取り扱うものとします。

⑯ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

＜用語の説明－定義＞

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
保険金額	普通保険約款第3章 車両保険車両条項に定める保険金額をいいます。
ルーフ	自動車のボディを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。
ピラー	自動車のボディを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
サイドシル	自動車のボディを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受けける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、アクスル（車軸）と車体を連結しているリンク機構を一括してサスペンションといい、この特約ではそれらの機構を構成する部品の総称をいいます。
フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
車体底部	モノコックボディの場合、自動車のボディを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボディの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および、自動車のボディのフロア部分の総称をいいます。
原動機のシリンドラー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
モノコックボディ	フレームとボディが一体構造となっているものをいいます。
フレーム式ボディ	フレームとボディが分離構造となっているものをいいます。
ボディ	自動車の車体のことをいいます。
フロア	自動車のボディを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する事由によって被保険自動車に損害が生じ、

全損となった場合には、被保険者が臨時に必要とする費用に対し、1回の事故について、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として50万円（注1）を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② 次のいずれかに該当する事由

ア ①の事由によって発生した事故の拡大

イ 発生原因が何であるかにかかわらず、被保険自動車に生じた損害の直接の原因となった事故の①の事由による拡大（注2）

ウ ①の事由に伴う秩序の混乱

（注1）50万円

保険金額が50万円に満たない場合は、保険金額を限度とします。

（注2）被保険自動車に生じた損害の直接の原因となった事故の①の事由による拡大

事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

（2）この特約において全損とは、被保険自動車の損害の状態が次のいずれかに該当する場合をいいます。なお、被保険自動車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。

① 次のアからウまでの条件をすべて満たす場合

ア ルーフの著しい損傷（注3）が生じたこと。

イ 3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。

ウ 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。

② 次のアからウまでの条件をすべて満たす場合

ア 2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。

イ サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。

ウ 座席の著しい損傷（注3）が生じたこと。

③ 次のアからエまでのいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合

ア 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷（注3）

イ 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷（注3）

ウ 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷（注3）

エ 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷（注3）

④ 次のアまたはイの場合

ア 原動機のシリンダーに著しい損傷（注3）が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合

イ 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷（注3）が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合

⑤ 流失または埋没し発見されなかった場合

⑥ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合

⑦ 全焼した場合

⑧ ①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき

（注3）著しい損傷

それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

（3）当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に損害が生じ、全損となった場合において、その損害を損害が生じる直前の状態（注4）に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に損害が生じたときは、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車に生じた損害に対しては、本条（1）の規定を適用しません。

（注4）損害が生じる直前の状態

構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が生じる直前と同一の状態をいいます。

- (4) 普通保険約款第4章 基本条項第10条（被保険自動車の入替）および第11条（被保険自動車の入替における自動補償の特則）の規定により被保険自動車が入れ替えられた場合は、当会社は、被保険自動車ごとに本条(3)の規定を適用します。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
ア 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）
イ 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注2）
ウ アまたはイに規定する者の法定代理人
エ アまたはイに規定する者の業務に従事中の使用人
オ アまたはイに規定する者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者（注1）に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 次のいずれかに該当する事由
ア 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
イ ア以外の放射線照射または放射能汚染
④ 次のいずれかに該当する事由
ア ②および③の事由によって発生した事故の拡大
イ 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（保険金をお支払いする場合）(1)に規定する損害の直接の原因となった事故の②および③の事由による拡大（注5）
ウ ②および③の事由に伴う秩序の混亂
⑤ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑥ 詐欺または横領

（注1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注4）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注5）②および③の事由による拡大

事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額

を支払います。

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第6条（保険金の支払時期）

- (1) 普通保険約款第4章 基本条項第25条（保険金の支払時期）(1)の確認をするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震・東海地震・東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における同条(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査が不可欠な場合には、同条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて365日を経過する日までに、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)および(3)の手続を完了した日をいいます。

- (2) 本条(1)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注2）には、これにより確認が遅延した期間については、本条(1)の期間に算入しないものとします。

(注2) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条（被保険自動車が発見された場合の取扱い）

- (1) 第2条（保険金をお支払いする場合）(2)の⑤の規定に従い地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った以降に被保険自動車が発見されたときは、被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、本条(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (3) 当会社は、本条(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、被保険自動車の損害が第2条(2)の他の規定に該当する場合には、この規定は適用しません。

第8条（普通保険約款車両条項との関係）

この保険契約に普通保険約款第3章 車両保険車両条項が適用されている場合において、被保険自動車に生じた損害により同条項（注）の保険金が支払われるときは、当会社は、その損害に対しては、第2条（保険金をお支払いする場合）の規定を適用しません。

(注) 同条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第9条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約の規定は適用しません。

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条（重大事由による解除）(4)(②)	第3章 車両保険車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)の③のアからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害	第3章 車両保険車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、本条(1)の③のアからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害。ただし、この特約第2条(保険金をお支払いする場合) (1)に定める損害を除きます。
第23条（保険金の請求）	第3章 車両保険車両条項	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

その他の補償に関する特約

⑯ 他車運転補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用 語	説 明
記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ 臨時代替自動車を運転中の、記名被保険者の業務(注)に従事中の使用者 (注) 業務 家事を除きます。
臨時代替自動車	被保険自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する他の自動車をいいます。ただし、記名被保険者の使用人が所有する自動車(注)を除きます。 (注) 所有する自動車 所有権保留条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
運転中	運転席に着席して自動車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等の自動車の走行について必要な措置を取っている間をいい、駐車または停車中を含みません。
他の自動車	被保険自動車以外の自動車であって、次に掲げる条件をいずれも満たしている自動車をいいます。 ① 用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、または特種用途自動車（キャンピング車）であること。

	<p>② 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子が所有（注）または常時使用する自動車でないこと。</p> <p>（注）所有 所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借り入れを含みます。</p>
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
他の自動車の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の自動車について適用される保険契約または共済契約をいいます。
レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すこととした自動車をいいます。ただし、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。
正規の乗車装置	乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合－対人賠償）

(1) 当会社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項（注1）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者等に限ります。

（注1）普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項

被保険自動車について適用される特約を含みます。

(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第1条（保険金をお支払いする場合）(2)の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) 本条(1)および(2)の規定（注2）に関して他の自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（注2）本条(1)および(2)の規定

普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第5条（費用）(2)の臨時費用を除きます。

(4) 本条(1)の規定による普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第5条（費用）(2)の臨時費用に関する他の自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、同章同節第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、臨時費用に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第2条（保険金をお支払いする場合－対物賠償）

(1) 当会社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第1章第2節 対物賠償責任条項（注1）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者等に限ります。

（注1）普通保険約款第1章第2節 対物賠償責任条項

被保険自動車について適用される特約を含みます。

(2) 本条(1)の規定に関する他の自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第1章

第2節 対物賠償責任条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額（注2）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3条（車両損害についての特則）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款第1章第2節 対物賠償責任条項第3条（保険金をお支払いしない場合）(3)の規定にかかわらず、普通保険約款第3章 車両保険車両条項がこの保険契約の対象である旨保険証券に記載されており、記名被保険者等が運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして同条項（注1）を適用した場合に当会社が保険金を支払うべき損害が運転中の他の自動車に生じたときは、被保険者が法律上の損害賠償責任（注2）を負担することによって被る他の自動車に直接生じた車両損害（注3）に対して、前条の規定に従い、保険金を支払います。

(注1) 同条項

被保険自動車について適用される特約を含みます。

(注2) 法律上の損害賠償責任

民法（明治29年法律第89号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。

(注3) 車両損害

次の合計額をいいます。

i 普通保険約款第3章 車両保険車両条項第6条（損害額の決定）の規定を準用して算出された額。ただし、全損の場合は損害が生じた地および場所における他の自動車の市場販売価格相当額を限度とします。

ii 同条項第7条（費用）(1)の③の費用。ただし、同条(1)の③のただし書きの規定にかかわらず、10万円を限度とします。

(2) 当会社は、前条(1)の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等がある場合は、他の自動車の保険契約等に優先して、車両損害（注3）に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額（注4）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注4) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4条（保険金をお支払いする場合－人身傷害）

この保険契約に普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項が適用されている場合には、当会社は、被保険者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項（注1）を適用します。

ただし、この場合における被保険者は、他の運転自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中（注3）の記名被保険者等に限ります。

(注1) 同条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注3) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第5条（保険金をお支払いする場合－傷害一時金）

この保険契約に普通保険約款第2章第2節 傷害一時金条項が適用されている場合には、当会社は、被保険者が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、同条項（注1）を適用します。

ただし、この場合における被保険者は、他の運転自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中（注3）の記名被保険者等に限ります。

（注1）同条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（注2）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注3）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第6条（保険金をお支払いする場合－無保険車傷害）

（1）この保険契約に無保険車傷害特約（車内）が適用されている場合には、当会社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、無保険車傷害特約（車内）（注1）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中（注3）の記名被保険者等に限ります。

（注1）無保険車傷害特約（車内）

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

（注2）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注3）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

（2）本条（1）の規定に関する他の自動車の保険契約等がある場合は、当会社は、無保険車傷害特約（車内）第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の自動車の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。ただし、他の自動車がレンタカー等の自動車である場合には、他の自動車の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

第7条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項、同章第2節 対物賠償責任条項、同第2章第1節人身傷害補償条項、同章第2節 傷害一時金条項および同第4章 基本条項、および無保険車傷害特約（車内）の規定による場合のほか、次のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の使用者（注1）の業務（注2）のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。
- ② 被保険者が役員（注3）となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
- ③ 自動車取扱業者が業務（注2）として受託した他の自動車を運転しているとき。
- ④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。

（注1）使用者

雇用契約上の使用者をいいます。

（注2）業務

家事を除きます。

（注3）役員

理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この節の適用においては、当会社は、普通保険約款第4章 基本条項第9条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第9条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条（重大事由による解除）(2)	この保険契約	この特約
第15条(2)①	被保険者（注1）が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または普通保険約款第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(2)②	被保険者（注2）	この特約の被保険者

⑯ 原動機付自転車に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用 語	説 明
借用原動機付自転車	第6条（補償の対象となる方－被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車を除きます。 (注) 原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
レンタカー以外の借用原動機付自転車	借用原動機付自転車から、不特定の借主に有償で貸し渡すこと目的とするレンタカー等の原動機付自転車を除いたものをいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合－対人賠償）

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項（注1）を適用します。

(注1) 普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) 本条(1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第1条（保険金をお支払いする場合）(2)の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条(1)の損害に対して、自賠

責任保険等によって支払われる金額がある場合は、損害額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) 本条(1)および(2)の規定（注2）に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

(注2) 本条(1)および(2)の規定

普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第5条（費用）(2)の臨時費用を除きます。

(4) 本条(1)の規定による普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第5条（費用）(2)の臨時費用に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、同章同節第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、他の保険契約等に優先して、臨時費用に対して保険金を支払います。

第3条（保険金をお支払いする場合－対物賠償）

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款第1章第2節 対物賠償責任条項（注1）を適用します。この場合において、対物賠償保険における保険証券記載の免責金額が5万円を超えるときには、その免責金額を5万円とみなします。

(注1) 普通保険約款第1章第2節 対物賠償責任条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) 本条(1)の規定に関して、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款第1章第2節 対物賠償責任条項第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および(2)の規定にかかわらず、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額（注2）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

(注2) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4条（保険金をお支払いする場合－人身傷害）

(1) 当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約（注2）の条件に従い、普通保険約款第2章第1節 人身傷害補償条項を適用します。

(注1) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(注2) 保険契約

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) 本条(1)の規定に関して、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中の原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、第2章第1節 人身傷害補償条項第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、他

の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

第5条（保険金をお支払いする場合－傷害一時金）

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約（注2）の条件に従い、普通保険約款第2章第2節 傷害一時金条項を適用します。

(注1) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(注2) 保険契約

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第6条（保険金をお支払いする場合－無保険車傷害）

(1) この保険契約に無保険車傷害特約（車内）が適用されている場合には、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注1）の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、無保険車傷害特約（車内）（注2）を適用します。

(注1) 搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(注2) 無保険車傷害特約（車内）

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(2) 本条(1)の規定に関して、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中の原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合は、当会社は、無保険車傷害特約（車内）第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を、この保険契約により支払うべき保険金の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。だし、その原動機付自転車がレンタカー以外の借用原動機付自転車である場合には、他の保険契約等に優先して、損害に対して保険金を支払います。

第7条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約においては、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）(1)、同章第2節 対物賠償責任条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）(1)、第2章第1節 人身傷害補償条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）(1)および(2)、同章第2節 傷害一時金条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）、ならびに無保険車傷害特約（車内）第3条（補償の対象となる方－被保険者）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第8条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、第2条（保険金をお支払いする場合－対人賠償）および第3条（保険金をお支払いする場合－対物賠償）の適用においては、普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項、同章第2節 対物賠償責任条項および第4章 基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注1）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が前条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
- ② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注2）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が前条に規定する被保険者のいずれ

かに該当する場合を除きます。

- ③ 前条に規定する被保険者のいずれかに該当するものが、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- ④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

(注1) 業務

家事を除きます。

(注2) 原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第9条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款第4章 基本条項第9条（被保険自動車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第10条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約の規定は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

②0 弁護士費用等補償特約

<用語の説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
被害事故	日本国内（注1）において発生した偶然な事故により、次のいずれかに該当することをいいます。 ① 賠償義務者の自動車の所有、使用または管理に起因する事故により、被害が生じること。 ② 上記①以外の場合で、次のいずれかに該当する自動車に、被害が生じること。 ア 被保険自動車 イ 上記ア以外の自動車で、第3条（補償の対象となる方－被保険者）(1)の①から④の被保険者が所有する自動車（注2） (注1) 日本国内 日本国外における日本船舶内を含みます。 (注2) 所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
賠償義務者	被保険者に生じた被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
自動車	この特約における自動車には原動機付自転車を含みます。

被害	<p>被保険者が被った次のいずれかに該当する損害であって、賠償義務者が特定できるものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。</p> <p>① 被保険者の生命または身体（注1）が害されること。なお、身体（注1）に対する侵害を伴わない単なる「驚愕」等の精神的な損害は含みません。</p> <p>② 被保険者の所有、使用または管理する財物（注2）が滅失（注3）、破損（注4）または汚損（注5）されること。</p> <p>(注1) 身体 身体と一緒に被害を受けた場合の、義歯、義眼、近視矯正用眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖、その他身体に密着し、身体の機能を補完するための用具は、身体の一部とみなします。</p> <p>(注2) 財物 財物とは、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> i　被保険自動車および被保険自動車に積載されている財物 ii　被保険者が所有、使用または管理する上記i以外の財物（被保険自動車以外の自動車を含みます。） <p>(注3) 滅失 財物がその物理的存在を失うことをいいます。</p> <p>(注4) 破損 財物が壊れることをいいます。</p> <p>(注5) 汚損 財物が汚れたことによりその客観的な経済的価値を減じることをいいます。</p>
保険金請求権者	<p>被害事故によって損害を被った被保険者（注）をいいます。</p> <p>(注) 被保険者 死亡した場合は、その法定相続人とします。</p>
弁護士費用等	<p>損害賠償に関する争訟について、あらかじめ当会社の同意を得て弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関（注）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬もしくは行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用をいいます。</p> <p>(注) あっせんもしくは仲裁を行う機関 申立人の申し立てにもとづき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。</p>
法律相談	<p>損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する行為をいいます。なお、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に当該資格者の行う相談の範囲内であると当会社が認めた行為を含みます。</p> <p>① 弁護士が行う法律相談</p> <p>② 司法書士が行う、司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談</p> <p>③ 行政書士が行う、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条（業務）の3第4号に規定する相談</p>
法律相談費用	<p>法律相談の対価として弁護士、司法書士、行政書士に支払われるべき費用をいいます。</p>

正規の乗車装置	乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）」に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ 上記①および②以外の場合は、自動車を所有する者

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、被害事故の場合において、保険金請求権者が被害について法律上の損害賠償請求を行う場合に、保険金請求権者が弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、被害事故の場合において、保険金請求権者が被害についてあらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行うときは、法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 当会社は本条(1)および(2)に規定する費用のうち普通保険約款第1章第1節 対人賠償責任条項および同章第2節 対物賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被害事故が保険期間中に生じ、かつ、保険金請求権者がその被害に対する損害賠償請求または法律相談を被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて 3 年以内に行つた場合に限り、保険金を支払います。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ 上記①から④以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者
 - ⑥ 上記①から⑤以外の者で、上記①から④までに規定する者が自ら運転者として運転中（注2）の被保険自動車以外の自動車（注3）の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者。ただし、上記①から④までに規定する者の使用者（注4）の業務（注5）のために運転中（注2）の、その使用者（注4）の所有する自動車（注6）に搭乗中の者およびその使用者（注4）を除きます。
 - ⑦ 上記①から⑥以外の者で、被保険自動車の所有者。ただし、被保険自動車の所有、使用または管理に起因する被害事故の場合に限ります。

（注1）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注2）運転中

駐車中または停車中を除きます。

（注3）被保険自動車以外の自動車

自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。

- (注4) 使用者
雇用契約上の使用者をいいます。
- (注5) 業務
家事を除きます。
- (注6) 所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。
① 極めて異常かつ危険な方法での自動車に搭乗中の者
② 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者
③ 被保険自動車以外の自動車に競技、曲技もしくは試験のために搭乗中の者、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中(注7)の者
- (注7) 搭乗中
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。(3)この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条 (保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失
② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者の受け取るべき金額に限ります。
③ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間に生じた事故
④ 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している間に生じた事故
⑤ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に生じた事故
⑥ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた事故。ただし、第3条(補償の対象となる方—被保険者)(1)の①から④および(2)に定める被保険者が被保険自動車に搭乗中に生じた事故を除きます。
⑦ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
⑧ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪ 台風、洪水または高潮
⑫ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑬ 上記⑫に規定した以外の放射性照射または放射能汚染
⑭ 上記⑨から⑬の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑮ 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用(注3)すること。

(注1) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注2) 核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

- (注3) 曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。
- ① 第3条（補償の対象となる方—被保険者）(1)の①から④および⑦に規定する者
 - ② 被保険者の父母、配偶者または子
- (3) 当会社は、賠償義務者および損害賠償請求権者がともに第3条（補償の対象となる方—被保険者）(1)の⑤に規定する被保険者である場合は、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、保険金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかる法律相談を行う場合は、それにより生じた費用に対しては保険金を支払いません。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社が保険金として支払うべき弁護士費用等の額は、1回の被害事故につき、第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の損害の額とします。ただし、<別紙>弁護士費用等支払限度額に定める金額に消費税相当額を加算した金額を限度とし、被保険者1名あたり300万円を限度とします。
- (2) 当会社が保険金として支払うべき法律相談費用の額は、1回の被害事故につき、第2条（保険金をお支払いする場合）(2)の損害の額とします。ただし、被保険者1名あたり10万円を限度とします。
- (3) 当会社が支払う弁護士費用等または法律相談費用のうち、賠償義務者または賠償義務者以外の第三者から保険金請求権者に対して既に支払われた金額がある場合には、被保険者が弁護士費用等または法律相談費用を負担することによって被る損害の額からその金額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (注) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (3) 本条(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (4) 本条(1)および(2)の規定は、第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の弁護士費用等と同条(2)の法律相談費用とに区分して、それぞれ各別に適用します。

第7条（弁護士費用等および法律相談費用の支出前の通知）

- (1) 保険契約者または保険金請求権者は、第2条（保険金をお支払いする場合）(1)および(2)に該当する場合で、弁護士費用等および法律相談費用を支出しようとするときは、当会社に次に掲げる事項を、被害事故が発生した日の翌日から起算して180日以内に書面で通知しなければなりません。
- ① 被害事故の発生日時、場所および被害事故の状況
 - ② 賠償義務者の氏名または名称および住所
- (2) 保険契約者または保険金請求権者は、被害事故が発生した日の翌日から起算して180日以内であるか否かにかかわらず、弁護士費用等および法律相談費用を支出する前に、支出しようとするこれらの費用の費目明細を当会社に通知し、当会社の同意を得なければなりません。
- (3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合、または本条(1)の①および②に掲げる事項について事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告

げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。ただし、保険金請求権者が、過失がなくて被害事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事情により、被害事故が発生した日の翌日から起算して180日以内に本条(1)の①および②に掲げる事項について通知できなかった場合は、この規定を適用しません。

第8条（保険金請求権者の協力）

- (1) 保険金請求権者は、当会社の求めに応じ、被害事故に関する訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金の請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等または法律相談費用を支出した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) 保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)に定める書類のほか、弁護士費用等または法律相談費用の支出を証明する書類を当会社に提出しなければなりません。
- (3) 保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
- (4) 保険金請求権者が、正当な理由がなく本条(1)の規定に違反した場合または本条(1)の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（支払保険金の返還）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めるることができます。
 - ① 弁護士または司法書士への委任の取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
 - ② 被害事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する損害賠償請求費用の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超える場合
 - ア 保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った損害賠償請求費用の全額
 - イ 判決により確定された損害賠償請求費用の額と当会社が第2条（保険金をお支払いする場合）の規定により既に支払った保険金の合計額
- (2) 本条(1)の規定により当会社が返還を求める保険金の額は、次の①および②のとおりとします。
 - ① 本条(1)の①の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第2条（保険金をお支払いする場合）の規定により支払われた保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
 - ② 本条(1)の②の場合は超過額に相当する金額。ただし、第2条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第11条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約の規定は適用しません。

第12条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第 15 条（重大事由による解除）(2)	この保険契約	この特約
第 15 条(2)①	被保険者（注 1）が、本条(1)の③のアからオまでのいづれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいづれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第 3 章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第 15 条(4)②	第 3 章 車両保険車両条項	この特約

第 13 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

＜別紙＞弁護士費用等支払限度額

＜用語の説明－定義＞

この別紙において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用 語	説 明
事件等	事件または法律事務をいいます。
認定司法書士	司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 3 条（業務）第 2 項第 1 号から第 3 号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
着手金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果にかかわらず受任時に弁護士または認定司法書士が受けるべき委任事務処理の対価をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて弁護士または認定司法書士が受ける委任事務処理の対価をいいます。
時間制報酬	委任契約を締結する際に取り決めた 1 時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間（注）を乗じた額により計算される弁護士報酬をいいます。 (注) 処理に要した時間 移動に要する時間を含みます。
手数料	原則として 1 回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

着手金、報酬金、時間制報酬、手数料およびその他の費用についてはそれぞれ 1. から 5. までの規定によります。

1. 着手金

(1) 弁護士または認定司法書士に委任した事件の対象の経済的利益（注 1）に応じて次表に掲げる金額（注 2）とします。

経済的利益（注 1）	金 額
① 125 万円以下の場合	10 万円
② 125 万円を超える 300 万円以下の場合	経済的利益（注 1）× 8 %
③ 300 万円を超える 3,000 万円以下の場合	経済的利益（注 1）× 5 % + 9 万円
④ 3,000 万円を超える 3 億円以下の場合	経済的利益（注 1）× 3 % + 69 万円
⑤ 3 億円を超える場合	経済的利益（注 1）× 2 % + 369 万円

(注 1) 経済的利益

弁護士または認定司法書士に委任した事件につき、依頼時の資料により計算される賠償され

るべき相当な金額をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済責任を負う者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

(注 2) 次表に掲げる金額

事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30% の範囲で増額することができます。

- (2) 同一の事件に関し、次のいずれかの事由に該当する場合で当会社が認めたときは、(1)の規定により計算される金額の 25% を上限に増額することができます。ただし、複数の事由に該当する場合であっても、50%（注 3）を超えて増額することはできません。

- ① 弁護士または認定司法書士が、示談交渉から引き続き、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟事件を受任する場合
- ② 弁護士または認定司法書士が、調停または仲裁センター等への申立てから引き続き、訴訟事件を受任する場合
- ③ 弁護士が、第 1 審から引き続いて控訴審を受任する場合
- ④ 弁護士が、控訴審から引き続いて上告審を受任する場合

(注 3) 50%

通常想定される範囲を超える事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の煩雑さ等の事情により、当会社が認めた場合は、50% を超える割合とすることができます。

- (3) 同一の事件に関し、弁護士または認定司法書士が調査事件から引き続き、示談交渉、調停もしくは仲裁センター等への申立てまたは訴訟の提起を依頼された場合、(1)に定める額から既に受け取っていた調査事件の手数料を差し引くこととします。

2. 報酬金

- (1) 弁護士または認定司法書士への委任によって確保された経済的利益（注 1）に応じて次表に掲げる金額（注 2）とします。

経済的利益（注 1）	金額
① 300 万円以下の場合	経済的利益（注 1）×16%
② 300 万円を超える場合	経済的利益（注 1）×10% + 18 万円
③ 3,000 万円を超える場合	経済的利益（注 1）×6% + 138 万円
④ 3 億円を超える場合	経済的利益（注 1）×4% + 738 万円

(注 1) 経済的利益

弁護士または認定司法書士への委任によって確保された利益をいい、賠償義務者からの既払金、保険者または共済責任を負う者からの事前支払提示額および自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払が予定される金額を含みません。

(注 2) 次表に掲げる金額

委任事務の終了時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30% の範囲で増額することができます。

- (2) 弁護士が引き続き上訴審を受任した場合、最終審の報酬金以外の報酬金については支払いません。

3. 時間制報酬

弁護士が受任した事件の事務処理に実際に要した時間（注 1）1 時間あたり 2 万円。ただし、同一の事件につき、着手金および報酬金と同時に請求はできないものとし、30 時間分（注 2）を上限とします。

(注 1) 受任した事件の事務処理に実際に要した時間

事件および事務処理の内容に照らして社会通念上必要かつ妥当な時間とし、書面のコピー、郵便物の投函等の、法律事務の処理以外の事務処理に要した時間および弁護士の過失により書面等の訂正が必要となった場合の訂正にかかる時間等は含みません。なお、事務処理の内容お

よりそれに要した時間は、弁護士から提出される報告書（原則として毎月1回の割合で提出され、事務処理に要した時間が1分単位で記載されたものに限ります。）により確認されたものとします。

(注2) 30時間分

委任事務処理の難易等の事情により、当会社が認めた場合は、30時間を超える時間分とすることができます。

4. 手数料

(1) 弁護士または認定司法書士が実施する自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業の請求における手数料は、支払われるべき金額に応じて次表に掲げる金額とします。

支払われるべき金額	金額
① 150万円以下の場合	3万円
② 150万円を超える場合	支払われるべき金額 × 2%

(2) (1)以外の手数料については、社会通念上必要かつ妥当な金額とします。

5. その他の費用

日当および実費（注）等の上記1.から4.以外の費用については社会通念上必要かつ妥当な費用とします。

(注) 実費

収入印紙代、郵便切手代、賛写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金およびこれらに準ずるもので、支払の必要が生じた額をいいます。

② 事故・故障時ロードアシスト特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
自力走行不能	自力で走行できない状態をいい、盜難により使用できない状態、または法令に走行が禁じられている状態を含みます。
運搬・搬送・引取費用	被保険者が負担した次の費用をいいます。 ① 被保険自動車を損害発生の地から次のいずれかの場所まで運搬するために入った費用 ア 損害発生の地もよりの修理工場等 イ 記名被保険者の所在地（注1）もよりの修理工場等 ② 損害発生の地もよりの修理工場等にて被保険自動車の損傷の修理完了後、被保険自動車を記名被保険者の所在地（注1）もよりの修理工場等まで運搬するために要した費用 ③ 被保険自動車の損傷の修理完了後、被保険自動車を引き取るために必要であった費用。ただし、盜難にあった被保険自動車を引き取るために必要であった費用を除きます。 ④ クレーン等により、被保険自動車を路面（注2）に引き戻すために要した費用 (注1) 記名被保険者の所在地 記名被保険者の住所をいいます。 (注2) 路面 被保険自動車が自力走行不能となる直前に走行していた路面をいいます。

車両損害	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高その他偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害および被保険自動車の盗難によって生じた損害をいいます。
故障損害	故障によって被保険自動車に生じた損害をいいます。ただし、その損害の修理のために被保険自動車が故障発生地から修理工場等へ運搬される場合に限ります。
故障	被保険自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。
故障発生地	被保険自動車が故障により自力走行不能となった地をいいます。
落輪等	被保険自動車の一輪以上を路面以外の場所へ踏み出した状態（注）をいいます。 (注) 踏み出した状態 踏み越えた状態を含みます。
路面	通常、自動車の交通の用に供する道その他の場所の走行面をいいます。ただし、社会通念上自動車の走行に適さないと認められる範囲を除きます。
走行障害	キーが被保険自動車の車室内にある状態での施錠、被保険自動車のバッテリーの過放電、巻き込み（注1）、電欠（注2）やこれに類する燃料切れ（注3）によって被保険自動車に生じた走行上の障害をいいます。 (注1) 巷き込み タイヤチェーン、路面上の障害物等の巻き込みにより、被保険自動車のタイヤが正常に回転しない状態をいいます。 (注2) 電欠 被保険自動車が電気自動車である場合における電池切れをいいます。 (注3) これに類する燃料切れ 所定の場所以外での補給が困難な天然ガス等のみを燃料とする自動車における燃料切れをいいます。
応急処置費用	被保険自動車が走行不能となった地において被保険自動車を自力で走行できる状態に復旧するために要した応急の処置の費用をいいます。ただし、当会社が必要と認める処置のために生じる費用に限ります。
正規の乗車装置	乗車人員が動搖、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかの事由により、被保険自動車が自力走行不能となったことに伴い、被保険者が運搬・搬送・引取費用（注）を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、被保険者に運搬・搬送・引取費用保険金を支払います。
- ① 車両損害
 - ② 故障損害
 - ③ 落輪等
 - ④ 走行障害

(注) 運搬・搬送・引取費用

上記③については、**<用語の説明一定義>**に定める「運搬・搬送・引取費用」の④に該当する費用に限ります。

- (2) 当会社は、被保険自動車について直接生じた偶然な事由に起因して、被保険自動車が自力走行不能となつたことに伴い、被保険者が応急処置費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、応急処置費用保険金を支払います。

第3条 (補償の対象となる方－被保険者)

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 被保険自動車の所有者
- ③ 被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者（注2）

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- ① 被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
- ② 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
- ③ 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者

- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これにより当会社の支払うべき運搬・搬送・引取費用保険金または応急処置費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

(注1) その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(注2) 搭乗中の者

一時的に被保険自動車から離れている者を含みます。

第4条 (保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金および応急処置費用保険金を支払いません。

- ① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア 保険契約者または被保険者（注1）
 - イ 保険金を受け取るべき者（注2）。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
 - ウ 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注3）
 - エ 上記アからウに定める者の法定代理人
 - オ 上記アからウに定める者の業務に従事中の使用人
 - カ 上記アからウに定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領

⑨ 被保険自動車を競技、曲技もしくは試験のために使用すること、または被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注6）すること。

(注1) 保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

この者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(2) 当会社は、本条(1)に定めるほか、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金および応急処置費用保険金を支払いません。

① 下表のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間に生じた事故

② 下表のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故

③ 下表のいずれかに該当する者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で被保険自動車を運転している間に生じた事故

運転している者
ア 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注7）
イ 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（注3）
ウ 上記アおよびイに定める者の法定代理人
エ 上記アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ 上記アおよびイに定める者の父母、配偶者または子

(注7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(3) 当会社は、本条(1)および(2)に定めるほか、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金および応急処置費用保険金を支払いません。

① キーの紛失

② 被保険自動車の燃料切れ（注8）

③ 次のいずれかに起因する故障

ア エンジンの改造、車高の変更等、法令により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造

イ 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使

(注8) 燃料切れ

電欠やこれに類する燃料切れを除きます。ただし、運搬・搬送・引取費用保険金に限ります。

- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する損害によって被保険者が被った損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金および応急処置費用保険金を支払いません。

- ① 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品（注9）に生じた損害
- ② 付属品（注9）のうち被保険自動車に定着（注10）されていないものに生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ③ 法令により禁止されている改造を行った部分品および付属品（注9）に生じた損害

(注9) 付属品

普通保険約款第3章 車両保険車両条項に定める付属品をいいます。

(注10) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

- (5) 当会社は、次のいずれかに該当する路面等において被保険自動車を使用した場合、運搬・搬送・引取費用保険金および応急処置費用保険金を支払いません。ただし、被保険自動車に走行不能の直接の原因となるべき損害が生じていない場合に限ります。

- ①積雪のある路面または凍結した路面
- ②降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
- ③轍

- ④砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤

- (6) 当会社は、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第7条（費用）に定める車両運搬費用について、同条項（注11）の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、この特約の規定による運搬・搬送・引取費用保険金を重ねて支払いません。

(注11) 同条項

被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う運搬・搬送・引取費用保険金の額は、被保険者が負担した運搬・搬送・引取費用の額とします。ただし、1回の事故につき10万円を限度とします。

- (2) 1回の事故につき当会社の支払う応急処置費用保険金の額は、被保険者が負担した応急処置費用の額とします。ただし、1回の事故につき5万円を限度とします。

- (3) 運搬・搬送・引取費用または応急処置費用のうち、回収金（注）がある場合は、当会社は本条(1)に定める運搬・搬送・引取費用保険金または応急処置費用保険金の額から該当する回収金（注）の額を差し引いて運搬・搬送・引取費用保険金または応急処置費用保険金を支払います。

(注) 回収金

第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

- (3) 本条(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する運搬・搬送・引取費用保険金または応急処置費用保険金の請求権は、当会社が支払う運搬・搬送・引取費用保険金または応急処置費用保険金の金額が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が運搬・搬送・引取費用保険金または応急処置費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)の⑨の書類または証拠として、被保険自動車に対する陸送車等による被保険自動車の運搬または応急処置の事実、日付および費用を証明する客観的書類を当会社に提出しなければなりません。ただし、次条の規定を適用する場合を除きます。

第8条（現物によるお支払い）

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、被保険自動車の運搬、修理完了後の被保険自動車の搬送等、運搬・搬送・引取費用保険金または応急処置費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、運搬・搬送・引取費用保険金または応急処置費用保険金の支払に代えることができます。

第9条（他車運転補償特約の適用に関する特則）

他車運転補償特約第3条（車両損害についての特則）の（注1）に定める「特約」には、この特約を含めないものとします。

第10条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条（重大事由による解除）(2)	この保険契約	この特約
第15条(2)①	被保険者（注1）が、本条(1)の③のアからオまでのいづれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいづれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(4)②	第3章 車両保険車両条項	この特約

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

㉚ 事故・故障時代車費用補償特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用 語	説 明
自力走行不能	自力で走行できない状態をいい、法令に走行が禁じられている状態を含みます。

代車	被保険自動車の代替交通手段として使用する被保険自動車と同等クラスのレンタカー等をいいます。
納車日	被保険自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に事故・故障時運搬・搬送・引取費用特約または事故・故障時ロードアシスト特約の適用があること。
- ② 保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、次のいずれかに該当する場合において、被保険者が代車を利用したときは、被保険者が代車費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、代車費用保険金をお支払います。

- ① 事故・故障時運搬・搬送・引取費用特約第2条（保険金をお支払いする場合）または事故・故障時ロードアシスト特約第2条（保険金をお支払いする場合）(1)の規定に従い保険金支払の対象となる場合で、被保険自動車が自力走行不能となった損害発生の地から運搬・搬送されたとき。
- ② 上記①以外の場合で、普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章 基本条項(注1)の規定に従い普通保険約款第3章 車両保険車両条項第1条（保険金をお支払いする場合）(1)の保険金支払の対象となる事故に伴って被保険自動車に損害が生じたとき。ただし、下記③に該当する事由によって生じた損害を除きます。
- ③ 被保険自動車の盗難（注2）にあった場合。ただし、保険契約者または被保険者が盗難（注2）の事実を警察官に届け出たときに限ります。

(注1) 普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章 基本条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 盗難
付属品等被保険自動車の一部分のみの盗難を除きます。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

この特約において被保険者とは、被保険自動車の所有者（注）をいいます。

(注) 所有者

次のいずれかに該当する者をいいます。

- i 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ii 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii 上記i およびii 以外の場合は、被保険自動車を所有する者

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する場合は、代車費用保険金をお支払いしません。

- ① 第2条（保険金をお支払いする場合）の①に該当する場合において、事故・故障時運搬・搬送・引取費用特約第4条（保険金をお支払いしない場合）または事故・故障時ロードアシスト特約第4条（保険金をお支払いしない場合）の規定により、保険金が支払われないとき
- ② 第2条（保険金をお支払いする場合）の②に該当する場合において、普通保険約款第3章 車両保険車両条項第4条（保険金をお支払いしない場合）の規定により、被保険自動車に生じた損害に対して保険金が支払われないとき
- ③ 被保険自動車が自力で走行できる場合で、被保険者が損傷を修理しなかったとき

第5条（支払保険金の計算）

1回の事故につき、当会社の支払う代車費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者が実際に負担したレンタカー等の代車費用の額 (注)}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

(注) 代車費用の額

1日につき保険証券記載の支払限度日額を限度とします。

第6条（代車費用保険金の支払対象期間）

(1) 第2条（保険金をお支払いする場合）の①または②の場合において、代車費用保険金の対象となる費用は、次のいずれかに規定する期間に被保険者が利用したレンタカー等の代車にかかる費用に限ります。

① 被保険自動車の損傷を修理することができない場合、または被保険自動車が自力で走行できない場合であって、被保険者がその損傷を修理しなかったときは、事故日から次のうちいずれか早い日まで

ア 事故日を起算日として30日後の日

イ 保険金支払日

ウ 被保険自動車の代替自動車を新たに取得した日

② 被保険者が被保険自動車の損傷を修理した場合、事故日から次のうちいずれか早い日まで

ア 事故日を起算日として30日後の日

イ 納車日。ただし、保険契約者、被保険者または車検証の使用者欄に記載された者の責に帰すべき事由により納車日が遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日を納車日とみなします。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故日の翌日以降に修理工場等に入庫した場合であって、保険契約者または被保険者がその旨を当会社に通知し、当会社が承認したときは、修理工場等に入庫した日を事故日とみなして本条(1)の規定を適用します。

(3) 第2条（保険金をお支払いする場合）の③の場合において、代車費用保険金の対象となる費用は、次のいずれかに規定する期間に、被保険者が利用したレンタカー等の代車にかかる費用に限ります。

① 被保険自動車が発見されなかったことにより、または発見されたが損傷していたことにより、当会社が普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章基本条項（注1）に従い、全損として保険金を支払う場合は、警察届出日（注2）から次のうちいずれか早い日まで

ア 警察届出日を起算日として30日後の日

イ 保険金支払日

② 被保険自動車が発見された場合であって、上記①以外のときは、警察届出日から次のうちいずれか早い日まで

ア 警察届出日を起算日として30日後の日

イ 被保険自動車が発見されて、保険契約者、被保険者または車検証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日（注3）。ただし、保険契約者、被保険者または車検証の使用者欄に記載された者の責に帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。

(注1) 普通保険約款第3章 車両保険車両条項および第4章 基本条項
被保険自動車について適用される他の特約を含みます。

(注2) 警察届出日

保険契約者または被保険者が盗難にあったことを警察官に届け出た日をいいます。

(注3) 手元に戻った日

発見時における被保険自動車の損傷の状態により修理が必要な場合は、修理完了後手元に

戻った日をいいます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して代車費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われているときには、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ代車費用保険金を支払います。
- (注) 損害の額
それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。
- (3) 本条(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（保険金の請求）

当会社に対する代車費用保険金の請求権は、第6条（代車費用保険金の支払対象期間）の規定によって当会社が代車費用保険金を支払うべき日数を確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第9条（現物による支払）

当会社は、第2条（保険金をお支払いする場合）の規定にかかわらず、被保険者からの申出があつた場合には、代替自動車の貸与をもって代車費用保険金の全部または一部の支払に代えることができます。

第10条（他の特約との関係）

この特約の適用において、第2条（保険金をお支払いする場合）の①の規定により代車費用保険金を支払うべき場合は、当会社は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条（重大事由による解除）(2)	この保険契約	この特約
第15条(2)①	被保険者（注1）が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(4)②	第3章 車両保険車両条項	この特約
第26条（代位）(3)	車両損害	この特約第2条（保険金をお支払いする場合）の規定により当会社が代車費用保険金を支払うべき損害

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険

約款第3章 車両保険車両条項第12条（盗難自動車の返還）の規定中、「既に受け取った保険金」には、代車費用保険金を含めないものとします。

㉙ 日常生活賠償責任特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
事故	日本国内において発生した次に定める事故をいいます。 ① 記名被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
住宅	記名被保険者の居住の用に供される住宅（注）で、敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
日常生活	住宅以外の不動産および自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有、使用または管理を除きます。
身体の障害	生命もしくは身体を害することをいいます。
財物の損壊	財物を滅失、破損もしくは汚損することをいいます。
保険金額	保険証券にこの特約の保険金額として記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
損害賠償請求権者	事故により被保険者に対して損害賠償を請求できる者（注）をいいます。 (注) 被保険者に対して損害賠償を請求できる者 事故の被害者、被害者が死亡した場合の被害者の法定相続人等をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、被保険者が、事故による他人の身体の障害または財物の損壊により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ ①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1)の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(3) (1)の記名被保険者として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、当

会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく記名被保険者の変更を当会社に申し出て、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかつたものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条（支払保険金の計算）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 上記④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかの損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注4）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注5）、銃器（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注4) もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産

住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(注5) 船舶・車両

ゴルフ場構内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いすおよび歩行補助車で原動機を用いるものならびに原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

(注6) 銃器

空気銃を除きます。

(3) 被保険者が第3条（補償の対象となる方－被保険者）(1)の⑤に規定する者である場合は、(2)の①から④までおよび⑥の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用

します。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式により算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} + \boxed{\text{次条の①から③までの費用}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$$

- (2) 当会社は、本条(1)に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

- ① 次条④および⑤の費用
② 第12条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6条（費用）

前条の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）をいいます。

費用	説明
① 損害防止費用	第8条（事故発生時の義務）の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用	第8条（事故発生時の義務）の④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第12条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用をいいます。
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用をいいます。

- (注) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用

収入の喪失を含みません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金を支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、第2条（保険金をお支払いする場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

事故発生時の義務	説明
① 損害発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 求償権の保全等	他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合にはその権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求を受けた場合には、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を講じる場合を除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑥ 訴訟の通知	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑦ 他の保険契約の申告	他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく当会社に通知すること。
⑧ 書類の提出等	上記①から⑦のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条の①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額

② 前条の②、③、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ 前条の④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条の⑤の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帶債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害

賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができます。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章 基本条項第23条(保険金の請求) (2)に定めるほか、次の書類のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 示談書その他これに代わるべき書類

③ 損害を証明する書類

④ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

(3) 被保険者が、正当な理由がなく本条(2)の規定に違反した場合または同条(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（当会社による協力または援助）

被保険者が事故（注）にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 事故

被保険者に対する損害賠償請求に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。

第12条（当会社による解決）

(1) 被保険者が事故（注1）にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）を行います。

(注1) 事故

被保険者に対する損害賠償請求に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。

(注2) 訴訟の手続

弁護士の選任を含みます。

(2) 本条(1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、本条(1)の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額（注3）を明らかに超える場合または保険証券記載の免責金額を明らかに下回る場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 正当な理由がなく被保険者が本条(2)に規定する協力を拒んだ場合

(注3) 保険金額

保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

第13条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 事故（注1）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して本条(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して本条(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注2）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(注1) 事故

被保険者に対する損害賠償請求に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。

(注2) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。

(3) 前条および本条の損害賠償額とは、次の算式によって算出される額をいいます。

$$\text{損害賠償額} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) 本条(2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額(注4)を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は本条(1)の規定による請求権行使することはできず、また当会社は本条(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ① 本条(2)の④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注3) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(注4) 保険金額

保険証券に免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。

(7) 本条(6)の②または③に該当する場合は、本条(2)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注5)を限度とします。

(注5) 被保険者に対して支払うべき保険金の額

同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた

額をいいます。

第14条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
 - ⑧ その他当会社が本条(6)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）交通事故証明書

人の死傷を伴う事故の場合に限ります。

（注2）修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされたときはその領収書とします。

（注3）被害が生じた物の写真

画像データを含みます。

- (2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注4）

② 上記①に規定する者がいない場合または上記①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ 上記①および②に規定する者がいない場合または上記①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注4）または上記②以外の3親等内の親族

（注4）配偶者

<この保険約款全般に共通する用語の説明一定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (3) 本条(1)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、本条(1)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に違反した場合または本条(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

- (6) 当会社は、前条(2)の①から④または同条(6)の①から③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日（注5）からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（注5）請求完了日

損害賠償請求権者が本条(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (7) 本条(6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(6)の規定にかかるらず、当会社は、請求完了日（注5）からその日を含めて次に掲げる日数（注6）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① 本条(6)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注7） 180日
 - ② 本条(6)の①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 本条(6)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条(6)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ 本条(6)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注6）次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注7）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (8) 本条(6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注8）には、これにより確認が遅延した期間については、本条(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

（注8）正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合

必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。

第15条（損害賠償額請求権の行使期限）

第13条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第16条（損害賠償請求権者の先取特権）

- (1) 事故にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注1）について先取特権を有します。
- (注1) 第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注3）
- (注2) 当会社から被保険者に支払う場合
被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注3) 当会社から被保険者に支払う場合
損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注1）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注1）を質権の目的とし、または本条(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第17条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第11条（当会社による協力または援助）または第12条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、保険金額（注1）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (注1) 保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第13条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額をいいます。
- (2) 本条(1)により当会社が供託金（注2）を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (注2) 供託金
利息を含みます。
- (3) 本条(1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第13条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および第5条（支払保険金の計算）(1)ただし書の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) 本条(1)の供託金（注2）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注2）の限度で、本条(1)の当会社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。
- (注3) 貸付金
利息を含みます。
- (5) 第10条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、本条(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第18条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第19条（他の特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約にゴルファー特約が付帯された場合において、この特約を適用する場合は、第4条（保険金をお支払いしない場合）(2)の④の規定は、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディについては適用しません。

第20条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条（重大事由による解除）(2)	この保険契約	この特約
第15条(2)①	被保険者（注1）が、本条(1)の③アからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③アからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(2)②	被保険者（注2）	この特約の被保険者
第15条(4)①	第1章第1節 対人賠償責任条項および同章第2節 対物賠償責任条項	この特約
第15条(4)（注）	第1章第1節 対人賠償責任条項第5条（費用）および同章第2節 対物賠償責任条項第5条（費用）	この特約第6条（費用）
第15条(5)（注）	第1章第1節 対人賠償責任条項第5条（費用）および同章第2節 対物賠償責任条項第5条（費用）	この特約第6条（費用）

第21条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

㉔ ゴルファー特約 I 基本条項

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償の範囲）

当会社は、事故態様別にⅡ 身体傷害補償条項およびⅢ ホールインワン・アルバトロス費用補償条項に区分して掲げる各補償条項のうち、保険証券にこの特約の対象である旨記載された補償に対して保険責任を有するものとします。

第3条（補償の対象となる方—被保険者）

この特約において、被保険者とは、ゴルファー特約の被保険者として保険証券に記載された者をいいます。

第4条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条(重大事由による解除)(2)	この保険契約のその被保険者に係る部分	この特約
第15条(2)①	被保険者(注1)が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者の者に限ります。
第15条(2)②	被保険者(注2)	この特約の被保険者
第15条(4)②	第3章 車両保険車両条項	この特約 III ホールインワン・アルバトロス費用補償条項
第15条(5)②	第2章第1節 人身傷害補償条項または同章第2節 傷害一時金条項	この特約 II 身体傷害補償条項

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

II 身体傷害補償条項

<用語の説明—定義>

この条項において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用 語	説 明
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、および医療保険金をいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフ場	日本国内および国外に所在するゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、クラブ等（注1）を使用してくり返しスイング（注2）を行うことをいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。 (注1) クラブ等 ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具をいいます。

	(注2) スイング 場所がどこであるかにかかわらず、クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
事故	第1条（保険金をお支払いする場合）に定める事故をいいます。
傷害	事故により被った身体の傷害（注）をいいます。 (注) 身体の傷害 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、次の症状を除きます。 i 繙続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状 ii 細菌性食物中毒 iii 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で医学的他覚所見のないもの
保険金額	保険証券に記載された身体傷害の保険金額で、被保険者1名ごとに、当会社が支払う死亡保険金および後遺障害保険金の限度額をいいます。
後遺障害	身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、被保険者がゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導（注）中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害に対して、この条項およびI 基本条項の規定に従い保険金を支払います。

(注) ゴルフの練習、競技または指導

これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その者の受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑦ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ 上記⑦に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑨ 上記⑤から⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被り、その直接の結果として、下表に掲げる支払事由に該当する場合に、同表のとおり保険金を支払います。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にこれら支払事由が生じた場合に限ります。

保険金の区分	支払事由	保険金の額	保険金請求権者
① 死亡保険金	死亡した場合	保険金額の全額（注1）	被保険者の法定相続人
② 後遺障害保険金	後遺障害が生じた場合	保険金額×別表I 後遺障害等級表に定める割合	被保険者
③ 入院保険金	生活機能または業務能力の減失（注2）をきたし、かつ、医師の治療を受けた場合	入院期間に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5	被保険者
④ 通院保険金	生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ、入院によらないで医師の治療を受けた場合	通院日数（注3）に対し、1日につき保険金額の1,000分の1。ただし、90日分に相当する額を限度とします。	被保険者

（注1）全額

既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額とします。

（注2）生活機能または業務能力の減失

次に掲げる状態をいいます。

i 医師の指示に基づき病院または診療所に入院している状態

ii 別表IIのいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けている状態

（注3）通院日数

往診日数を含みます。

- (2) 後遺障害保険金を支払う場合において、被保険者が事故発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。
- (3) 別表I 後遺障害等級表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

区分	保険金支払割合
① 別表I 後遺障害等級表の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
② 上記①以外の場合で、別表I 後遺障害等級表の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
③ 上記①および②以外の場合で、別表I 後遺障害等級表の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記

	の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④ 上記①から③まで以外の場合	重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

- (5) 本条(1)の②および本条(2)から(4)に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。
- (6) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当会社は、重複して入院保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、入院保険金と死亡保険金または入院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。
- (8) 通院保険金を支払う場合において、本条(1)の④に定める治療の期間内に通院をしない場合であっても、当会社が認めた日数については、本条(1)の④の通院日数に含めます。
- (9) 当会社は、本条(1)の④および(8)の規定にかかわらず、入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (10) 当会社は、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (11) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当会社は、重複して通院保険金を支払いません。
- (12) 当会社は、通院保険金と死亡保険金または通院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。

第4条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害を被ったときは、事故発生の日時、場所、事故の状況および傷害の程度を、遅滞なく書面で当会社に通知しなければなりません。

第5条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 入院保険金については、被保険者が被った第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④ 通院保険金については、被保険者が被った第1条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

第7条（代位）

当会社が、この条項の規定に従い保険金を支払った場合でも、被保険者またはその法定相続人が、

その傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第8条（他の身体障害または疾病の影響）

被保険者が被った第1条（保険金をお支払いする場合）の傷害が次のいずれかの影響により重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響
- ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことによる影響

第9条（被保険者による解約請求）

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの条項を解約することを求めるることができます。
 - ① この特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ア 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの条項に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - イ 保険金を受け取るべき者が、この条項に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第4章 基本条項第15条（重大事由による解除）(1)の③のアからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある事由が生じた場合
 - ⑤ 上記②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、本条(1)の①から⑤までの事由がある場合において被保険者から本条(1)に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この条項を解約しなければなりません。
- (3) 本条(1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この条項を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りります。
- (4) 本条(3)の規定によりこの保険契約が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

Ⅲ ホールインワン・アルバトロス費用補償条項

この条項において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
保険金	ホールインワン・アルバトロス費用保険金をいいます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
アルバトロス	各ホールの基準打数により3つ少ない打数でボールがホールに入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴

	するものをいいます。
ゴルフ競技	<p>ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴（注）し、かつ、ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用し、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。</p> <p>（注）他の競技者1名以上と同伴 公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無は問いません。</p>
保険金額	保険証券に記載されたホールインワンまたはアルバトロスの保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
祝賀会費用	<p>ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内（注）に開催された祝賀会に要する費用をいいます。</p> <p>（注）3か月以内 祝賀会としてゴルフ競技を行う場合には、積雪により終日クローズ（ゴルフ競技を全くできなかつたことをいいます。）した期間のうち当会社の認める期間を延長します。</p>
ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催または後援する公式競技をいいます。
ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。

第1条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として次の①から⑤の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に、この条項およびI 基本条項の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入用品を除きます。
 - ア 貨幣、紙幣
 - イ 有価証券
 - ウ 商品券等の物品切手
 - エ プリペイドカード（注）
- ② ホールインワンまたはアルバトロス達成の祝賀会費用
- ③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④ 同伴キャディに対する祝儀
- ⑤ その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

（注）プリペイドカード

被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金をお支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- ③ 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている場合、その被保険者が行ったホールインワンまたはアルバトロス

（注）使用者

臨時雇いを含みます。

第3条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、支払限度額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

（注）支払限度額

それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保健金額の高い保険契約または共済契約より、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金の額

第4条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、被保険者が第1条（保険金をお支払いする場合）のホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合は、次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知しなければなりません。

- ① そのホールインワンまたはアルバトロスを達成した日時、場所および状況
- ② 同伴競技者の住所および氏名または名称
- ③ 当該ゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者として使用したキャディの住所および氏名

第5条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前条の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の①および②の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が費用を負担した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が、この条項の規定に従い保険金の支払を請求しようとするときは、普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)に定めるほか、次の書類のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 次の者すべてが署名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
 - ア 同伴競技者
 - イ 当該ゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者として使用したキャディ
 - ウ 当該ゴルフ場の責任者

- ② 第1条（保険金をお支払いする場合）の①から⑤の費用の支払を証明する領収書
- (3) 被保険者が、正当な理由がなく本条(2)の規定に違反した場合または本条(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条（保険金額の自動復元）

当会社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

別表I 後遺障害等級表

等級	後 遺 障 害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廢したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廢したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護をするもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護をするもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの (7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の	

	労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廢したもの (7) 1下肢の用を全廢したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの	59%
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廢したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廢したもの</p> <p>(8) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの</p>	50%
第7級	<p>(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廢したもの</p> <p>(8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廢したもの</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>	42%
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廢したものまたはおや指以外の4の手指の用を廢したもの</p> <p>(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廢したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廢したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p>	34%

	(10) 1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>(3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p>	15%

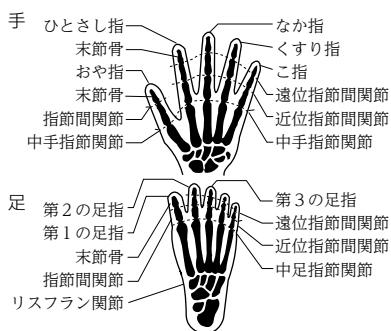
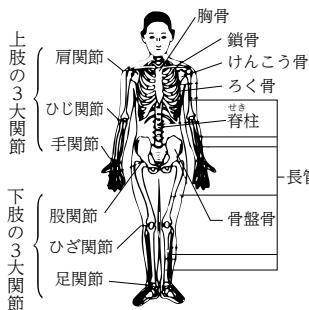
	<p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手のこ指を失ったもの</p> <p>(10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 外貌に醜状を残すもの</p>	10%
第13級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>(3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したものまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 1手のこ指の用を廃したもの</p> <p>(7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p>	7%
第14級	<p>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残したものまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>	4%

備考

- (1) 視力の判定は、万国式試視力表によります。
- (2) 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
- (5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (6) 7等級から9等級までの規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

注1 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、その等級の後遺障害とします。

注2 関節などの説明図



別表II

1. 兩眼の矯正視力が0.06以下になっていること。
2. 咀しゃくまたは言語の機能を失っていること。
3. 兩耳の聴力を失っていること。
4. 兩上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
5. 1下肢の機能を失っていること。
6. 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
7. 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
8. その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。

注1 上記4. の規定中「手関節」および「関節」については別表Iの関節などの説明図によります。

注2 上記4. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

㉕ 携行品損害特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
事故	不測かつ突発的な事故をいいます。
自動車	この特約における自動車には原動機付自転車を含みます。
保険の対象	<p>この特約の補償の対象となる物で、記名被保険者の居住の用に供される住宅（注1）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（注2）をいいます。</p> <p>(注1) 住宅 敷地を含みます。</p> <p>(注2) 被保険者所有の身の回り品 次に掲げる物は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ii 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 iii 移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 iv 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物 v 動物、植物等の生物 vi 手形その他の有価証券（小切手を含みません。）、印紙、切手 vii 預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 viii 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ix その他保険証券記載の物
保険金額	保険証券にこの特約の保険金額として記載された保険金額で、当会社が支払う保険金の限度額をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
乗車券等	<p>鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注）、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。</p> <p>(注) 鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券 定期券は除きます。</p>

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

当会社は、事故によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約により、保険金を支払います。

第3条（補償の対象となる方－被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、次のいずれかに定める者とします。
 - ① 記名被保険者（注1）
 - ② 記名被保険者およびその配偶者（注2）

③ 記名被保険者およびその家族（注3）

(注1) 記名被保険者

被保険者を記名被保険者のみとしている場合は、保険証券に「本人型」と記載されます。

(注2) 記名被保険者およびその配偶者

被保険者を記名被保険者およびその配偶者としている場合は、保険証券に「夫婦型」と記載されます。

(注3) 記名被保険者およびその家族

被保険者を記名被保険者およびその家族としている場合は、保険証券に「家族型」と記載されます。

(2) 本条(1)の③に定める「家族」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者の配偶者
- ② 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者（注2）の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
- ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ⑤ 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間に生じた事故
- ⑦ 被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態で自動車を運転している間に生じた事故
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑩ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑫ 上記⑧から⑩の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ 差し押え、徵發、沒収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑭ 保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- ⑮ 保険の対象の自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
- ⑯ 保険の対象の擦傷、搔き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑰ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機能的事故。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。
- ⑱ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除き

ます。

(19) 保険の対象の置き忘れまたは紛失

(注 1) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 2) 保険金を受け取るべき者

保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注 3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注 4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{次条の損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度(注)ごとに保険金額をもって限度とします。

(注) 保険年度

保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。

第6条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、価値の下落は損害額に含みません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、本条(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
- (4) 保険契約者または被保険者が次に掲げる費用を負担したときは、その費用および本条(1)から(3)の規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- ① 第10条(事故発生時の義務)の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち当会社が必要または有益であったと認めた費用
- ② 第10条(事故発生時の義務)の⑥に規定する手続のために必要な費用
- (5) 本条(1)から(4)の規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超えるときは、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) 本条(1)から(5)の規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した本条(4)の①および②の費用の合計額を損害額とします。
- (7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超えるときは、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

(3) 本条(2)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（この保険契約における身の回り品補償特約による支払保険金との関係）

この特約が付帯された保険契約において身の回り品補償特約により保険金が支払われる場合には、第2条（保険金をお支払いする場合）の規定にかかわらず、次のとおりとします。

① 身の回り品補償特約と他の保険契約等（注1）につき、それぞれ他の保険契約等（注1）がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、この特約の規定による保険金を支払いません。

② 上記①以外のときは、当会社は、この保険契約（注2）を前条(1)に規定する他の保険契約等に含めて、この特約の規定を適用します。

(注1) 他の保険契約等

この保険契約を含みません。

(注2) この保険契約

身の回り品補償特約について規定される部分に限るものとし、この特約についての規定は含みません。

第9条（現物による支払）

当会社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第10条（事故の発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、第2条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

事故発生時の義務	説明
① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故発生の日時、場所、事故の概要、損害の状況および程度を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア 事故の状況 イ 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 盗難の届出	保険の対象が盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかを遅滞なく行うこと。 ア 小切手の場合 その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出 イ 乗車券等の場合 その運輸機関（注2）または発行者への届出

(5) 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、必要な応急の仮手当をするときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ること。
(6) 求償権の保全等	他人に損害賠償の請求（注3）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
(7) 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
(8) 訴訟の通知	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
(9) 他の保険契約等の申告	他の保険契約等の有無および内容（注4）について、遅滞なく当会社に通知すること。
(10) 書類の提出等	上記①から⑨のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 振出人

被保険者が振出人である場合を除きます。

(注2) その運輸機関

宿泊券の場合はその宿泊施設とします。

(注3) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注4) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条の①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額

② 前条の②から⑤までまたは⑧から⑩までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ 前条の⑥の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ 前条の⑦の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条③の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、事故発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第4章 基本条項第23条（保険金の請求）(2)に定めるほか、次の書類のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 当会社の定める事故状況報告書

② 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書。ただし、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明書に限ります。

③ 保険の対象の損害の程度を証明する書類

(3) 被保険者が、正当な理由がなく本条(2)の規定に違反した場合または本条(2)の書類に事実と異な

る記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第13条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見したときまたは回収したときは、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第14条（被害物についての当会社の権利）

- (1) 当会社が被保険者が有する所有権その他の物権を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当会社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収されたときは、第6条（損害額の決定）(4)の①の費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかつたものとみなします。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- (4) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が保険金を支払ったときは、当会社は、次の算式によって算出される割合によりその盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注2）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

$$\frac{\text{当会社が盗取された保険の対象の所有権その他の物権を取得する割合}}{\text{保険金の額}} = \frac{\text{保険金の額}}{\text{保険価額}}$$

（注1）保険価額

保険の対象が乗車券等の場合は損害額

（注2）支払を受けた保険金に相当する額

第6条（損害額の決定）(4)の①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

- (5) 本条(2)または(4)ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象のき損または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当会社が保険金を支払うべき損害額は第6条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第15条（この特約が付帯された保険契約との関係）

- (1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
- (2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第16条（他の特約との関係）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約および家族運転者等年齢条件特約の規定は適用しません。

第17条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款第4章 基本条項を次のとおり読み替えて適用します。

箇 所	読み替え前	読み替え後
第15条(重大事由による解除)(2)	この保険契約	この特約
第15条(2)①	被保険者(注1)が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。	この特約の被保険者が、本条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当すること。ただし、記名被保険者または第3章 車両保険車両条項の被保険者以外の者に限ります。
第15条(4)②	第3章 車両保険車両条項	この特約

第18条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

ご契約の手続きに関する特約ほか

㉙ 保険料分割払特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用 語	説 明
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、保険証券記載の払込期日をいいます。 (注) 分割保険料を当会社に払い込む期日 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座(注)をいいます。 (注) 指定する口座 提携金融機関に設定した口座とします。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日(注)をいいます。 (注) 契約内容を変更する日 普通保険約款第4章 基本条項第6条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいいます。
追加保険料払込期日	保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 (注) 追加保険料を当会社に払い込む期日 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

区分	払込方法
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割保険料	保険料払込期日までに払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社は、第3回分割保険料の保険料払込期日を第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (4) 保険契約者は、当会社の承認を得て、分割保険料の払込方法を変更することができます。

第3条（分割保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が本条(2)の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注）を既に適用しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

第5条（追加保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の①および②に定めるところに従い請求した追加保険料（注）	当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込むものとします。
② 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の④に定めると	

ころに従い請求した追加保険料（注）	
③ 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の③および⑤に定めるところに従い請求した追加保険料（注）	

(注) 追加保険料

この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、変更日の属する保険年度に対する追加保険料をいいます。

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が本条(1)の追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認します。

区分	追加保険料の払込み
① 第1回分割追加保険料	当会社が請求した日に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降の分割追加保険料	追加保険料払込期日までに払い込むものとします。

- (3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。
- (4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第3回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (5) この保険契約の保険期間が1年を超える場合で、本条(1)の規定により、追加保険料を請求したときは、当会社は、翌保険年度以降、分割保険料を変更します。この場合において、変更後の分割保険料を第2条(分割保険料の払込方法)(1)の②に定める第2回目以降の分割保険料とみなして、この特約の規定を適用します。

第5条 (追加保険料領収前の事故)

- (1) 当会社は、保険契約者が前条(1)の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 前条(1)の①の追加保険料の支払を怠った場合（注1）	保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当会社は、保険金を支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 前条(1)の②の追加保険料の払込みを怠った場合	追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
③ 前条(1)の③の追加保険料の払込みを怠った場合	追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

(注1) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (2) 本条(1)の①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (3) 前条(2)の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)および(2)の規定を適用します。
 - ② 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追

加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ③ 保険契約者が上記②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注2）を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注2) この規定

第3条（分割保険料領収前の事故）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第6条（解除－分割保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- ② 保険料の払込方法が月払の場合で、保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

(注1) 保険料払込期日

第4条（追加保険料の払込み）(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割保険料

第4条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

(注3) 次回保険料払込期日

払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の払込期日をいいます。

- (2) 本条(1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① 本条(1)の①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または保険期間の末日のいずれか早い日
- ② 本条(1)の②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または保険期間の末日のいずれか早い日

⑦ 初回保険料の払込方法等に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた総保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
初回保険料払込	保険契約者が初回保険料を当会社に払い込む期日（注）であって、保険期

期日	間の初日の属する月の翌月の保険証券記載の払込期日をいいます。 (注) 初回保険料を当会社に払い込む期日 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定する口座 (注) をいいます。 (注) 指定する口座 提携金融機関に設定した口座とします。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
初回追加保険料	追加保険料(注)を一時に払い込む場合は、当会社が請求した追加保険料(注)の総額をいい、追加保険料(注)を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。 (注) 追加保険料 この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、変更日の属する保険年度に対する追加保険料をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応答日から1年間をいいます。
初回追加保険料 払込期日	保険契約者が初回追加保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、変更日の属する月の翌月の変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。 (注) 追加保険料を当会社に払い込む期日 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日 (注) をいいます。 (注) 契約内容を変更する日 普通保険約款第4章 基本条項第6条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を第2条（初回保険料の払込方法）に定める方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（初回保険料の払込方法）

(1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。ただし、その場合には、次に定める条件をすべて満たしてなければなりません。

- ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結のときに設定されていること。
- ② 保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日（注）までになされていること。

(注) 保険期間の初日の前日

この特約を付して保険契約を締結した旨の所定の保険申込書を当会社が受領した日と保険期間の初日が同日である場合は、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時とします。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、初回保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第3条（初回保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、初回保険料払込期日までに、初回保険料を払い込まなければなりません。
 - (2) 保険契約者が初回保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときには、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
 - (3) 保険契約者が初回保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合、保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
 - (4) 保険契約者が初回保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、保険契約者が初回保険料を払い込むべき初回保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (注) 初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日
 提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。

第4条（初回保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対しては、普通保険約款第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときは、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は払込期日の属する月の翌々月末までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条（初回保険料払込み前の事故）

- (1) 被保険者、損害賠償請求権者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第6条（保険責任の始期および終期の特則）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険契約者が当会社へこの特約を付して保険契約を締結した旨の所定の保険申込書を提出し、当会社がこれを受領した時までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（初回追加保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者または被保険者が、訂正の申出または通知事項等の通知を書面または当会社の定め

る通信方法により当会社所定の連絡先に行った場合は、当会社は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることにより払い込むことを承認します。ただし、この保険契約の保険料の払込方法が口座振替による場合に限ります。

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、初回追加保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第8条（初回追加保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、初回追加保険料払込期日までに、初回追加保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回追加保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合、保険契約者は、初回追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回追加保険料を払い込むべき初回追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによる場合においては、当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日（注）を初回追加保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(注) 初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日

提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。

- (5) 保険契約者は、普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の⑤に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第9条（初回追加保険料の払込みがない場合）

- (1) 初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の月末までに、初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の①および②の追加保険料の支払を怠った場合	第11条（解除－保険料不払の場合）(1)の②の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の④の追加保険料の払込みを怠った場合	初回追加保険料領収前に生じた事故（注1）による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
③ 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の③および⑤の追加保険料の払込みを怠った場合	初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

(注1) 初回追加保険料領収前に生じた事故

普通保険約款第4章 基本条項第11条（被保険自動車の入替における自動補償の特則）の規定に基づき新規取得自動車を被保険自動車とみなして、この保険契約を適用する場合は、同条に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除きます。

- (3) 本条(2)の①の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (4) 保険契約者が本条(2)の初回追加保険料の払い込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は「初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定（注2）を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注2) この規定

第4条（初回保険料の払込みがない場合）(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第10条（初回追加保険料払込み前の事故）

- (1) 被保険者、損害賠償請求権者または保険金を受け取るべき者が、初回追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回追加保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日に払込みを怠り、かつ、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、下表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区分	返還を請求できる保険金の額
① 普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の①および②に定めるところに従い請求したものである場合	事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額
② 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の④に定めるところに従い請求したものである場合	次の算式により算出される額 事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額 - 第9条(初回追加保険料の払込みがない場合)(2)の③の保険金の額
③ 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の③および⑤に定めるところに従い請求したものである場合	次の算式により算出される額 事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金の全額 - 第9条(初回追加保険料の払込みがない場合)(2)の③の保険金の額

第11条（解除－保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合
- ② 初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みがない場合

- (2) 本条(1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① 本条(1)の①による解除の場合は、保険期間の初日
 - ② 本条(1)の②による解除の場合は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末または保険期間の末日のいずれか早い日

第12条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

㉙ 団体扱・集団扱に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
集金契約	保険料集金に関する契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
団体	官公署または公社、公団、会社等の企業体（注）等をいいます。 (注) 公社、公団、会社等の企業体 法人・個人の別を問いません。
集団	当会社の承認する保険証券記載の集団をいいます。
保険料	この保険契約に定められた保険料をいいます。
一括扱・一括保険料	保険料を一括して払い込むことをいい、この場合に払い込む保険料を一括保険料（注）といいます。 (注) 一括保険料 保険証券記載の金額とします。
分割扱・分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むことをいい、この場合に払い込む保険料を分割保険料（注）といいます。 (注) 分割保険料 保険証券記載の金額とします。
変更日	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約内容を変更する日（注）をいいます。 (注) 契約内容を変更する日 普通保険約款第4章 基本条項第6条（契約後に通知いただく事項－通知義務）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
保険年度	保険期間の初日またはその応当日から1年間をいいます。
集金日	集金契約に定める払込期日をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失效）(1)から(5)のそれに定める日をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が、この特約に従い、集金者を経由して保険料を払い込むことについて同意していること。
- ② この保険契約が当会社の定めるこの特約の適用条件に該当し、かつ、集金者がこの保険契約の締結を認めていること。
- ③ 保険契約者が次のいずれかに該当すること。
ア 団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、またはその団体を退職した者であること。

- イ 集団およびその構成員（注）であること。
- ④ 保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。
- (注) 集団およびその構成員
集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。

第2条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を次のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 一括払
- ② 分割払

第3条（保険料の払込み）

保険契約者は、一括保険料または分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

区分	払込方法
① 一括保険料または第1回分割保険料	次のいずれかの方法により払い込むものとします。 ア 保険契約締結と同時に直接当会社に払い込む。 イ 集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。
② 第2回目以降の分割保険料	集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込む。

第4条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の①の一括保険料または第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 本条(1)の規定は、前条の①のイに従い、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、適用しません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(1)の①および②に定めるところに従い請求した追加保険料（注）	当会社が請求した日に集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込むものとします。
② 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の④に定めるところに従い請求した追加保険料（注）	
③ 普通保険約款第4章 基本条項第18条(1)の③および⑤に定めるところに従い請求した追加保険料（注）	

（注）追加保険料

この保険契約の保険期間が1年を超える場合は変更日の属する保険年度に対する追加保険料をいいます。

- (2) この保険契約の保険期間が1年を超える場合で、本条(1)の規定により、追加保険料を請求したときは、当会社は、翌保険年度以降、分割保険料を変更します。この場合において、変更後の分割保険料を第3条（保険料の払込み）の②に定める第2回目以降の分割保険料とみなして、この特約の規定を適用します。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、集金者と当会社との間に覚書が締結されている場合は、保険契約者は本条(1)の追加保険料を集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て、一括払または分割払の方法（注）により払い込むことができます。なお、この場合、保険契約者は、普通保険約款第4章 基本条項第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1)の⑤に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

(注) 一括払または分割払の方法

第2条(保険料の払込方法)の規定により一括払としている場合は、追加保険料の全額を一時に払い込むものとし、同条の規定により分割払としている場合は、追加保険料の全額を一時に払い込むかまたは変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して払い込むものとします。

- (4) 保険契約者が本条(3)の規定により、追加保険料を集金者を経て払い込む場合は、保険契約者または被保険者は訂正の申出または通知事項等の通知を書面または当会社の定める通信方法により、当会社所定の連絡先に行わなければなりません。

第6条 (追加保険料領収前の事故)

- (1) 当会社は、前条(1)の①の追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (2) 本条(1)の①の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- (3) 本条(2)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害については適用しません。

- (4) 保険契約者が前条(1)の②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (5) 保険契約者が前条(1)の③の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に従い、保険金を支払います。

- (6) 前条(3)の規定により、追加保険料が集金者を経て払い込まれている場合は、本条(1)から(5)までの規定は適用しません。

第7条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条 (特約の失効)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、それぞれ集金不能日等から将来に向かってその効力を失います。

① 集金契約が解除されたことにより集金者による保険料の集金が不能となった場合は、集金が不能となった最初の集金日

② 口座振替方式の場合で、保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかつたことが発生したときは、集金日の属する月の翌月末。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金日の属する月の翌月末までに当会社に支払った場合を除きます。

③ 保険契約者が団体を退職(注)した場合は、集金が不能となった最初の集金日。ただし、保険契約者が退職をした後も引き続きこの特約に従い保険料を払い込むことを集金が不能となった最初の集金日の属する月の翌月末までに当会社に通知した場合を除きます。

④ 口座振替以外の場合で、上記①、③および下記⑤以外の理由により集金者による集金が不能となったときは、集金が不能となった最初の集金日

⑤ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合は、その事実が発生した日

(注) 団体を退職

集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。

- (2) 本条(1)の①または⑤の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者にあててその旨を通知します。

第9条 (特約失効後の未払込保険料の払込み)

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は次に定める期日までに、未払込一括保険料または未払込分割保険料（注）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- ① 前条(1)の①および③から⑤の規定により特約が効力を失った場合は、集金不能日等の属する月の翌々月末

- ② 前条(1)の②の規定により特約が効力を失った場合は、集金不能日等の属する月の翌月末

(注) 未払込一括保険料または未払込分割保険料

一括払の場合は、一括保険料をいい、分割払の場合は、保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の保険料とします。）から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。なお、第5条（追加保険料の払込み）(3)の規定により、追加保険料が集金者を経て払い込まれる場合は、同条(1)の追加保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の追加保険料とします。）を含みます。

第10条 (未払込保険料領収前の事故)

当会社は、前条に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料（注）の全額が払い込まれなかつた場合には、集金不能日等から未払込一括保険料または未払込分割保険料（注）の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 未払込一括保険料または未払込分割保険料

一括払の場合は、一括保険料をいい、分割払の場合は、保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の保険料とします。）から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。なお、第5条（追加保険料の払込み）(3)の規定により、追加保険料が集金者を経て払い込まれる場合は、同条(1)の追加保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の追加保険料とします。）を含みます。

第11条 (解除－特約失効による未払込保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、第9条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）に定める期間内に未払込一括保険料または未払込分割保険料（注）の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。

(注) 未払込一括保険料または未払込分割保険料

一括払の場合は、一括保険料をいい、分割払の場合は、保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の保険料とします。）から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。なお、第5条（追加保険料の払込み）(3)の規定により、追加保険料が集金者を経て払い込まれる場合は、同条(1)の追加保険料（この保険契約の保険期間が1年を超える場合はその保険年度分の追加保険料とします。）を含みます。

- (2) 当会社は、本条(1)の解除を行う場合には保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

㉙ 継続契約の取扱いに関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合に適用されます。

第2条（継続契約の定義）

この特約において、継続契約とは、この保険契約と保険契約者、記名被保険者および被保険自動車を同一として当会社と締結する保険契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第3条（継続契約に関する特則）

この保険契約の継続契約に契約手続き漏れがあった場合であっても、次に定める条件のいずれも満たしているときに限り、この保険契約が満了する時のこの保険契約と同一の内容で継続契約が締結されたものとして取り扱います。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合、継続契約の保険期間は1年とします。

- ① この保険契約が1年以上を保険期間とする保険契約であること。ただし、この保険契約の保険期間が1年未満であって、かつ、保険証券に保険期間通算のノンフリート等級等継承特則を適用する旨記載されている場合を含みます。
- ② この保険契約の保険期間中に当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
- ③ この保険契約が、この特約を適用して締結されたものではないこと。
- ④ 被保険自動車を同一とする他の保険契約等がないこと。
- ⑤ 電話、面談等により、保険契約者に対して直接、継続の意思表示を行なったにもかかわらず、保険契約者側の事情により継続契約の契約手続き漏れとなつたものではないこと。
- ⑥ この保険契約の期間内に、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなされたこと。
- ⑦ 保険契約者が、保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申し込みを行なうこと。
- ⑧ 特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が上記⑦の申し込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。

第4条（継続契約に適用される内容）

前条の規定にかかわらず、次の①、②および別表に定める事項について、継続契約に適用される内容はそれぞれに定めるところによります。

- ① 特約の定める適用条件または当会社の規定により、この保険契約に適用されている他の特約が継続契約に適用されないこと、またはこの保険契約に適用されてない特約が継続契約に適用される場合があります。
- ② 当会社が、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されるものとします。

第5条（責任開始に関する特則）

第3条（継続契約に関する特則）によって締結された継続契約に対しては、普通保険約款第4章 基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

別表 継続契約に適用される内容（同一条件の例外）

項目	内容
保険金額および免責金額関連	<p>車両保険の保険金額（普通保険約款第3章 車両保険車両条項の適用がある場合）</p> <p>① 継続契約の協定保険価額は、被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（注）の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した継続契約の保険期間の初日時点の被保険自動車の価額見積額とします。 (注) 初度登録年月 被保険自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月をいいます。</p> <p>② この保険契約に修理支払限度額設定特約が適用されている場合は、継続契約の修理支払限度額は次のいずれかに定めるところにより決定します。 ア 初度登録年月から継続契約の保険期間の始期までの期間（以下「経過期間」といいます。）が3年以内のときは、上記①の価額見積額とします。 イ 経過期間が3年超5年以内のときは、上記①の価額見積額の1.2倍の金額または50万円のいずれか高い額 ウ 経過期間が5年を超えるときは、上記①の価額見積額の1.5倍の金額または50万円のいずれか高い額 エ 上記イおよびウにおいて10万円未満の端数が生じた場合は、2万5千円未満を0万円、2万5千円以上7万5千円未満を5万円、7万5千円以上を10万円とします。</p>
	<p>車両保険の免責金額（普通保険約款第3章 車両保険車両条項の適用がある場合）</p> <p>当会社の定めるところにより、この保険契約の免責金額と同一の免責金額が継続契約に適用できない場合は、次のいずれかに定めるところにより決定します。 ア 免責金額が高額免責金額（注）のときは、適用が可能な直近上位の免責金額を継続契約に適用します。 イ 上記ア以外のときは、適用が可能な最も低い免責金額を継続契約に適用します。 (注) 高額免責金額 20万円超の免責金額をいいます。</p>

⑩ 保険契約の更新に関する特約

<用語の説明－定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
通知締切日	この保険契約の保険期間の末日をいいます。
更新後契約	第2条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。
告知事項	普通保険約款第4章 基本条項<用語の説明－定義>に定める告知事項をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（保険契約の更新）

(1) 通知締切日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意

- 思表示がなされない場合には、この保険契約は次条に定める内容にて更新されるものとします。
- (2) 更新後契約の保険期間の初日はこの保険契約の保険期間の末日とし、保険期間はこの保険契約と同一の期間とします。
 - (3) 本条(1)および(2)の規定によってこの保険契約が更新された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。
 - (4) 更新後契約においては、継続証等を保険証券とみなして、更新後契約の普通保険約款および付帯される他の特約の規定を適用します。

第3条（更新後契約の内容）

- (1) 次に定める条件をすべて満たす場合には、この保険契約は、保険契約者から申出のあった内容にて更新されるものとします。
 - ① 当会社が、保険契約者に対して、通知締切日までに、更新後の内容の提示を行うこと。
 - ② 上記①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に書面または当会社の定める通信方法により更新後契約の内容の申出を行い、当会社がこれを承認すること。
- (2) 本条(1)以外の場合は、この保険契約は、第5条（更新後契約に適用される制度、料率等）、第6条（更新後契約に適用される特約）および別表に定める内容を除き、この保険契約の保険期間の末日と同一の内容にて更新されるものとします。この場合において、本条(1)の①の条件を満たすときは、当会社は、保険契約者または被保険者に更新後契約の告知事項について告知を求めたものとし、保険契約者または被保険者がこの保険契約の告知事項を更新後の契約の告知事項として改めて告知したものとみなします。

第4条（更新後契約の保険料）

更新後契約の保険料は、更新後契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴、年齢等の条件に従って定めるものとし、当会社は、この金額を継続証等に記載するものとします。

第5条（更新後契約に適用される制度、料率等）

当会社が、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度および保険料率等を改定した場合には、更新後契約に対しては、更新後契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度および保険料率等が適用されるものとします。

第6条（更新後契約に適用される特約）

特約の定める適用条件または当会社の規定により、この保険契約に適用されている他の特約が更新後契約に適用されないこと、またはこの保険契約に適用されてない特約が更新後契約に適用される場合があります。

第7条（更新後契約に変更がある場合の取扱い）

- (1) 第2条（保険契約の更新）(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、保険契約申込書等に記載した告知事項および継続証等に記載された告知事項に変更があったときはこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたときは、保険契約者または被保険者は、その内容を当会社に書面または当会社の定める通信方法により告知しなければなりません。
- (2) 本条(1)の告知については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。
- (3) この保険契約において告知義務違反による解除の理由がある場合は、当会社は、更新後契約を解除することができます。

第8条（被保険自動車の入替における自動補償に関する特則）

普通保険約款第4章 基本条項第11条（被保険自動車の入替における自動補償の特則）(1)の

規定が適用される場合で、この保険契約の保険期間の末日までに同条(2)に定める取得日があり、同条の承認の請求があったときは、取得日の翌日から起算して30日以内の、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、更新後契約の同条の規定を適用します。

第9条（運転者限定条件の自動補償の特則）

この保険契約に運転者限定特約が適用される場合で、この保険契約の保険期間の末日までに同特約第4条（運転者限定条件の自動補償の特則）の(1)または(2)に定める事実発生日があり、同条の承認の請求があったときは、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、更新後契約の運転者限定特約の規定を適用します。

第10条（運転免許取得者に対する自動補償に関する特則）

この保険契約に家族運転者等年齢条件特約が適用される場合で、この保険契約の保険期間の末日までに同特約第3条（運転免許取得者に対する自動補償の特則）(1)または(2)に定める事実発生日があり、同条の承認の請求があったときは、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、更新後契約の家族運転者等年齢条件特約の規定を適用します。

第11条（継続契約の取扱いに関する特約との関係）

当会社は、第2条（保険契約の更新）(1)の規定により、この保険契約が更新された場合には、継続契約の取扱いに関する特約に関する規定を適用しません。

別表　更新後契約に適用される内容（同一条件の例外）

区分	項目	内 容
保 險 金 額 お よ び 免 責 金 額 関 連	車両保険の保険 金額 (普通保険約款 第3章 車両保 険車両条項の適 用がある場合)	<p>① 更新後契約の協定保険価額は、被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（注）の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した更新後契約の保険期間の初日時点の被保険自動車の価額見積額とします。 (注) 初度登録年月 　　被保険自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査年月をいいます。</p> <p>② この保険契約に修理支払限度額設定特約が適用されている場合は、更新後契約の修理支払限度額は次のいずれかに定めるところにより決定します。</p> <p>ア 初度登録年月から更新後契約の保険期間の始期までの期間（以下「経過期間」といいます。）が3年以内のときは、上記①の価額見積額とします。</p> <p>イ 経過期間が3年超5年以内のときは、上記①の価額見積額の1.2倍の金額または50万円のいずれか高い額</p> <p>ウ 経過期間が5年を超えるときは、上記①の価額見積額の1.5倍の金額または50万円のいずれか高い額</p> <p>エ 上記イおよびウにおいて10万円未満の端数が生じた場合は、2万5千円未満を0万円、2万5千円以上7万5千円未満を5万円、7万5千円以上を10万円とします。</p>

車両保険の免責金額 (普通保険約款 第3章 車両保険車両条項の適用がある場合)	当会社の定めるところにより、この保険契約の免責金額と同一の免責金額が更新後契約に適用できない場合は、次のいずれかに定めるところにより決定します。 ア 免責金額が高額免責金額（注）のときは、適用が可能な直近上位の免責金額を更新後契約に適用します。 イ 上記ア以外のときは、適用が可能な最も低い免責金額を更新後契約に適用します。 (注) 高額免責金額 20万円超の免責金額をいいます。
---	--

③ リースカーに関する特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者と当会社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。
- ② 被保険自動車がリースカーの自動車保険に関する特約第1条（対象とする自動車の範囲）に定める自動車に該当すること。

第2条 (保険責任の始期)

当会社は、この特約により、普通保険約款第4章 基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は適用しません。ただし、次のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- ① 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第3条（保険料の払込み）または第6条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）(2)に定める払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に生じた事故
- ② 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第2条（保険契約の申込み）に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったときは、リースカーの自動車保険に関する特約第6条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）(1)に規定する更正の手続を行うまでの間に生じた事故

第3条 (リース契約の終了または解除の場合)

当会社は、この特約により、被保険自動車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人から被保険自動車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (解約)

リースカーの自動車保険に関する特約第8条（リース契約の終了または解除の場合）(2)の規定に基づくこの保険契約の解約は、普通保険約款第4章 基本条項第16条（保険契約の解約）の規定にかかわらず、リースカーの自動車保険に関する特約第8条(l)の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

④ 共同保険に関する特約条項

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際してこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保証証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨の事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

大同火災の自動車保険付帯サービス利用規約

自動車保険付帯サービスは「ゆいゆいサポート（ロードサービス）」と「入院時相談サービス（情報提供サービス）」から構成されています。

下記に概要とサービス提供にあたっての利用規約を掲載しています。各サービスをご利用される前に必ず一読ください。

ゆいゆいサポート（ロードサービス）

ゆいゆいサポートDX利用規約

I ゆいゆいサポート（ロードサービス）全般に関する事項

<用語の説明－定義>

この利用規約において使用される次の用語は、それぞれの定義によります。

用語	説明
ゆいゆいサポート	ゆいゆいサポートDX（デラックス）の各種サポートをいいます。
ご契約のお車	保険証券記載の被保険自動車をいいます。
ゆいゆいサポートセンター（サービス提供者）	弊社の提携業者であるジャパンアシストインターナショナル株式会社をいいます。
サービス実施者	サービス提供者からの取次、または手配により、実際にサービスを実施する者をいいます。
自力走行不能	物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、泥道・砂浜等のためにスリップする状態または走行が困難な状態を除きます。

1. ゆいゆいサポートDX（デラックス）利用規約について

- (1) ゆいゆいサポートは、「事故・故障時ロードアシスト特約」と「サービス」の提供から構成されます。
- (2) 本利用規約は、弊社が提供するロードサービスに関する事項を規定したものでです。
- (3) 「事故・故障時ロードアシスト特約」による補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定に従います。
- (4) ゆいゆいサポートによる「レッカーカーかけつけサポート」および「応急処置かけつけサポート」の提供ができない場合であっても、「事故・故障時ロードアシスト特約」の補償対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。

<例>

- ① 地域、時季、気候、道路事情等により、弊社がゆいゆいサポートによる「レッカーカーかけつけサポート」および「応急処置かけつけサポート」の提供ができない場合でも、「事故・故障時ロードアシスト特約」の規定に従い、特約の補償対象となる費用については、特約による保険金をお支払いします。
- ② 事故や故障の発生時に弊社への連絡がない場合、弊社はゆいゆいサポートによる「レッカーカーかけつけサポート」および「応急処置かけつけサポート」の提供を行うことができませんが、「事故・故障時ロードアシスト特約」の規定に従い、特約の補償対象となる費用については、特約による保険金をお支払いします。

- ③ 一部の離島等の地域では、ゆいゆいサポートによる「レッカーかけつけサポート」および「応急処置かけつけサポート」の提供ができない場合がありますが、「事故・故障時ロードアシスト特約」の規定に従い、特約の補償対象となる費用については、特約による保険金をお支払いします。

2. ゆいゆいサポート（ロードサービス）の提供対象契約

- (1) 整社は、次表右欄に掲げるロードサービスを左欄に掲げる自動車保険契約の提供対象ロードサービスとします。

自動車保険契約	ロードサービス
個人用総合自動車保険（DAY-GO！くるまの保険）	ゆいゆいサポートDX

- (2) 「他車運転補償特約」の対象となる他の自動車など、ご契約のお車以外の自動車および「原動機付自転車に関する特約」の対象となる原動機付自転車等は、ゆいゆいサポートの対象となりません。
- (3) 普通保険約款および特約の規定に従い、ご契約のお車の入替が行われた場合、車両入替後の自動車をご契約のお車として、本利用規約を適用します。
- (4) ゆいゆいサポートは、整社が提携するサービス提供者が本利用規約に従い提供します。

3. ゆいゆいサポートで提供する「各種サポート」

ゆいゆいサポートでは、以下の「各種サポート」を提供します。

- | | |
|------------------|----------------|
| ①レッカーかけつけサポート | ②応急処置かけつけサポート |
| ③ガス欠時ガソリンお届けサポート | ④おくるま故障時相談サポート |
- ※ ①および②は「事故・故障時ロードアシスト特約」による補償を含みます。

4. ゆいゆいサポートの利用対象者

- (1) 本利用規約において、利用対象者とはご契約のお車に搭乗中の方、ご契約のお車の所有者および記名被保険者をいいます。
- (2) 一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故・故障または車両のトラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗者とみなして利用対象者とします。
- (3) ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中の方は対象なりません。

5. ゆいゆいサポート適用対象地域

- (1) ゆいゆいサポートは、日本国内でのみご利用いただけます。
- (2) 一部の離島等の地域では、ゆいゆいサポートの提供ができない場合があります。

6. ゆいゆいサポートの対象期間

- (1) 保険証券記載の保険期間が、ゆいゆいサポート提供の対象期間となります。
- (2) 保険契約が保険期間の解約または解除された場合や、保険契約が取消しまたは無効となった場合は、ゆいゆいサポートの提供は行いません。

7. ゆいゆいサポートを提供できない主な場合等

- (1) サービス提供者は、次の①から⑧までのいずれかに該当する場合は、ゆいゆいサポートの提供を行いません。
- ① ゆいゆいサポートの利用に際して、事前にゆいゆいサポートセンターへ利用申込みの連絡（事前連絡）を行っていない場合

- ② 利用対象者が、本利用規約を遵守していない場合
 - ③ ゆいゆいサポートの提供を希望する自動車が、ご契約のお車ではない場合
 - ④ 利用対象者が正当な理由なくロードサービス提供時の立会いができない場合
 - ⑤ サービス提供者またはサービス実施者が、地域、時季、気候、道路事情等によりゆいゆいサポートの提供・実施が困難と判断した場合
 - ⑥ サービス提供者またはサービス実施者が、技術的にゆいゆいサポートの提供・実施が困難と判断した場合
 - ⑦ サービス提供者またはサービス実施者が、ゆいゆいサポートの内容、趣旨に照らしてサービス提供が不適切であると判断した場合
 - ⑧ ゆいゆいサポート提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承諾が得られないとき。
- (2) サービス提供者は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じたご契約のお車の事故、故障またはトラブルに対しては、ゆいゆいサポートの提供を行いません。
- ① 利用対象者の故意または重大な過失
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 上記④に規定した事象以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 - ⑧ ご契約のお車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備が加えられている場合
- (3) サービス提供者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に生じたご契約のお車の事故、故障またはトラブルに対しては、ゆいゆいサポートの提供を行いません。
- ① 利用対象者が、法令により定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合、または道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態もしくはこれに相当する状態でご契約のお車を運転している場合
 - ② 利用対象者が、競技、曲技、もしくは試験のためにご契約のお車を使用している場合、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所においてご契約のお車を使用している場合
 - ③ 詐欺または横領による場合
 - ④ 利用対象者が、危険物を積載したご契約のお車を使用している場合、または、危険物を積載した被けん引自動車をけん引したご契約のお車を使用している場合
 - ⑤ 利用対象者が、通行禁止道路・気候的閉鎖道路など一般車両が通行できない道路や、自動車の運行が極めて困難な場所、またはゆいゆいサポートの提供が不適切と判断される場所(注)においてご契約のお車を使用している場合
- (注) 自動車の運行が極めて困難な場所、またはゆいゆいサポートの提供が不適切と判断される場所
　　海浜・河川敷・未整地地域等自動車の運行が極めて困難な地域および自然保護・環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域等をいいます。

8. ゆいゆいサポートをご利用いただく際のご注意事項

- (1) ゆいゆいサポートのご提供は、事前にゆいゆいサポートセンターへ利用申込みのご連絡をい

- ただき、ゆいゆいサポートセンターがレッカー・修理業者などの手配をすることが条件となります。ご利用される方ご自身で手配された場合、ゆいゆいサポートの対象外となりますのでご注意ください。ただし、ご利用される方ご自身で手配された場合であっても、「事故・故障時ロードアシスト特約」の対象となり、特約による補償を受けられる場合がございます。
- (2) ゆいゆいサポートは、弊社の提携会社（ジャパンアシストインターナショナル株式会社およびその提携会社のサポート事業者）を通じてご提供します。なお、提携会社およびその提携会社のサポート事業者では、自動車保険のお手続きやお問い合わせなどにはお答えできません。
- (3) 利用対象者は、ゆいゆいサポートの提供を受ける場合、サービス提供者およびサービス実施者の指示に従い、必要な協力をわなければなりません。
- (4) 利用対象者は、道路交通法その他の法令、交通規則を守り、他人に迷惑を及ぼすような行為を行ってはなりません。
- (5) 各サービスに規定する上限を超える費用や各サービスの提供範囲外の費用はご利用される方のご負担となります。
- (6) 利用対象者は、ゆいゆいサポート提供時においてご契約のお車に高価な品物、代替不可能な品物または危険物等が積載されている場合、サービス提供者およびサービス実施者にその旨を事前通知しなければなりません。なお、事前通知を行わなかった場合で、サービス提供後に当該積載物に損害が生じた場合であっても、弊社およびサービス提供者ならびにサービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。
- (7) ゆいゆいサポートを提供する際、ご利用される方の証券番号等を確認し、ゆいゆいサポートの提供に必要な契約内容情報やご利用される方のご連絡先等を弊社の提供会社またはＪＡＦへ提供します。
- (8) ゆいゆいサポートセンターにご連絡いただいた際、聞き間違い等によりご利用される方へご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。
- (9) 交通事情、気象状況などにより、サービス実施者の到着にお時間がかかる場合、またはゆいゆいサポートの提供ができない場合があります。

9. J A F会員の特則

- (1) 利用対象者がJ A F会員の場合には、ご本人様のご了解のもと、原則としてJ A Fロードサービスにお取次ぎ、利用対象者はJ A Fによるロードサービスを受けるものといたします。
- (2) 上記(1)のサービスをご利用する際、一時的に費用をお立替いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (3) J A Fへのお取次ぎはゆいゆいサポートセンターで行いますので、必ず事前にゆいゆいサポートセンターへご連絡ください。
- (4) サービス実施者がJ A Fである場合、利用対象者はロードサービスにかかる費用を現場で立て替え、後日サービス提供者に対して、費用精算の請求を行うものとします。この場合において、利用対象者は当該費用の立て替えを証明する書類を、記名被保険者を経由して提出するものとします。

10. 利用対象者の費用立替・費用負担

次の①から⑥までの場合に必要な費用は、利用対象者が自ら負担するものとします。

- ① ご契約のお車が泥道・砂浜等のためにスリップする状態または走行が困難な状態からの脱出作業を行う場合
- ② 現場で作業時間30分を超える応急処置・軽作業を行う場合
- ③ 修理・作業において部品交換や消耗品の補充等が必要となる場合
- ④ 上記①から③までのほか、「II 各種サポートの内容」に定める内容を超えて作業・修理等を行う場合
- ⑤ 「事故・故障時ロードアシスト特約」でお支払いする限度額を超えた場合
- ⑥ 「事故・故障時ロードアシスト特約」の補償対象外の場合

※「事故・故障時ロードアシスト特約」による補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定によります。したがって補償対象外の場合、ゆいゆいサポート提供後に費用を負担していただくことがあります。

11. ゆいゆいサポート内容の変更・中止・終了

- (1) ゆいゆいサポートの内容は、弊社の都合による保険契約者および記名被保険者、利用対象者に予告することなく変更できるものとします。
- (2) 弊社は、保険契約者および記名被保険者、利用対象者に事前に通知することにより、ゆいゆいサポートの提供を中止または終了することができるものとします。

12. 代位

- (1) 弊社およびサービス提供者は、ゆいゆいサポートの費用を他人に損害賠償金として請求することができる場合、提供したゆいゆいサポートに対する費用を上限とし、かつ、利用対象者の権利を害さない範囲内で、利用対象者が有する権利を取得するものとします。
- (2) 弊社およびサービス提供者は、ご契約のお車の故障によりゆいゆいサポートを提供した場合であって、その原因が、自動車メーカーの無償修理等の対象であったときは、ゆいゆいサポート提供にかかった費用を自動車メーカー等に請求する場合があります。

13. 訴訟の提起および準拠法

- (1) 本利用規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

II 各種サポートの内容

1. レッカーかけつけサポート

- (1) 「レッカーかけつけサポート」の内容
 - ① ご契約のお車が、日本国内で事故や故障、落輪により自力走行不能となった場合に自力走行不能となった場所からご利用される方がご指定する修理工場等までご契約のお車を搬送する手配ならびに運搬を行います。運搬に必要な車両運搬費用等を「事故・故障時ロードアシスト特約」の規定に従い、10万円を上限にお支払いします。
 - ② 修理工場等へ運搬するために必要な仮修理を実施した費用や、修理工場等に運搬するため必要なクレーン作業料および一時保管料を含みます。
 - ③ 自宅駐車場や通常保管している場所での事故や故障の場合も、ご契約のお車が自力走行不能となった場合は対象となります。
 - ④ 運搬・搬送・引取費用の提供範囲^(注)は次のとおりです。
 - ア. 事故、故障により自力走行不能となった場所から修理工場等への運搬
 - イ. 入庫した修理工場や自宅などからの2次運搬（2次レッカー）
 - ウ. 事故や故障による損害箇所の修理完了後、修理工場等からお車を引き取るために費用が発生した場合の引取費用
 - エ. クレーン等により、ご契約のお車を路面に引き戻すために要した費用

(注)「事故・故障時ロードアシスト特約」による補償となります。詳しくは、「事故・故障時ロードアシスト特約」をご確認ください。

(2) ご利用上のご注意

- ① 砂浜、泥道などのぬかるみ、雪道等で単にスリップして抜け出せない状態からのレッカーケン引は、自力走行不能には該当しないため、対象となりません。
- ② 「事故・故障時ロードアシスト特約」で補償対象となる車両運搬費用等については、保険金としてお支払いします。本特約による保険金支払のみでは、ノンフリート等級別料率制度における事故の件数には含めません。

③ 車両保険のご請求があり、かつ、弊社がお支払い可能と判断した場合、けん引料金などの車両運搬費用は車両保険でお支払いいたします。

2. 応急処置かけつけサポート

(1) 「応急処置かけつけサポート」の内容

① ご契約のお車が日本国内で故障やバッテリー上がり、パンク等の車両自体に生じたトラブルにより自力走行不能となった場合に事故・故障現場において30分程度で対応可能な次の応急処置、軽作業を行います。応急処置に必要な修理費用等を「事故・故障時ロードアシスト特約」の規定に従い、5万円を限度にお支払いします。

- ・バッテリー上がり時のジャンピング

※ケーブルをつないでエンジンを始動させることをいいます。

- ・カギ閉じ込み時の開錠

※開錠可能な一般のシリンドラー錠に限ります。

- ・タイヤパンク時のスペアタイヤ交換

※ご契約のお車に搭載している場合にタイヤ1本を交換します。スペアタイヤ以外のタイヤ交換、パンク修理キットを使用しての応急処置は行いません。

- ・冷却水補充

- ・各種バルブ、ヒューズの取替え

- ・ボルトの締め付け

・上記以外で、現場での応急対応が可能な場合における作業時間30分程度の応急処置、軽作業

② 対応可能な応急処置、軽作業であった場合でも次の費用はご利用される方のご負担となります（応急処置かけつけサポートの手配は行います。）。

- ・部品代　・セキュリティ装置付車両の開錠費用 等

(2) ご利用上の注意

① ご契約のお車の車種やカギの種類によっては開錠できない場合があります。

② カギ閉じ込み時の開錠において、お子様が閉じ込められた状況等の際には一刻も早い対応が必要となります。ご利用される方ご自身で消防署へ通報していただくなどのご対応をお願いいたします。安全上、手配をお断りする場合がございます。

3. ガス欠時ガソリンお届けサポート

(1) 「ガス欠時ガソリンお届けサポート」の内容

① ご契約のお車が道路上でガス欠となった場合に、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油を10リットルお届けします。なお、保険期間（長期契約の場合は保険年度）中1回に限り、ガソリンまたは軽油10リットルを無料でご提供します。

② 2回目以降のガソリン代金はご利用される方のご負担となります。ただし、ガソリン配達についてはガス欠時ガソリンお届けサポートの対象となります。

③ ご契約のお車が電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送を行います。

(2) ご利用上の注意

① 燃料の自己調達が可能な状況、または自宅駐車場および同等と判断できる保管場所へのガソリン配達は対象外となります。

② ガス欠時ガソリンお届けサポートを利用する場合は、事前にゆいゆいサポートセンターへ利用申し込みの連絡（事前連絡）を行う必要があります。

4. おくるま故障時相談サポート

(1) 「おくるま故障時相談サポート」の内容

ご契約のお車の故障や車両のトラブルに対して、整備有資格者等が電話で適切なアドバイスを行います。

(2) ご利用上の注意

電話によるアドバイスで解決することができず、かつ、ご契約のお車が自力走行不能の場合は、「応急処置かけつけサポート」または「レッカーかけつけサポート」によって対応します。

III GPS機能による位置情報の通知について

ゆいゆいサポートをご利用いただく際、事故・故障またはトラブルが発生した現場等の正確な位置情報を特定することにより、サービス実施者の到着時間を短縮し、迅速なサービスをご提供します。

※ 屋内の衛星が測位されていない場所からのご利用の場合は、最寄りの基地局情報となる場合があります。

※ NTT docomo、au、SoftBank、Y!mobile（ウィルコム沖縄を含む。）の4キャリアでご利用いただけますが、一部対応できない機種もあります。

※ スマートフォンには対応していません。

1. GPS機能による位置情報の通知について

利用対象者は、次の(1)および(2)に定める条件をすべて満たしている場合は、携帯電話機に搭載されたGPS機能を使って、事故・故障またはトラブルが発生した現場等への利用対象者の位置情報をサービス提供者に通知することができます。なお、GPS機能の位置情報の誤差等からサービス実施者が遅れることを防止するため、サービス提供者から音声通話によって位置情報のご提供を求める場合がございます。

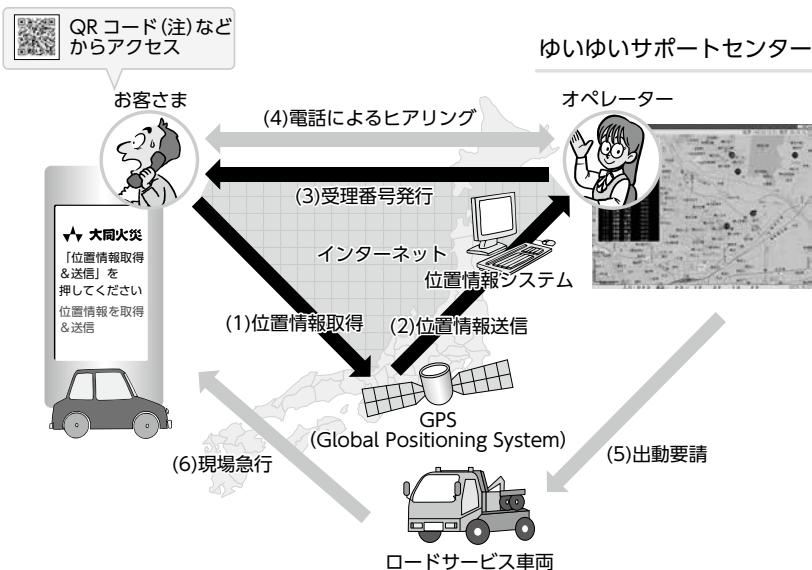
- (1) ご利用される携帯電話機にGPS機能を搭載されていること
- (2) 利用対象者がサービス提供者への位置情報の提供に同意していること

2. GPS機能による対応の流れ

GPS機能による位置情報の通知（以下「本サービス」といいます。）のみを行うものであり、位置情報通知後は、必ずゆいゆいサポートセンターへご連絡いただき、ゆいゆいサポートの手配を行ってください。ゆいゆいサポートセンターへのご連絡がない場合は、各種サポートのご提供は受けられません。なお、ゆいゆいサポートの提供にあたっては、次の(1)から(4)について同意いただきご利用ください。ただし、ご利用される方ご自身で手配された場合であっても、「事故・故障時ロードアシスト特約」の対象となり、特約による補償を受けられる場合がございます。

- (1) 本サービスをご利用するための携帯電話機の購入費用、通信費等の費用は利用者負担となります。
- (2) 本サービスは利用者の位置情報を通知するものであり、電話番号などの個人情報を通知するものではありません。
- (3) 位置情報の精度は携帯電話事業者のサービスおよび利用者の携帯電話機種により異なります。また、GPS機能付携帯電話機から本サービスをご利用された場合でも位置測位時の場所や条件により変化します。
- (4) 本サービスは予告なしに内容の変更やメンテナンス、使用する機器等の状況によりご利用を停止する場合がございます。

【イメージ】

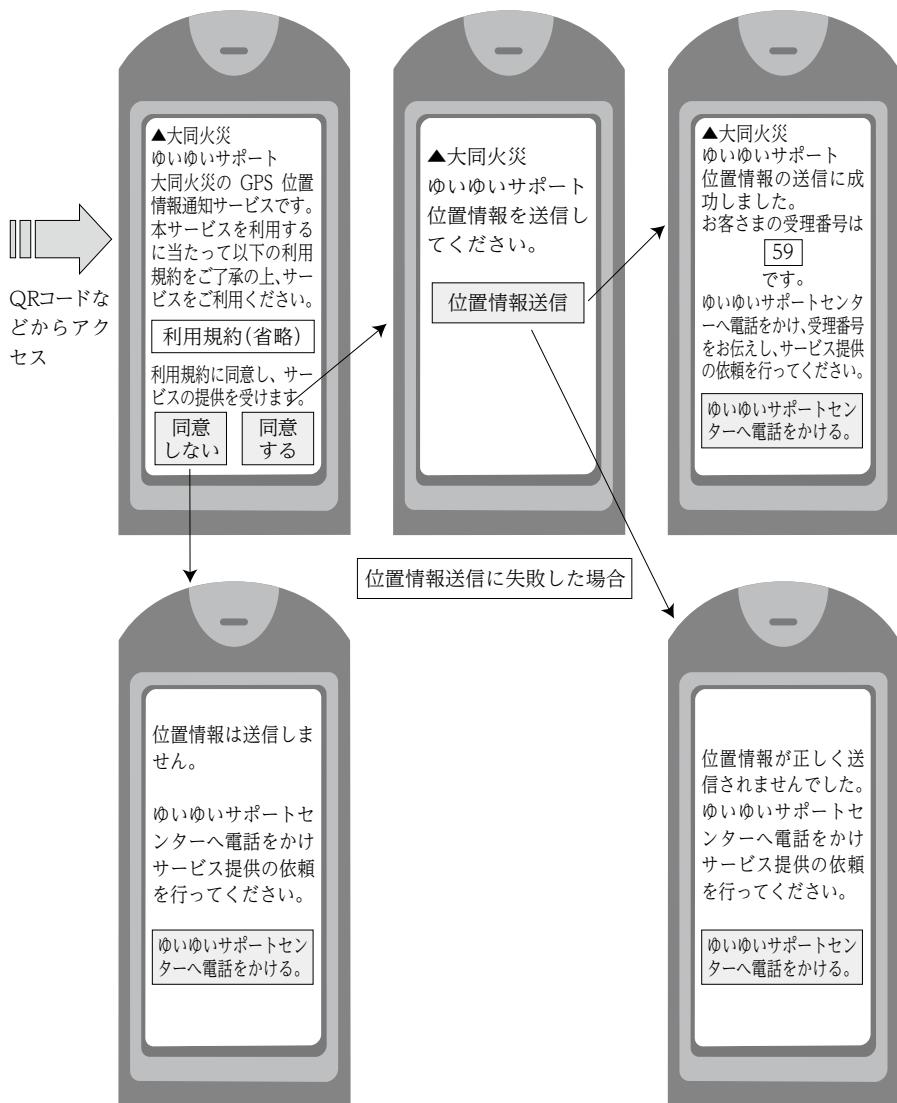


(注) QRコードおよびURLはご契約時にお送りするゆいゆいサポートカードに記載しております。

* 「QRコード®」は(株)デンソーウェーブの商標登録です。

【G P S 位置情報通知の際の携帯電話画面イメージ】

下記イメージに沿って、位置情報を送信し、ゆいゆいサポートセンターに連絡してください。
(URL:<https://gpsrs.jp/lmb/lt.html?id=daido>)



入院時相談サービス（情報提供サービス）

人身傷害補償保険の対象となる事故により入院または死亡した場合に、サービスの対象となる方からの療養生活や社会復帰等についての幅広いご相談・照会に応じ、医療・生活関連情報のご提供や、各種サービス・店舗等のご案内を行います（注）。

なお、人身傷害補償保険の対象とならない事故の場合等、サービスの提供ができないことがあります。サービス提供にあたり、オペレーターからいくつか確認事項がありますので、あらかじめご了承願います。

（注）案内を受けた各種サービス・店舗等への連絡費用、利用料は、ご利用される方のご負担となります。

入院時相談サービス利用規約

I 入院時相談サービス利用規約全般に関する事項

<用語の説明一定義>

この入院時相談サービスについて使用される用語の説明は、次のとおりとします。

用語	説明
事故	この入院時相談サービスが提供される保険契約の個人用総合自動車保険普通保険約款 人身傷害補償条項（同条項について適用される他の特約を含みます。）により人身傷害補償保険金の支払となる事故をいいます。
受傷者	事故により、死亡もしくは病院または診療所に入院した被保険者をいいます。
被保険者	個人用総合自動車保険普通保険約款 人身傷害補償条項第2条（補償の対象となる方－被保険者）の被保険者をいいます。
家族	配偶者、子、父母、兄弟姉妹、同居の親族をいいます。
親族	6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族をいいます。
サービス提供者	弊社の提携業者であるジャパンアシストインターナショナル株式会社をいいます。
生活関連情報	冠婚葬祭、ショッピング、家事・介護等の支援もしくは交通機関等に関する情報または各種相談窓口の情報をいいます。
医療関連情報	入院生活、退院後の社会復帰等に関する情報をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。

1. 入院時相談サービス利用規約について

本利用規約は、弊社の自動車保険（個人用総合自動車保険 DAY-GO!くるまの保険）をご契約されている契約者に対してご提供する入院時相談サービスの事項を定めたものです。

2. 入院時相談サービスの提供対象契約

弊社は、次表右欄に掲げるサービスを左欄に掲げる自動車保険契約の提供対象サービスとします。

自動車保険契約	サービス
個人用総合自動車保険（DAY-GO!くるまの保険）	入院時相談サービス

3. 入院時相談サービスの利用対象者

本利用規約において、利用対象者とは次の(1)から(3)のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 受傷者
- (2) 受傷者のご家族
- (3) 上記(2)以外で弊社が入院時相談サービスの利用を認めた者

4. 入院時相談サービスの内容と提供条件

提 供 条 件	人身傷害事故によって、被保険者が死亡し、または病院もしくは診療所に入院すること。
内 容	利用対象者の相談・照会に応じ、次の日本国内の情報を電話にて提供します。 ① 生活関連情報－介護、交通情報等 ② 医療関連情報－社会復帰・退院後のリハビリ施設、公的助成制度情報案内等

5. 入院時相談サービスの提供を行わない場合

- (1) サービス提供者は、利用対象者が正当な理由がなく、次の①から②までの利用者の義務に違反した場合は、入院時相談サービスの提供を行いません。
 - ① 利用対象者は、入院時相談サービスの提供を受ける場合、サービス提供者の指示に従い、必要な協力をわなければならないません。
 - ② 利用対象者は、サービス提供者の判断により、本人確認、保険証券の確認、事故発生日の確認等を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (2) サービス提供者は、利用対象者の相談・照会の内容が次の①から⑦のいずれかに該当すると判断した場合、または提供が不可能もしくは入院時相談サービスの内容、趣旨等に照らして提供が不適切であると判断した場合には、入院時相談サービスの提供を行いません。
 - ① 事故の相手方との折衝、示談または調停もしくは訴訟
 - ② 事故にかかる保険金の請求
 - ③ 訴訟で争いのある事実に関係する事柄
 - ④ 個人の趣向、風評、効果または比較情報等の主観に基づく事柄
 - ⑤ 医療トラブルまたはこれに関係する恐れがある事柄
 - ⑥ 法令に反する事柄
 - ⑦ 海外の案内情報
- (3) サービス提供者は、情報の提供に伴う物品の搬入予約・申込およびサービス・施設等の利用予約・申込等の代行は行いません。
- (4) 情報の提供に伴う物品の搬入費用およびサービス・施設等の利用料についてはご利用される方のご負担となります。

6. 入院時相談サービスの提供期間・受付時間および終了、中止または変更等について

- (1) 入院時相談サービスの提供期間・受付時間は次の①から②のとおりとします。
 - ① 提供期間は、「4. 入院時相談サービスの内容と提供条件」に定める提供条件を満たす事故の発生日の翌日から起算して1年以内とします。
 - ② 受付時間は、月～金の午前10:00～午後4:00（土日・祝日・12/31～1/3は除きます。）となります。
- (2) 入院時相談サービスの内容は、弊社の都合により保険契約者および記名被保険者、利用対象者に予告することなく変更できるものとします。

7. 訴訟の提起および準拠法

- (1) 本規約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。
- (2) この規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

お支払いする保険金の概要

個人用総合自動車保険（DAY-GO！くるまの保険）でお支払いの対象となる保険金は以下のとおりです。保険金をご請求いただく際にご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いの条件等、詳細は代理店または弊社にお問い合わせください。

【相手への賠償】

対人賠償責任保険

基本補償	補償内容	付帯
対人賠償保険金	他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、被害者1名ごとにご契約金額を限度に保険金をお支払いします。 ただし、自賠責保険で、支払われる部分を除きます。	—

費用保険金	補償内容	付帯
損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用についてお支払いします。	自動
緊急措置費用保険金	損害防止・軽減措置を講じた後に、法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動
示談交渉費用保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）の行う折衝または示談について、被保険者が弊社の同意を得て支出した費用、および被保険者が弊社の行う折衝または示談等に協力するため要した費用についてお支払いします。	自動
争訟費用保険金	損害賠償に関する争訟について弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用、またはその他権利の保全・行使に要した費用についてお支払いします。	自動
権利保全行使費用保険金	他人に損害賠償請求権を有する場合において、権利の保全または行使に必要な手続をするために、弊社の同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動
臨時費用保険金	生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡した場合は被害者1名につき10万円をお支払いします。	自動

対物賠償責任保険

基本補償	補償内容	付帯
対物賠償保険金	他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故あたりご契約金額を限度に保険金をお支払いします。自己負担額が設定されている場合は、その額を差し引いてお支払いします。	—

費用保険金	補償内容	付帯
損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用についてお支払いします。	自動

緊急措置費用保険金	損害防止・軽減措置を講じた後に、法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動
示談交渉費用保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）の行う折衝または示談について、被保険者が弊社の同意を得て支出した費用、および被保険者が弊社の行う折衝または示談等に協力するために要した費用についてお支払いします。	自動
争訟費用保険金	損害賠償に関する争訟について弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用、またはその他権利の保全・行使に要した費用についてお支払いします。	自動
権利保全行使費用保険金	他人に損害賠償請求権を有する場合において、権利の保全または行使に必要な手続をするために、弊社の同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動
落下物取り付け費用保険金	被保険自動車（ご契約のお車）に積載していた動産が落下したことにより起因して、当該落下物を取り付けるために費用を負担した場合、あらかじめ弊社の同意を得て支出した費用をお支払いします。	自動
対物全損時修理差額費用補償特約	相手のお車の修理費が時価額を超え、お客さまがその差額を負担した場合、差額分にお客さまの過失割合を乗じた額を保険金（50万円限度）としてお支払いします。	任意

【おケガの補償】

人身傷害補償保険

基本補償	補償内容	付帯
人身傷害補償保険金	自動車の運行に起因する事故等により、補償を受けられる方がケガや後遺障害を負った場合、または死亡された場合に、ご契約金額の範囲内で弊社が定めた「人身傷害補償条項損害額算定基準」に基づいて算出した保険金をお支払いします。	—

費用保険金	補償内容	付帯
損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用についてお支払いします。	自動
権利保全行使費用保険金	他人に損害賠償請求権を有する場合において、権利の保全または行使に必要な手続をするために、弊社の同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動
人身傷害の生活支援費用補償特約	一家の扶養者（被保険者を扶養し、かつ、生計を維持している者）が人身傷害事故で死亡または重度後遺障害を負った際に、その家族が生計を立て直すまでの当座の費用として、被保険者1名につき300万円をお支払いします。	任意

傷害一時金保険

基本補償	補償内容	付帯
傷害一時金保険	人身傷害補償保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の治療日数が通算して5日以上となった場合に、補償を受けられる方1名についてご契約時にお選びいただく保険金額（10万円または20万円のいずれか）の全額をお支払いします。	任意

無保険車傷害特約

基本補償	補償内容	付帯
無保険車傷害保険金	補償を受けられる方が他の自動車との事故により後遺障害を負った場合、または死亡された場合で、相手方が不明または賠償能力が十分でないために賠償を受けられない際に、補償を受けられる方ごとに保険金をお支払いします。	自動

費用保険金	補償内容	付帯
損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用についてお支払いします。	自動
権利保全行使費用保険金	他人に損害賠償請求権を有する場合において、権利の保全または行使に必要な手続をするために、弊社の同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動

【お車の補償】

車両保険

基本補償	補償内容	付帯
車両保険金	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故により、ご契約のお車が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。	任意

費用保険金	補償内容	付帯
損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用についてお支払いします。	自動
権利保全行使費用保険金	他人に損害賠償請求権を有する場合において、権利の保全または行使に必要な手続をするために、弊社の同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動
盗難引取費用保険金	盗難にあった被保険自動車（ご契約のお車）を引き取るために必要であった費用について、1回の事故につき、10万円または保険金額の10%のいずれか高い方を限度にお支払いします。	自動
共同海損分担費用保険金	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車（ご契約のお車）の分担額をお支払いします。	自動
車両運搬費用保険金	保険金を支払うべき損害により被保険自動車（ご契約のお車）が自力で移動することができない場合に、事故場所からもよりの修理工場等まで運搬するのに要した費用について、1回の事故につき、10万円または保険金額の10%のいずれか高い方を限度にお支払いします。	自動
車両全損時臨時費用保険金	車両保険によりお支払いする損害が全損（修理することができない、または修理費がご契約金額を超えてる）の場合に、1回の事故につき保険金額の10%（20万円限度）をお支払いします。	自動
車両新価保険特約	新車で購入したお車が、事故（盗難除く）により、新車価格の50%以上の損傷を被るなどしてお車を買い替えられる場合、「新車買替費用（ご契約の協定新価保険金額限度）」および「再取得時諸費用保険金」をお支払いします。	任意
修理支払限度額設定特約	協定保険価額を超える修理支払限度額を定めた場合、ご契約のお車が事故で修理を行った場合に限り、ご契約時に定めた修理支払限度額を上限にお支払いします。	任意

リースカーの車両費用 保険特約	車両保険によりお支払いする損害が全損（修理することができない、または修理費が中途解約費用の額以上）の場合、「リース契約中途解約費用」をお支払いします。	任意
--------------------	---	----

事故・故障時ロードアシスト特約

費用保険金	補償内容	付帯
事故・故障時ロードアシスト特約	被保険自動車（ご契約のお車）が、車両損害、故障損害、走行障害、落輪等の事由から、自力走行不能となったことに伴い、運搬・搬送・引取費用や応急処置費用を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。	自動

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

費用保険金	補償内容	付帯
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	この特約は、通常の車両保険では補償されない地震・噴火、それらによる津波で、ご契約のお車が全損となった場合、臨時に必要となる費用に対し、50万円を一時金としてお支払いします（車両保険の保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額をお支払いします。）。	任意

【その他の補償】

他車運転補償特約

費用保険金	補償内容	付帯
他車運転補償特約	補償を受けられる方が他人から借りたお車を運転中に事故を起こした場合であっても、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。	自動

弁護士費用等補償特約

費用保険金	補償内容	付帯
弁護士費用等補償特約	自動車事故により死傷したり、財物の損害を受ける等の被害を被った場合に、相手方への損害賠償請求に際して必要となる弁護士費用等について、弊社が別途定める弁護士費用等支払限度額（300万円）の範囲内で保険金をお支払いします（法律相談費用については10万円を限度とします）。	任意

事故・故障時代車費用補償特約

費用保険金	補償内容	付帯
事故・故障時代車費用 補償特約	車両事故または故障により、ご契約のお車が使用不能となつたため借り入れた、ご契約のお車と同等クラスのレンタカー等（代車）の費用（実損額）を、1日につき上限日額を限度にお支払いします。	任意

携行品損害特約

費用保険金	補償内容	付帯
損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用についてお支払いします。	自動
権利保全行使費用 保険金	他人に損害賠償請求権を有する場合において、権利の保全または行使に必要な手続をするために、弊社の同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動

日常生活賠償責任特約

費用保険金	補償内容	付帯
損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用についてお支払いします。	自動
権利保全行使費用保険金	他人に損害賠償請求権を有する場合において、権利の保全または行使に必要な手続をするために弊社の書面による同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動
緊急措置費用保険金	損害防止・軽減措置を講じた後に、法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用についてお支払いします。	自動
争訟費用保険金	弊社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用、またはその他権利の保全・行使に要した費用についてお支払いします。	自動
示談交渉費用保険金	被保険者（保険の補償を受けられる方）の行う折衝または示談について、被保険者が弊社の同意を得て支出した費用、および被保険者が弊社の行う折衝または示談等に協力するために要した費用についてお支払いします。	自動

共同保険引受保険会社名称一覧

保険会社名	証券表示
大同火災海上保険株式会社	大同火災
共栄火災海上保険株式会社	共栄火災
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	あいおいニ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
セコム損害保険株式会社	セコム
日新火災海上保険株式会社	日新火災
富士火災海上保険株式会社	富士火災
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	損ジャ興亜
朝日火災海上保険株式会社	朝日火災
セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	J I 傷害
ソニー損害保険株式会社	ソニー
明治安田損害保険株式会社	明治安田



Web約款のご利用をおすすめしています。

「Web約款」は、インターネットを利用して、弊社のホームページでご覧いただける約款です。ご契約時に、「冊子の約款」の送付に代えて、「Web約款」を選択いただいた場合、弊社より沖縄県の「サンゴ礁保全・再生活動」を行う団体等に寄附させていただきます。また、「Web約款」のご利用は紙の資源である森林保全にも貢献しますので、ぜひご利用ください。

弊社は、お客さまとともに「地球環境の保全促進活動」に全社を挙げて取り組んでまいります。



詳しい情報については、弊社ホームページ(<http://www.daidokasai.co.jp/>)に掲載しています。

「この島の損保。」

大同火災海上保険株式会社

【本 店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

【ホームページアドレス】<http://www.daidokasai.co.jp/>

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター 平日(午前9:00～午後5:00)

車両損害等 ☎098-869-1285

人身事故等 ☎098-869-1280

*夜間事故受付 平日夜間(午後5:00～午前9:00)、土日・祝日および12/31～1/3は、
下記専用ダイヤルにご連絡ください。

☎ 0120-091-161 (通話料無料)

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、お客さま相談センターまでご連絡ください。

☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

※ご不満・ご意見・ご要望については下記までご連絡ください。

☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00(土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続き実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんばADRセンター

[ナビダイヤル] **0570-022808 <通話料有料>**

(受付時間：午前9:15～午後5:00 ただし、土日・祝日および12/30～1/4を除きます。)

※詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)